

175.9
7
9

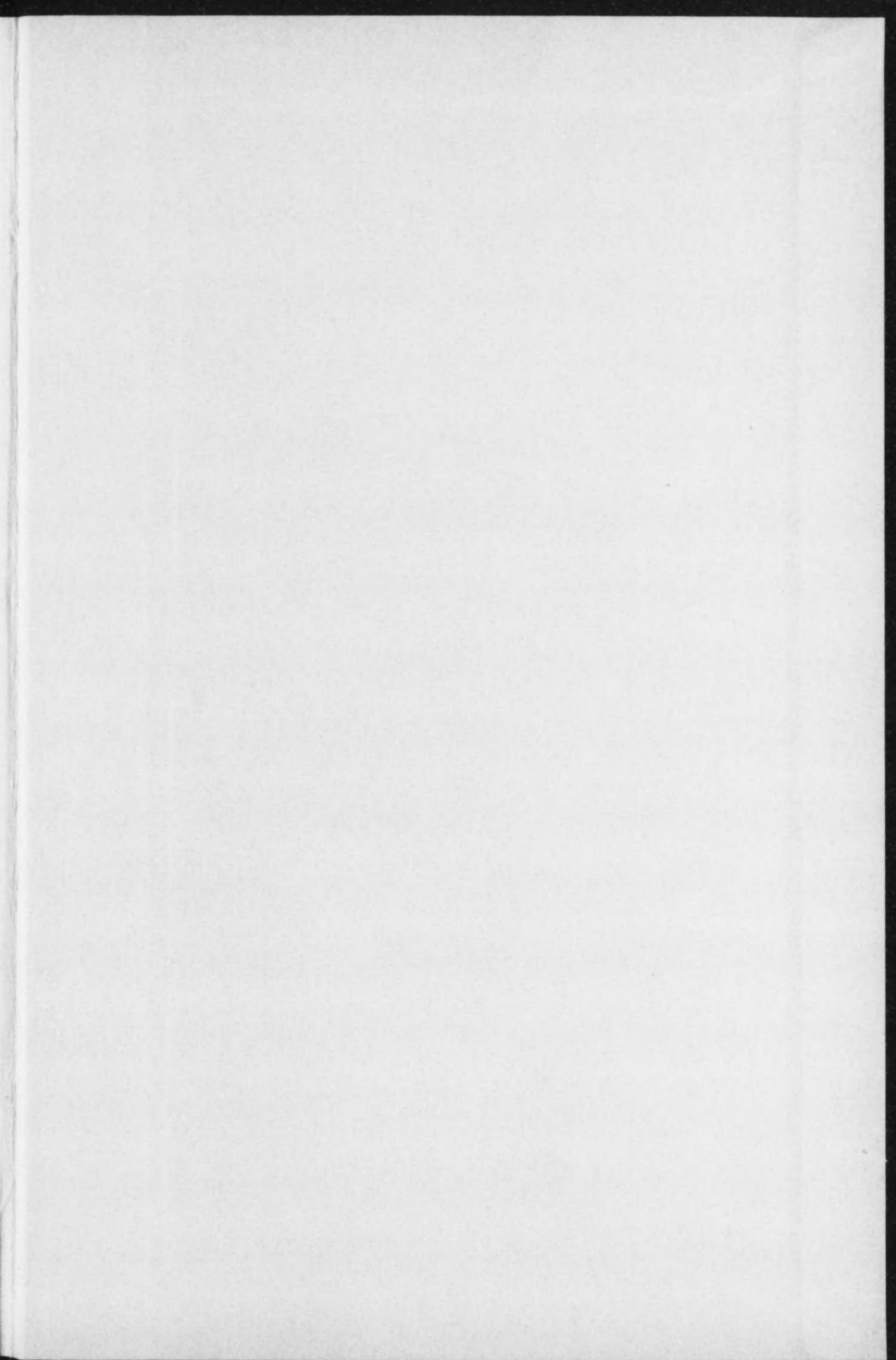
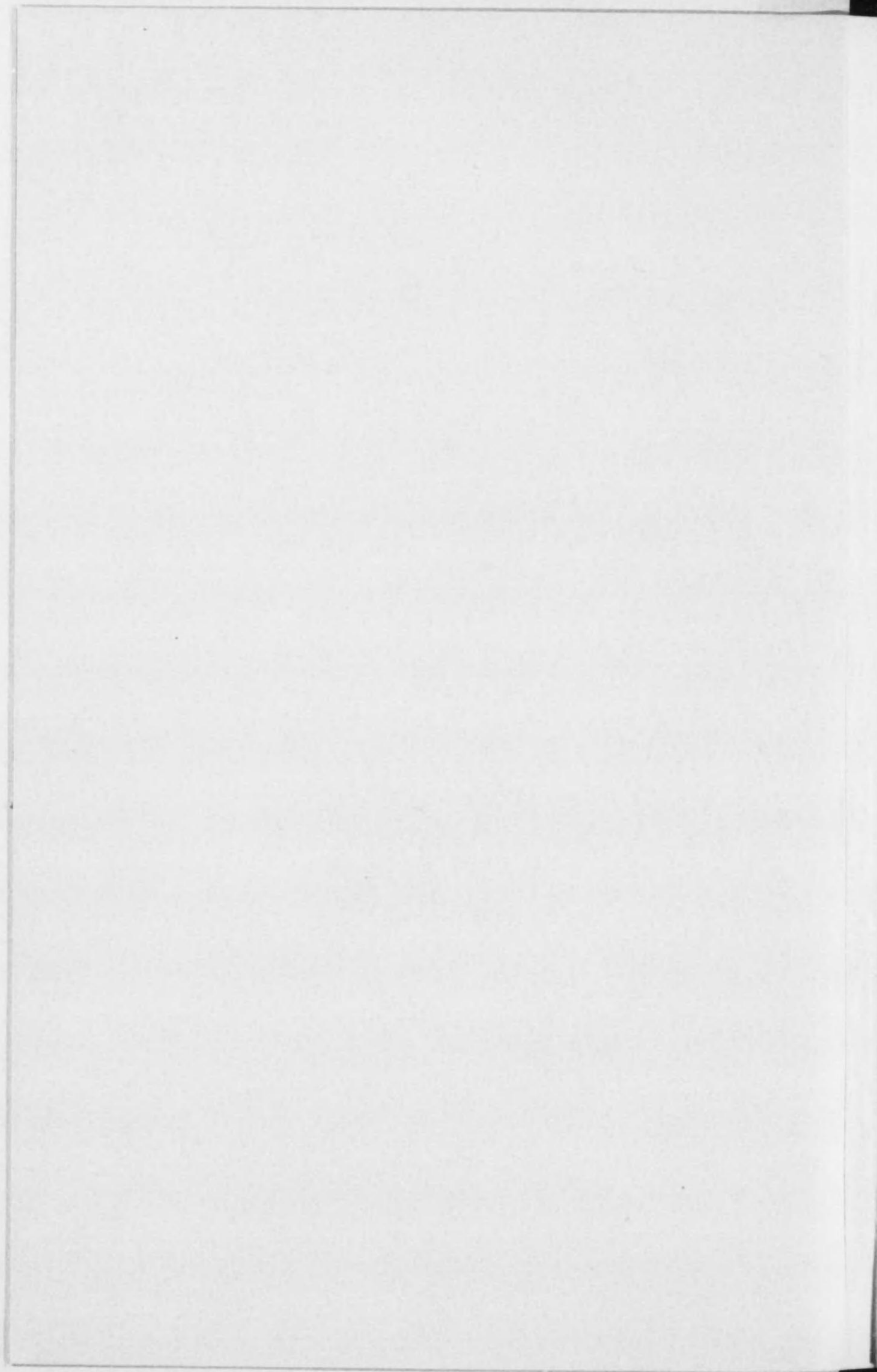
175.9-137ウ
1200500727556

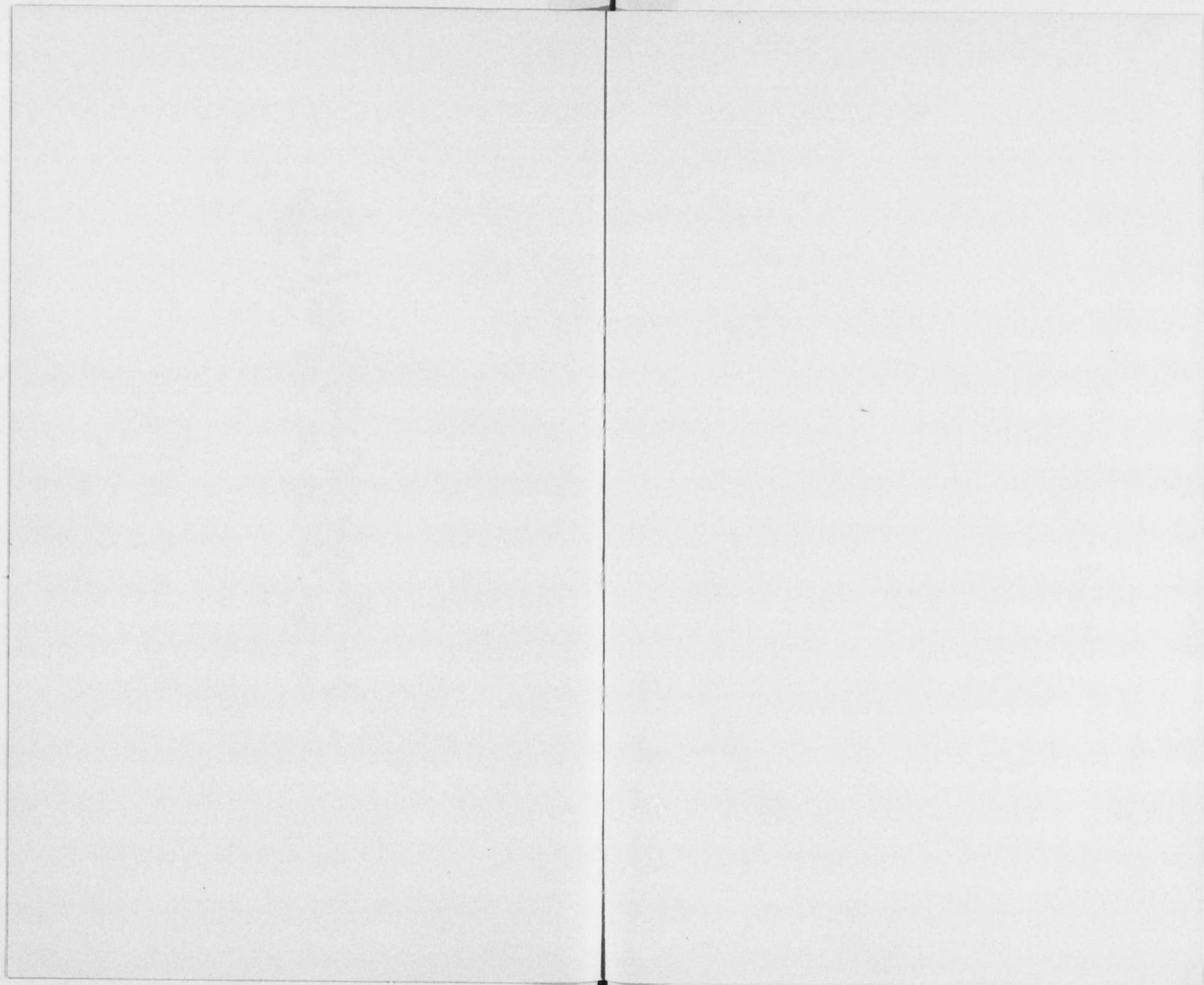
×
複写



始







工 2716

175.9
I.37

7



伊豆太田陣命神社



序

東海の一角に懸つて遠く海洋に突出する伊豆半島は、天然の地形からも導かれて、神祇史上に於ける特異の存在とせられる。古く國史の記載はいふまでもない、試みに延喜式神名帳を繕いても實に思半に過ぎるものがあるので、本書に録せられた數多い國神系の神々は、その事實を無言の裡に物語られる所以であり、その間よりは他に區別すべき幾多の特色を發見せしめる。

伊豆にあつて第一の大社と崇奉られる御社が三島神社に外ならぬことは、今更いふにも及ばない。之に次ぐのは三島大神の后神を奉祀する伊古奈比咩命神社にましく、相並び本國の宗祀として立たせ給ふのは、誠に畏い極である。中にも南豆の東岸名に負ふ白濱の齋庭に、遙かに海島を見遙す形勝を占めて今に宮居を更められないのが伊

古奈比咩命神社である。而して三島大神も曾ては此處に相並んで鎮座まし、上下の營ならぬ崇敬を受け給うたのである。

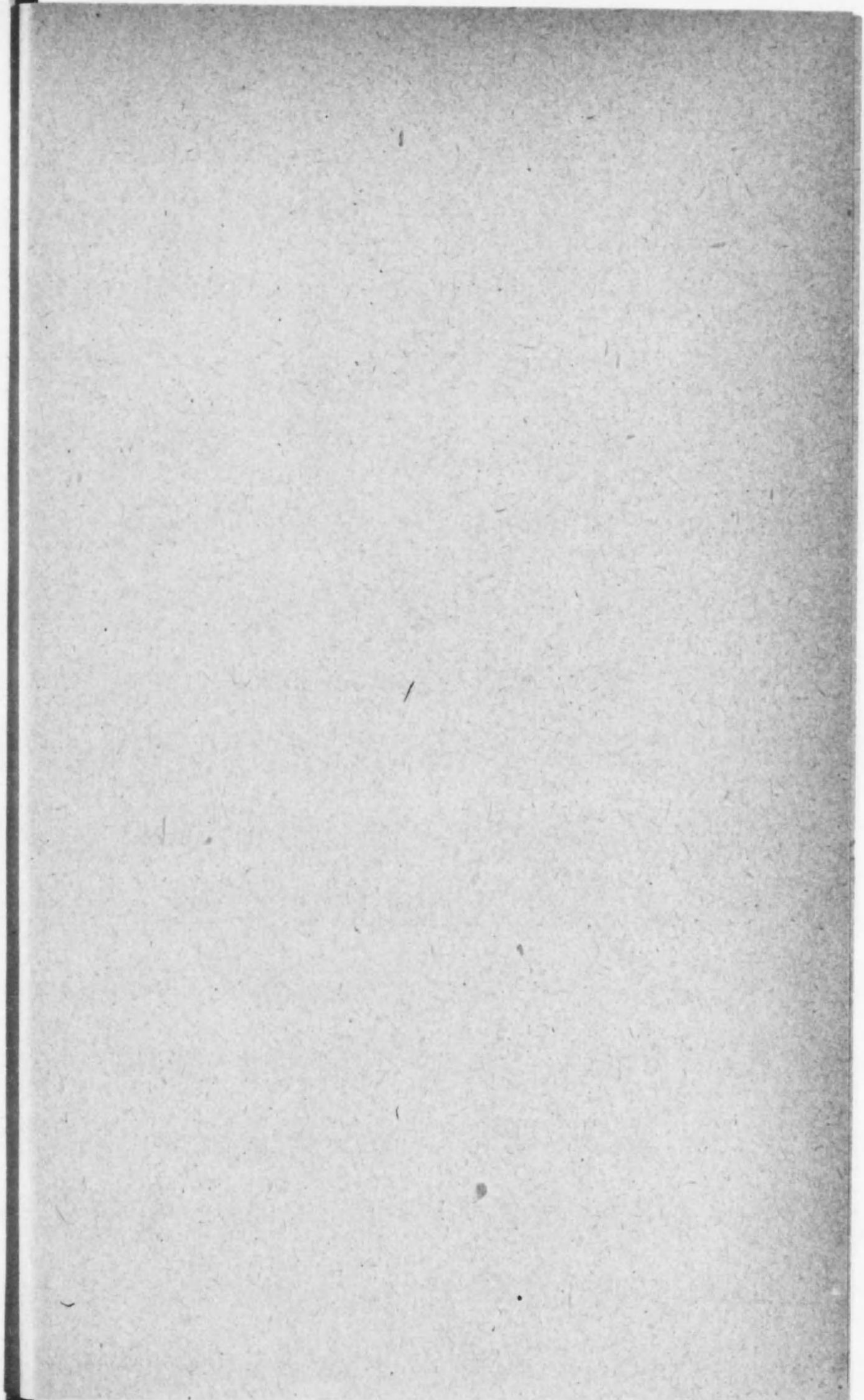
然るに本社は中世以來世に著れないで史乘に記載を斷つこと久しきに及んだが、近代に至り幸にも藤井伊豫神主の如き熱心この上もない祠職の出るに遭つて、漸く世上の注目を引き、古來の尊むべき由緒の闡明せられようとするこゝなつた。それらの顛末に關しては、委しく本書に叙せられてある如くであるが、本書は神主を始め先人の努力の後を承け、従前の研究を集大成すると共に、その後に見出された新史料に參照して、新たな見解を以てしたもので、洞徹した卓見の見るべきもの二三に止まらない。蓋し昭和聖代に於ける一社の由緒誌として永く後代の至寶とせらるべきであると思ふ。

願るに原社司は累世の家職を受けて本社に奉仕せられ、常に神威の顯揚を圖り奉らうとして諸種の方面に力を用ゐられつゝある。その

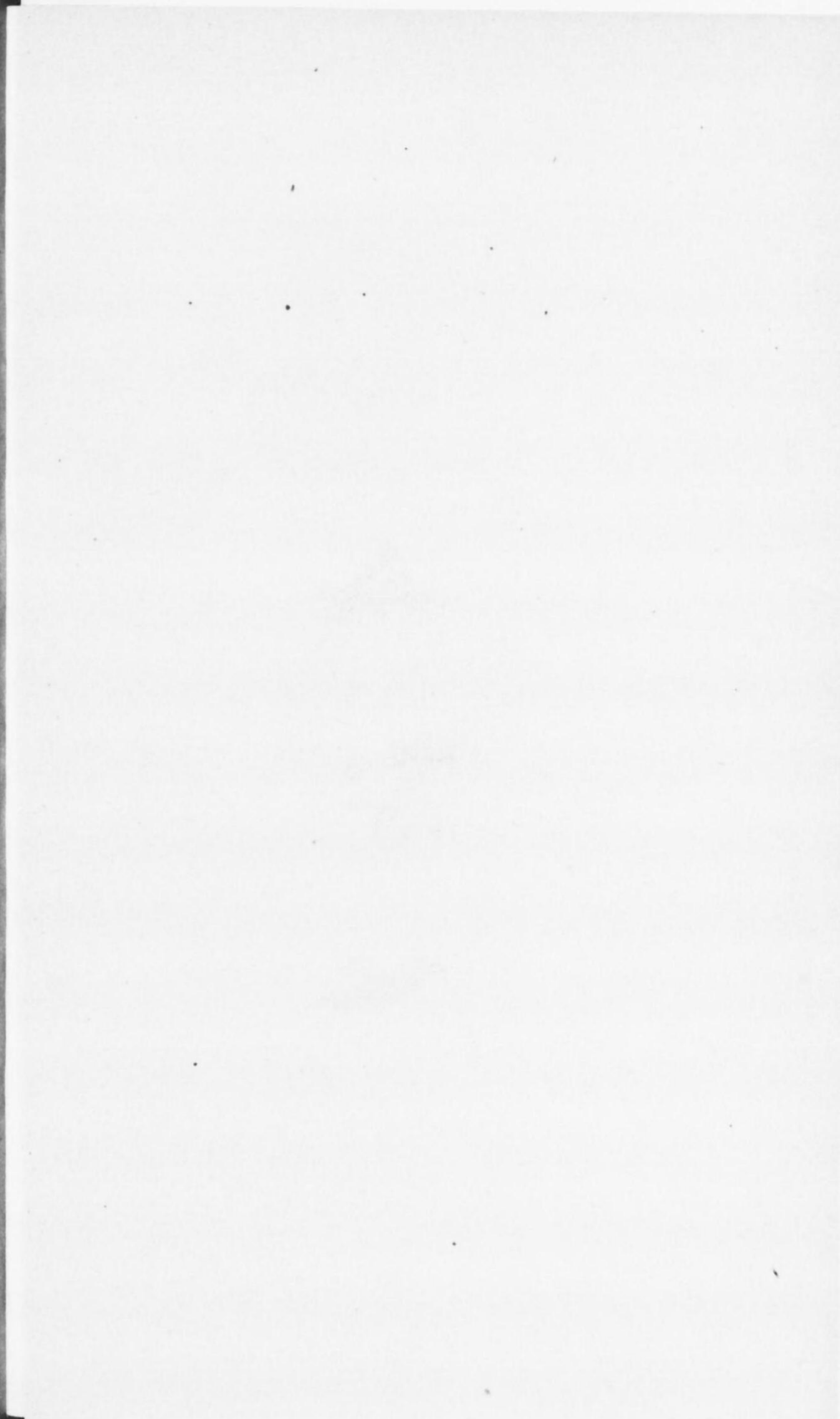
一として發起せられ、國學院大學の大場磐雄氏が旨を承けて専ら事に従ひ、氏の數年に互る營ならぬ骨折の結晶として出來上つたのが即ち本書である。是によつて千古渝りのない神威の輝に一層の光彩を添ふべきは正さに然るべきところ、今日の重大なる時局に際し、國民として將た氏子として、敬神の本義に徹する上にも多大の効果を奏すべきは信じて疑はないところである。

昭和十八年七月二十五日

宮 地 直 一



三行二書
年
年
年



神歲恭煙

李未新書
一君



第一圖 社地遠望



第二圖 伊古奈比咩命神社本殿



第五圖北條氏忠朱印狀



第六圖大久保長安奉納鯨口

目次

一 序 説	一
二 祭 神	三
(イ) 伊古奈比咩命に就いて	
古典其他に見える神名—神格と神系—江戸時代に於ける諸説—近年に於ける再検討—神名の意義	
(ロ) 三嶋神に就いて	
古典の記事とその諸説—近年に於ける再検討	
(ハ) 相殿三柱神	
三 鎮 座	二九
現鎮座地と舊鎮座地—鎮座地の古名	
四 社格及社號	三七

社格—社號

五 由緒

(イ) 國史に見える伊豆神の顯現

伊豆神と三嶋神・伊古奈比咩神の顯現—阿波神と物忌奈神の出現—神階の昇
叙と伊豆神の漸加

(ロ) 三宅記に示現された伊豆開拓神

(ハ) 延喜式に見える本社と南豆の諸神社

(ニ) 三嶋神社の國府奉祀

(ホ) 伊豆國神階帳と本社

(ヘ) 鎌倉時代に於ける本社の一側面觀

(ト) 本地垂跡の完成

(チ) 後北條氏の崇敬

(リ) 江戸時代に於ける武家の崇敬と社勢の衰微

(ヌ) 明治維新後の本社

六 社殿及境内

二院制—二院制の検討—境内

七 末社及境内社

古來の末社—現在の境内社

八 祭儀及信仰

例祭附火達祭と御幣流神事—酉祭—朔日祭—浦始祭・浦終祭・感謝祭—
信仰

九 祀職

古來の社家—藤井伊豫の活動と社僧側との軋轢

一〇 結語

神祇史上に於ける伊豆國諸神—伊古奈比咩命の御稜威—伊豆國に於ける
本社の地位

圖版目次

口 繪

- 第一圖 社地遠望
- 第二圖 伊古奈比咩命神社本殿
- 第三圖 若宮御正躰
- 第四圖 三嶋神社藏二十一社記
- 第五圖 北條氏忠朱印狀
- 第六圖 大久保長安奉納鰐口

四

本 文

- 第一圖 神社附近地形圖…………… 二八
- 第二圖 舊社地遠望…………… 三〇
- 第三圖 後藤義連奉納神號額…………… 三八
- 第四圖 水草飛禽鏡…………… 九三

- 第五圖 山吹蝶雀鏡…………… 九四
- 第六圖 龜甲地双雀鏡…………… 九五
- 第七圖 柳樹双雀鏡…………… 九六
- 第八圖 火達山發見祭器類・境内發見經石及古錢…………… 一〇〇
- 第九圖 本地佛藥師如來座像（正面・側面）…………… 一〇六
- 第十圖 本地佛藥師如來立像・同聖觀音立像…………… 一〇八
- 第十一圖 北條家朱印狀考證…………… 一一一
- 第十二圖 棟札（寛文二年・寛保元年・享和元年・延寶三年）…………… 一二七
- 第十三圖 伊古奈比咩命神社拜殿…………… 一二五
- 第十四圖 延寶三年棟札…………… 一二七
- 第十五圖 二院相對圖…………… 一三二
- 第十六圖 境内社々殿…………… 一四〇
- 第十七圖 十二明神社…………… 一四六
- 第十八圖 神祇伯資延王筆祭神記及包裂と外宮…………… 一七〇

五

第十九圖 齋藤彦麿作「伊古奈比賣命神社緣起」平田篤胤作「白濱神社略緣起」 一七三
第二十圖 神社藏三宅記奥書…………… 附六

六

伊古奈比咩命神社

伊古奈比咩命神社

一 序 説

伊豆半島の西南隅、太平洋の怒濤渚を洗ひ、洋上遙かに大小の諸島を望む。此所賀茂郡白濱村は、その名の示す如く長汀約半里に亘り、纖砂皓然白雪を連ねて、誠に一奇觀を呈し、天然の異巧に目を歎たしむる。加ふるに海邊より年々に收穫せらるゝ石花菜は、その額闔村を潤してなほ餘剩を示し、又沖には黒潮去來して氣候溫暖嚴冬に霜雪を見ず、陸は地味肥沃にして村民に窮乏を憂ふ者が無い。宛たる東海の樂土、蓬萊山もかくやと思はしめられるのであるが、かゝる恩惠の由つて來る所を考ふるならば、何人と雖も先づ指を一村の惣鎮守伊古奈比咩命神社の存在に届して、今更ながら神威の廣大なるに感謝の念を新にせぬ者はゐないであらう。

伊古奈比咩命神社は、南北に長い白濱村のほゞ中央、蜿蜒の白砂を中斷して僅かに海中に突出する鬱然たる社叢を千古の神座として鎮まりまし、恰も白扇の蟹目にも譬ふべく名實共に重要な地位を占めさせ給ふのである。今では伊豆半島の一角にのみ御名を仰がれてこそあれ、平安時代に遡れば、國家鎮護の大神として赫然たる神威は伊豆全土を光被し、遠く朝廷にも聽へ給ふこと一再ならず、特に伊豆國造島を始め奉り亢旱霖雨の調節、海上航行の守護等、各種の方面よりその神徳を敬仰され、朝廷の御待遇も篤く、寔に地方屈指の名社として、東國の重鎮と仰がれ來つたのであつた。故に本村が前記の如き恩頼を蒙るのは、敢て怪しむに足らぬ結果といふべきでなく、昭和十五年七月中旬、突如として起つた三宅島の大爆發の如きも、今に渝らぬ神威の發現に外ならないもので、吾人は深くその威靈に對して畏み奉る次第である。

茲に於て古來の由緒を闡明し、崇敬の念を新にして、埋れたるを發し歪れるを正し、公明にして眞摯な社記を編述し、以て御稜威の一端を永く後昆に傳へ、廣大無邊なる神恩に報い奉らうとするのである。以下順を追うて説き進むことゝしよう。

二 祭 神

現在本社に齋き祀る神々は次の五柱にましまし、神社明細帳に左の如く記してある。

一 祭 神 伊古奈比咩命

相殿 三嶋神社

祭神 事代主命

同相殿

見目大神

若宮大神

劔御子大神

即ち主神に伊古奈比咩命一柱、相殿に三嶋神社の祭神たる事代主命と見目・若宮・劔御子大神等、併せて五柱の神がましますのである。この五柱制は近來に至つて定まつたものではなく、各種の記録によれば江戸時代以降からであつた。一例を擧げるな

らば、平田篤胤翁の縁起（文化九年）や、神祇伯白川家よりの神牌（文化九年）を始め、藤井伊豫の祭禮祝詞（文政三年）及び縁起（文政十三年）等何れも同様であり、當時本社を「白濱五社大明神」とも稱したのであつた。尤もその間社僧の言ふ所に據れば、三嶋神を除いた四社明神の稱をも見るけれども、それは一時の方便に過ぎないので、大體に於て江戸時代を通じ、五柱制を以て一貫してゐる。文化九年九月神託によつて本社の奥山を尋ねた結果、老松の下から神鏡五面を掘出したが、その中の一面には「若宮御正躰 嘉祿元年十二月日云々」の針書が認められたので、これこそ五社の御正躰であるとして神異の程を畏み奉つたのも、當時五柱制であつたことを物語るものである。但し此の神鏡に就いては再考の餘地が存するから、後に説くこととする。

然しながら更にその内容を検すると、等しく五柱とする中にも、若干の相違を認められるのである。その一は前記明細帳の如く伊古奈比咩命を主神とし、他を相殿とする制と、第二には三嶋神をも主神の列に加へ、他の三柱を相殿とする制との別が存在するのである。即ち平田翁の縁起や延寶三年の棟札に記す所は、第一説に屬するが、

藤井伊豫の縁起その他は、全部第二説を採つてゐる。その理由に就いては後章由緒の條に觸るゝ筈であるが、藤井伊豫が二柱を主神とした點には、彼の深い信念の程が窺はれるのである。次に注意して置かなければならないのは、三嶋神の御祭神が、一は大山祇命とし、二は事代主命とすることである。之は平田篤胤翁が、文化年間の末三嶋神を以て事代主命なりと斷定し、門人諸家亦之に賛した爲であつて、現在の官幣大社三嶋神社の祭神が、明治六年大山祇命より事代主命に変更せらるゝに至つたのも、之によるといふことである。故に平田翁の事代主命説が出ない前は、何れも大山祇命説であつて、當の平田翁すら文化九年の本社縁起には大山祇命とし、その門人たる藤井伊豫も、文化三・四年頃の手記には之によつたのであるが、次で文政五年以後の本社縁起に至り、事代主命説を掲げて師説に従つたのである。

上述の如く本社の祭神に就いては、古來一二の論究が試みられ、殊に三嶋神の問題についてはなほ疑を存して今日に及んでゐるのであるが、主神たる伊古奈比咩命に就いては、古來一貫して渝る所がない。故に先づ本社主神の筆頭にまします伊古奈比咩

命から始めて記述し奉ること、しよ。

(イ) 伊古奈比咩命に就いて

本社の主神が伊古奈比咩命にましますことは、既に述べた如く祭神の御名をそのまま社名とする延喜式の記載からでも容易に首肯することが出来るが、然らばその神名並に神格等に就いては如何であらうか。

古典其他に見える神名 神名の顯はれた記事は、日本後紀（釋日本紀十五所引）淳和天皇天長九年五月二十二日（癸丑）の條に

伊豆國言上、三嶋神、伊古奈比咩神二神預名神

とあるを初見とする、爾後文德實錄嘉祥三年十月八日（壬子）の條を始め、同十一月一日（甲戌）、仁壽二年十二月十五日（丙子）、齊衡元年六月廿六日（己卯）の各條に見え、その都度神位の加叙が行はれてゐる。次いで延喜の制伊豆國賀茂郡四十六座中の一に記載せられ、降つて江戸時代の初期慶長十二年大久保長安奉納の鰐口にも「白濱

伊古奈比咩命大明神」と刻記せられてゐる。

神格と神系 上述の如く正史古典に嚴然たる御名を遺させ給ふ大神にましますのであるが、その神格や神系については、古典に記す所尠く、僅かに左の數點を拜するに過ぎない。先づ神格については前記日本後紀逸文中天長九年の條に

令ト_二笠亢旱於_二内裏_一 伊豆國神爲_二崇

と見え、次で伊豆國より言上して三嶋神・伊古奈比咩神の二神を名神に預るとあるから、此處に言ふ伊豆神は即ちこの二神にましますことが知り得られ、且つ亢旱を祈つて驗あることが推察されるが、更に同文に次で次の一條が記載される。

此神塞_二深谷_一 摧_二高巖_一 神造之地二千町許、作_二神宮二院池三處_一 神異之事不可_二勝計_一

即ち同神が土地の造成増殖に偉功を挙げ給ふたことが特筆され、その他は「神異之事不可勝計」と漠然稜威の程を窺はしめるに止めてゐる。この土地増成に就いては、噴火造島の事實を意味するもので、後世の記録ながら、古傳説を集成した三宅記（又

白濱大明神縁起)に、嶋焼と名けてその詳細が記されてゐる。又前述昭和十五年に於ける三宅島爆發の如きも、千古渝ることなき神威の發現と申すべきであらう。故に御神徳の主要點から噴火造島の巨靈と解する一部學者の説も、一應の理由を有するものであつて、原始期に於ける伊古奈比咩命の神威は、伊豆國の開拓に與つて多大なる功績を樹てさせられた點に主力が注がれ、従つて神格の對象が本國の有する自然地理的環境より導かれて、古來屢々繼起した噴火造島の現象に向けられ、素樸な上代人の觀念からこれを崇拜したに起つたとすることも決して當らぬとは言ひ得ない。然しながら文化の進展に伴ひ、原始神から文化神へと時人と共に進みゆくに従つて、神格の内容が漸次に擴充せられ給うたことは勿論であつて、天長の頃に於ても、その神名は既に立派な人格神となり、原始神の域を脱せられて、更に數々の神格を具有せられてゐたのは、前文の末に「神異之事不可勝計」とある一節からでも推察に難くない。故に時代を降るに及び、或は海上航行の守護神として漁民よりの尊信を受け、又は祈雨の神から延いて五穀豐饒を祈つて驗ありとし、又伊豆全國各地に存する温泉は、大神が

萬民の病難を救はんが爲めに湧出せしめ給うたとする等は、その一斑を示すものであつて、殊に神異の灼然たる事實としては、享和三年八月大神の御影を社叢の中に拜した牧童の物語をも擧げることが出来るのである。

次に神系に關しては、續日本後紀卷九仁明天皇承和七年九月二十三日乙未、阿波神と物忌奈乃命が崇をなされる條に、この二神は三嶋神の本后と御子神であるにも係らず、曩にその後后に冠位を授賜せられ、我が本后にその沙汰のないのを憤り給うた記事があつて、前後の事情から推察すれば、この後后とは伊古奈比咩命を指すものと認められるから、伊古奈比咩命が三嶋神の後后にまします點が知り得られ、又前記三宅記にいふ「天地今宮の後」や、伊豆國神階帳に「一品當きさきの宮」とあるものに當るとせられてゐる。

江戸時代に於ける諸説 古典に見える伊古奈比咩命の神功・神系に就いては上述の如く極めて簡単な記事に止まるが、江戸時代に於ける國學者並に本社奉祀神職の一部には、これを以て嫌ずとし、記紀その他に記載せられた神々をこれに充當して、我が

古代史上に活躍せられた御神績を發見すべく、各種の考證が試みられるに至つたのであつた。殊に本社の復興に一生を犠牲に供した藤井伊豫の努力は、その一部をこの問題解決に注いだ觀を呈して居り、これを繞る當代の碩學大家何れも亦その考證に力を致してゐる。蓋しかゝる學風は當時に於ける一の時流と言ふべきであらう。以下その大要を窺ふこととする。

文化三・四年の頃祠官藤井昌幸が、未だ平田翁の門に入らず、漸く本社研究の緒に就いた頃、既に試案の第一歩が現はれてゐるのである。それは當時昌幸より兄に送つた書翰中に次の一節が認められる。

神代古實

伊豆一ノ宮古事

速佐須良比咩ノ御末

瓊々速比咩ノ御子

伊古奈比咩命

右の考證は爾後の記録に見えてゐないから、恐らくは一時の着想としてそのままに葬られたものであらう。次で彼が江戸に出て國學の大家に教を請ふに及び、この試みは一層精緻の度を増し、先づ當時師事した齋藤彦麿・平田篤胤・伴信友等の諸學者よりその考證を得て、漸次に基礎を固むるに至つたのであつた。

さて如上大家の考證を通覽するに、前述の如く伊古奈比咩命が三嶋神の後后にますといふ點より、根本たる三嶋神が大山祇命にますか、將た事代主命にますかによつて別種の祭神を充當せらるゝに至つたことは當然の歸結で、之を年代的に見れば、大山祇命說に従つた時期が前期、事代主命說に據つたものが後期に屬するから、便宜上その二期に分けて窺ふこととしよう。前期に屬する考證の代表的なものには、先づ文化八年齋藤彦麿大人作の緣起が存する。これは本社祭神を大山津見命の后神とし、御子神木花開耶姫命を駿河國富士山に鎮め給ふとし、富士・三嶋・白濱の三所を、親子關係に結合させてゐる。然るに平田篤胤翁は、文化九年の本社緣起に、同様の考察を施し、これに雲見神社の祭神磐長姫命を加へて、即ち伊古奈比咩命は大山祇命の妃で磐

長姫と木花開耶姫命の母君とし、愈々古典の記事と吻合させてゐるのである。同年藤井伊豫が請うて下附せられた神祇伯白川家の神牌にも、これと全く同一な神系圖が記してある。

次に後期の考證は平田篤胤翁の三嶋神事代主命説を中心とするものであつて、その概略は古史傳中に記述せられてゐる。なほ師説を遵奉した藤井伊豫の縁起によつて見ると、翁は文政五年の略縁起に、始めて三嶋神を事代主神とし、伊古奈比咩命をその妃三嶋溝織姫神に充て、神武天皇の後神媛踏鞴五十鈴姫命と綏靖天皇の後神五十鈴依媛とをその御子神とするに至つた。後文政十三年の本社縁起も、祭神に於ては變ることがなく、その他の點に就き六國史を始め三宅記等の諸説を按配して、完全に近い御由緒が作製せらるゝに至つたので、單に御祭神が古典に據所を有する著名な神名となつたのみか、その所在地たる賀茂郡の名も、鴨事代主神の御名に負ふとし、又鎮座地に該當する和名抄三嶋郷も比咩神の御名より起ると考へ、彼是孰れも一見間然する所なき縁起が大成され、彼の素志はほゞ貫徹するに至つたのである。以上の考察によつ

て江戸時代に於ける本社の祭神論は、一應の結末を告げたかの觀を呈する。⁽¹⁾

近年に於ける再検討 上述の如く江戸時代に於て一段落を告げたかと思はれる祭神論は、更に明治以後に至り、再び諸家の検討が加へらるゝことゝなつた。その主なものを掲げると、第一は故三嶋通良氏の考證である。⁽²⁾氏は豆相に多い子の神・來の宮の考察から、本社名を古宮・五所明神と呼ぶのに據り、神主家を日詰と稱する點等を傍證として、來宮と同一系に屬し、もと火神系の祭神を奉齋したものであるとし、式の伊古奈比咩命を否定せんとする意見であつた。然しこの新説は餘りに獨斷的な一家言といふべく、左程重要な影響を與ふことはなかつた。やゝそれに類するのが同じく三嶋姓を名乗る伊豫大三嶋の祠官三嶋敦雄氏の一説であつて、伊古奈比咩神は火神たる稚日女尊の名稱であつて、比咩實は日女で、もと日の女神であつたが、後に姫と誤解して后神としたと説くのである。次に以上二説と趣を異にし、着實な研究を重ねて南豆神祇史の考證に努力された故足立鍬太郎氏の考證によれば、伊古奈比咩命は、三嶋神と共に古代に於ける噴火造島の巨靈として仰がれ來り、後伊豆神族の一團に組織

せらるゝに至つたが、何れも海中の諸島を神格化したもので、所謂伊豆國魂神であるとし、近古に至り三嶋神が武人の信仰から大山祇神に定められ、又近世には國學者の主張によつて、忠孝兩全の徳を全うし給うた事代主命と改訂することゝなつたが、何れもその時代精神の要求による結果であるとし、本社の主神伊古奈比咩命は終始不變にましますことを強調してゐるのである。

次に静岡縣史第三卷第六編九章に記載する三嶋神社祭神論に就いて見ると、三嶋神社の祭神を大山祇神とし、且つ本社を奉齋する氏族が、伊豫を本據として同地より海上遙に伊豆三宅嶋に移住し、次で漸次各地にその族神が分布遷祀せらるゝに至つたものであらうとし、伊古奈比咩命もその族神の一として、奈良又は平安初期に三嶋神と共に白濱の地に遷祀せられたとするのである。即ち之によれば、伊古奈比咩命は三嶋神と共に伊豫より伊豆に遷祀せられたことゝなるのである。

以上最近に於ける祭神論を一瞥したが、それ等は何れが真相を傳へてゐるであらうか、千古の星霜を閲して紛糾今に斂まらず、廣大なる神威に對し奉りひとへに恐懼の

念切なるものが存在する。要之するに伊古奈比咩命の御名は、六國史の一部と延喜式とに見える外、記紀を始め風土記その他の古典に全く見る所がない。従つてその神格・神系等に就いては詳細に知り得ないが、悠久な原始時代に於て、夙く伊豆國に顯現せられ、國土の開拓その他に著しい靈驗を示し給ひ、その名朝廷に迄聞え、並々ならぬ御待遇を受けさせられ、降つては三嶋神と共に伊豆國內上下の尊崇を受け、地方屈指の靈神として赫々たる神威に輝き給うたのであつた。故にその御名や御神格を強ひて國史の一部に索め、これと關係付けようとするのは、却つて本來の意義にも添はぬものであらう。即ち本來そのまゝの御名と神格とを以て、稜威を天下に示すことが、眞に神徳の發揚にふさはしいと言ふべきであると信ずる。東海の一角伊豆開拓の祖神が、中央の史乘に載せられ、公邊より認められたことは、神威の然らしむる所、寧ろ當然の結果とはいへ、これを以てしても、國史に活躍せられた天神地祇と比して何等の遜色を有すべきでない。

神名の意義 最後に附けて説かねばならぬことは、伊古奈比咩命の御名について、

ある。即ちそれが如何なる意義に基いてかく申し奉るのであらうか、古來この點に就いて考察を施されたものを見ると、第一は三宅記に本神が三宅島阿古の地に生しますのが故に阿古の姫の轉とする考察である。第二は齋藤彦麿の縁起にいふ次の試案である。即ち

さて伊古奈姫と申し奉る御名の儀は、この國の山川道路のけはしくわづらはしきによりて、大百姓なりはひを失ひ、往來人苦みに堪ざるゆゑに、この姫神甚慨み給ひ、峻き山岳はふみさくみて平けくなし給ひ、荒き海川は水脈せきてゆるべ賜ひ、狭き田畠はふみならして廣くしたまひ、遠き村里は八十綱打かけて引寄給ひ、住人の煩ひなく、道行く人の惱みなからしめ給ふ故に、天の下の大百姓、この神の御恩頼を蒙らぬはあらざりき、貴きかも畏きかもよ。かく人の勞をあはれびたまひ、なやみくるしめるを憇しめたまふゆゑに、伊古奈比賣命となむ稱へ負せ奉り賜ひしなりとあつて、神績のまにまに負ひ給ふ御名と解してゐる。第三には故足立鋏太郎氏が、氏一流の見解の下にアイヌ語を以てこれを解いたもので、氏は本神が最初は噴火造島

の畏靈であつたことを前提とし、その天災の來らむことを豫知して、住民に警戒を與へ給ふ意義を有するとし、アイヌ語イコヌ (Ikonn) は凶事を未前に戒める義、イコヌヌグ (Ikonnug) 及びイコヌプ (Ikonnup) は神變を現はす者であるから、神名伊古奈はこゝにその語源を發するといふのである。

第四には前記三嶋敦雄氏の説として、伊は助辭、古は籠神社と同語で、三嶋神と同神といふ建角身神の妃伊可古屋日女の略で火神名、奈は助辭ノの義、比咩は實は日女で日の女神、即ち火神たる稚日女尊の名稱であるとするのである。

以上の四説は何れも一應の理由が認められるとはいへ、未だ全く吾人をして首肯せしむるに至らないのを遺憾とする。思ふに悠久な太古に出現しました大神の御名を、今遽かに揣摩憶測するのは誠に負ふ氣なきわざとも申すべきで、諸説の出づる所は即ち幽玄深遠にして人力の及ばざる點多きが爲めと考ふべく、遽かに決定すべきではあるまい。たゞ一言附記しておきたいことは、三代實錄貞觀十五年九月廿七日の條に、遠江國正六位上伊古奈神に従五位下を授くとあるのに徴して、同名の神が隣國遠江に

も坐したことを知り得られることで、今その所在は不明であるが、恐らく共通の神格を有し給ふ御神にましますであらうと推定するのである。強ひて言はゞ東海に面する遠江・伊豆兩國に同名神の存する點が、何等かの暗示を與へるものではあるまいか。

(ロ) 三嶋神に就いて

現在本社相殿の首位にまします三嶋神は、古來祭神伊古奈比咩命の夫神として密接な關係を有し、本社の由緒上並々ならぬ交渉を保ち來り給うた神で、本社祭神を説くに當つては必ず三嶋神を並記しなければ徹底した説明とすることが出來ないのである。故に今その概要を記して本社祭神への傍證としよう。

古典の記事とその諸説 古典に見える最初は前引日本後紀逸文天長九年の條であつて、爾後續日本後紀・文德實錄・三代實錄等、累代の正史に記載せられ、延喜式には伊豆三嶋神と錄せられ、國內神階帳には正一位三嶋大明神と記され、三宅記も亦同様である。然るに本神を以て古典に見える大山祇神に充て、更に伊豫に坐す大山積神社

(三嶋神社)の遷祀であるとの説は、夙く鎌倉時代から言はれてゐた。即ち仁治三年の「東關紀行」に

この社は伊豫の國三嶋大明神を遷し奉ると聞くにも云々

と見え、降つて源平盛衰記にも同様の説が述べられ、更に伊豫伊豆同神説は北畠親房の二十一社記や一條兼良の日本書紀纂疏を始め、江戸時代に於ては本朝神社考・神祇寶典・一宮巡詣記・神社啓蒙・神名帳考證・神社叢書等、初期から中期に互る類書には、何れもこれを掲げて居り、大勢は既に決してゐたのであつた。然るに文化の末年平田篤胤翁は事代主命説を提出するに至つたが、その理由は「二十二社本縁」賀茂社の條に

賀茂社、賀茂和山城乃賀茂、葛城乃賀茂登坐す、各別之神也、葛城乃賀茂波鴨登書
計都波八重事代主乃神登天賀茂家乃陰陽道乃祖神天都奉齋也。此地神ニ坐す。伊豆賀茂
郡仁坐留三嶋乃神、伊豫國仁坐留三嶋乃神同體天仁坐登云利

とあるに基いたのであつた。この説は翁の門下は勿論、當時の國學者間にも首肯せら

れたと見えてこれに従ふものが多かつた。遂に明治に入り時の三嶋神社少宮司萩原正平は、師説に據つて同社の祭神を事代主神と訂正方を教部省に提出し、明治六年許可の指令を得て現在に至つてゐるのである。⁶⁵ 茲に於て三嶋神に對する考説は暫らく一段落の姿を呈してゐたが、なほその餘燼は消えないのである。

近年に於ける再検討 果して大正年代に入りこの問題は再燃するに至つた。その急先鋒は故三嶋通良氏で、氏は氏神たる三嶋神社の祭神が、氏によれば誤つた改訂を受けたのに對し、復舊を熱望するが爲めに詳細な再検討を行つた結果、二十二社本縁の記事に重大な誤謬の存することを指摘し、同書は二十一社記を盗用贋作したものでありとし、本縁の説を捨て、社記に據るべきを主張し、大山祇神復歸を説いたのであつた。⁶⁶

次いで伊豆の篤學者石井廣夫氏も、三嶋神社祭神の誤謬を是正するが爲め、刻苦研鑽以て神祇古正傳と題する大著を編述した。その主眼とする所は同じく大山祇神復歸に存するが、理由として挙げた點は、古來山城・大和兩國に存する兩賀茂神の二大系統以外に、獨立して三嶋鴨系と呼ぶべき神系の存在する事を認め、大日本神祇志中伊

勢國度會郡に大山祇神裔の鴨神社の坐はすことを證據とし、伊豫風土記逸文に伊豫大山積神が攝津國御嶋に坐せりとあるを傍證として、伊豫三嶋神社と攝津三嶋神社と伊豆三嶋神社とは同一系統にありとして、三嶋鴨神の坐す所は必ず賀茂の地名を生ずると説くのである。

次に同じく最近のものとして村田正志氏の一考察を挙げなければならぬ。⁶⁷ 氏は三嶋神社の祭神が大山祇・事代主の兩神混同するに至つた理由を、古傳説と神績との兩方面から考察し、大山祇神は海に縁の多い神なることを挙げて三嶋神としての可能性を説いたもので、從來と異つた觀點から大山祇神説を提出したのである。

又南豆神祇誌其他の著者足立鋏太郎氏は、上述の諸説と異つた考察の下に、三嶋神を再検討して前記の如く説いた。これを抄録すれば、即ち同神は伊古奈比咩命と共に噴火造島の威靈によつて顯現せられた神で、その名の示すが如く御嶋（伊豆七島）を大人佩き給ふた大國魂神に相當し、時勢の推移により、或は大山祇神又は事代主神と觀ぜられたものであるといふのである。

最後に静岡縣史卷三に記された考察は、以上の諸説を綜合した歸結ともいふべきものであるが、右は三嶋神を以て大山祇神と決定し、伊豫の大三嶋より遷祀したと説き、古代同所在住の氏族が太平洋上黒潮に乗じて三宅島に到着せられたとするのであつて、その傍證としては三宅記に見ゆる龜トが、伊豫風土記にいふ百濟渡來の和多志大神と關聯する所ありとし、又伊豫と伊豆の風俗に頭上運搬の存することを傍證として擧げてゐる。

以上の諸説とやゝ趣を異にするのは、同じく前記三嶋敦雄氏の考説であつて、氏は三嶋神を以て天孫人系の奉仕神たる海神であるとし、伊豫三嶋神とは系統を異にするが爲めに關係無く、事代主神説も亦これを否定するのである。

要之するに如上の考説は、その中心が三嶋神を大山祇神又は事代主神の何れかに決定せむとする點に存し、三嶋神本來の真相を更に深く考慮したものとは認められない。殊に平田翁が準據とした二十二社本縁については、既に三嶋通良氏の反駁も存するが、更に最近に至り、同書は二十一社記と内容を同じくし、その首尾を關いた殘闕本か

初稿本であらうといはれ、原據となるべき二十一社記には古寫本の發見によつて、原本に近いものが知り得らるゝに至つたが、中でも最古といはれる永正本や應永本のその條を見ると、次の如くに記されてゐる。

賀茂社 賀茂社ニ山城ノ賀茂葛城ノ賀茂トテ坐ス各別ノ神也葛城ノ賀茂鴨トモ書都波八
重事代主神ト云賀茂家ノ陰陽道ノ輩祖神トテ奉齋也是ハ地神ニ坐ス山城ノ賀茂ハ天
神ニ坐ス伊豆國賀茂郡ニ坐スル三嶋神伊與國ニ坐スル三嶋ノ神同體ニ坐ト云ヘリ天神ト申
セト何ノ神ト云亥所見不詳

即ち伊豫と伊豆の三嶋神は、山城の賀茂と同じく天神系に屬すると明記せられてゐる。なほほゞ同期の寫本で、今官幣大社三嶋神社に藏する異本二十一社記を見ると、同條に

賀茂明神葛城鴨山城賀茂各別也云、葛木ハ地神山城天神此賀茂伊豆國賀茂郡三嶋大明神是同神(中略)初伊與國三嶋同躰是則雷號也云々

とあつて、同じく伊豆三嶋神を山城賀茂天神系としてゐるのである。之によつて見る

に、三嶋神を以て事代主命とする根拠を見出し得ないが、さりとて大山祇命なりとする證左も亦認められないのであるから、直ちに三嶋神を決定する根拠となすことは頗る早計であると言ふことが出来よう。故にその點に就いては流石の平田翁も不慮の失策を招いた結果となるが、三嶋通良氏その他大山祇命説の主張者も同様になほ慎重な考慮を必要とすべきであらうと考へる。思ふに三嶋神は六國史及延喜式等に記載せらるゝ如く、伊豆國開拓の祖神として顯現し給ひ、附屬の諸島も亦その恩頼によつて造成經營が行はるゝに至つたのであるから、足立氏の説く如く御嶋を大人佩き給ふ大國魂神と仰がれたと説くことにも一應の理由は存する。然しながらそれは太古原始期の神觀であつて、時代の推移と共に神徳の擴充發展が行はれ、後には神格の多方的に互つたのと、同名の神が他にもまします點から、種々牽強附會の説が起り、遂には大山祇神又は事代主神の何れかに坐すとして、國史の上に顯著な跡を留められた神々に充てんとするに至つたものであらうと思ふ。然しながら三嶋神の神格は、伊古奈比咩命と同じく、本來そのまゝの御名の下にあらゆる方面を包含し給ふものと解し奉るのが

最も妥當であり、且つ眞に稜威發揚の途であらうと信ずるのである。

(ハ) 相殿三柱神

残る相殿三柱の神々は、見目神・若宮大神・劍御子大神である。現在明細帳には「此三柱祭神不詳」とあつて、御事蹟の詳細を知り得ない。三宅記によれば、何れも三嶋大明神の御子で、若宮と劍御子とは男性、見目は女性にますとあり、共に三嶋大明神を助けて數々の功績を樹てられ、後若宮は普賢、劍宮は不動、見目は辨才天と、各々本地を現じ給うたと見えてゐる。又平田翁の緣起には、社傳を引いて同じく三柱を兄弟とし、天兒屋根命の御子と記してゐるが、その據る所は不明である。藤井伊豫は文化三・四年頃の書翰中に、劍宮は劍、若宮は玉、見目は鏡であつて、三種の神寶であると説いてゐる。勿論氏一流の見解たるに過ぎない。

かくの如く三柱の内容に就いては不明な點が多いが、之を本社に相殿として奉祀するに至つたのは、果して何時頃からであらうか。この點について一つの手懸りとなる

ものは、文化九年九月本社の奥山より發掘された神鏡五面の中に、一面の御正躰があつて、その裏面に

施主忌部能次

大 歲
嘉祿元年 十二月 日

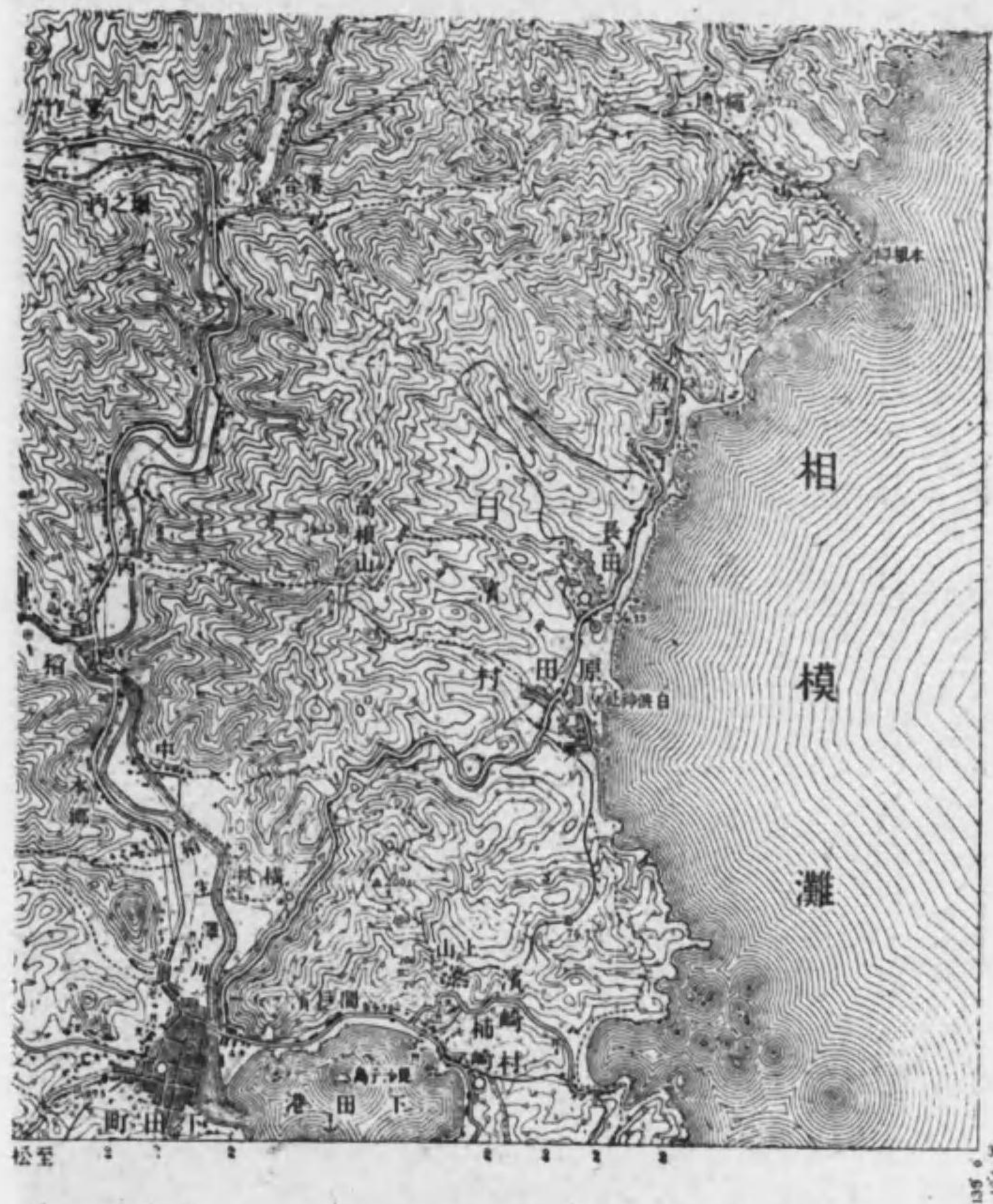
己酉

若宮御正躰

と針書されてゐることである（口繪第三圖）。即ち鎌倉初期に於て、既に若宮の存在が認められ、且つ本社と密接な關係を有してゐたらしく考へられることで、三宅記の記事も決して近世の作爲でないと言ふことが出来、従つて他の二神も亦古くから本社の相殿として奉齋せられたものであらうと推定し得られるのである。なほ若宮に就て一言附記すべきは、南豆諸方に鎮座する若宮神社は、多く阿波神の御子物忌奈乃命を奉齋してゐること、本社相殿の若宮も亦物忌奈乃命に坐すかも知れない。諸國の若宮が御子神（主に八幡）を奉祀する例からして、三嶋神の本后たる阿波神の御子を充てたことも一應首肯することが出来よう。

〔註〕

- (1) 出口延經「神名帳考證」に本社祭神を説いて「按今箱根權現乎、伊與、波横音通、今屬三相模」とある。一異説とすべきであらうが、敢て考證の必要を認めない。又伴信友大人は平田翁とほぼ同時に藤井伊豫より師事せられたので、本社に對する考證をものしたであらうと考へるが、その神名帳考證に「當社ノ事オノレ別ニ考證アリ」とのみあつて、詳細な發表は存しない。
- (2) 三嶋通良氏「豆相地方の子の神と來の宮附白濱神社祭神考」(國學院雜誌二十六卷二號)
- (3) 三嶋敦雄氏「天孫人種六千年史の研究」第四段第四章
- (4) 足立銀太郎氏の本社關係論著は數篇を存するが、その主要なるものを年代順に列擧すると左の通である
幸 藻(大正五年刊)・道 守(同 七年刊)
神 潭(同 九年刊)・南豆神祇誌(昭和三年刊)
- (5) 三嶋神社事代主命説は、平田翁の「古史傳」中に説いてゐるが、最も詳細を盡したのは、その門人萩原正平の「事代主神事蹟考」(明治四十五年刊)である。なほ明治六年教部省より許可を得た際は、積羽八重事代主神とせられたが、現在は官社祭神考證により、玉籤入彦嚴之事代主神となつてゐる
- (6) 伊豆國史蹟研究第一報告書摘要、同第二報告書「二十二社本縁に就て」
- (7) 村田正志氏「上代史上に於ける大山祇神の位置」(國學院雜誌三十三卷一號)
- (8) 小島鉦作氏「二十一社記の研究」(史學雜誌四十七編三號)
- (9) 本書は卷子本一卷で、表題を「日本國大社二十一社爲本紀守護」とある。同時に奉納せられた日本書紀の奥書により、應永三十五年の筆寫に係ることが知り得られる(口繪第四圖)



第一神社附近地形圖

三 鎮 座

現鎮座地と舊鎮座地 本社の鎮座地は賀茂郡白濱村字長田で、白濱村のほぼ中央に位し、南北半里に續く白砂海邊の中央に突出した社叢は、天工の神域を形成し、加之にこの神域を中心として右に美保崎、左に神船岩を控へ、共に御祭神の神蹟を物語り、更に社殿に接する斷崖の下には、三釜と稱する深潭が朝夕鼓響を轟かせる。その巖頭に立つて東南を望めば、大島・神津・御藏・三宅等大小の諸島洋上に並び、御神火の紫煙も亦指摘することが出來よう。誠に東國の開拓神伊古奈比咩命の占め給ふ齋庭としてふさはしい神地といふべきである。然しながらその由緒に徴すると、當所に於ける最初の鎮座地は此處ではなく、本社の西北大字長田字神明^{カミヤケ}の地がそれであるといはれてゐる。又三宅記の傳ふる所によるに、孝安天皇元年三嶋神は、一族を引具せられて洋上遙かに嶽南の地に到着し給ひ、地の狹隘なるによりて海中に十島を造り出し、後自らは后（伊古奈比咩命）と共に三宅島に移り住み、後再び白濱に還り給ふと見え



第二圖 舊社地遠望

崇を畏れて肥料を施さない畠や、忌服の者の踏まないといふ所もある。更に同所に立

つて東南方を望めば、現社地を中心とする白濱海岸より、遠く諸島の棋布する洋上をも見遙かして、景勝の地とすべきであり、殊にこの附近の畑地からは往々原史時代の遺品を發見し、現に實地踏査に際しても、土師器及須惠器殘片の若干を拾得したのであるから、上代この地に住民が居を占めてゐたことは疑ふべくもなく、その住居に好適の場所であることは一見首肯し得らるのである。故にこの地に住む古代住民が、先づ此處に神明を奉祀するとせば、一應の理由は成立し得るのみならず、前記の口碑にも真相を傳ふるものがあるとすべきであらう。なほ「カミアケ」の名は「ミヤケ」と同一であつて、何れも三嶋神と縁故を有するとの考察も、亦遽に肯定し得ないとしても決して捨て去るべき推定ではあるまい。

然らば現地に移轉されたのは何時頃であらうか。これに就いては何等の徴すべき記録を有たないが、社傳によれば、後述する天長九年の神異以後であらうとされてゐる。即ち同年三嶋神・伊古奈比咩神二前は、深谷を塞ぎ高巖を摧いて神造之地二千町許を作られ、こゝに神宮二院を建造されたとある。故に恐らくは神明の地が狹隘で、二神

の宮居を定むるに適しなかつたので、新たに今の地に神域を拓き給うたと解し、現在の神域が上述の如く南北半里に互る白砂の海邊中、單調を破つて突出してゐること、これを地質學上の示す所に據れば、この地が海底火山の噴出物たる凝灰岩質より成るといふ事實と相俟つて、上代人がこれを神造の地と考へることは當然の推定とすべきであらうから、右の神異を契機として、神明の地より現在の神域に移り坐したとするのも、一應無理からぬ推定であらう。

然しながら更に一步を進めて考慮を要すべきは、前記神宮二院を造るとある點で、従來は現在の社地に二社が並存されたと推定し、江戸時代にあつてはこれを立證する如く二院が相對的に建立せられてゐた（後章社殿の條參照）。所が延喜式神名帳を見ると、三嶋神社の次に直ちに本社を載せず、その間に二社を隔てゝゐる。これは兩社が同一境内に鎮座しますには些か無理な感を懐かしめるものであつて、一定の距離を置いたとする方が穩當と考へられる。蓋しこの二院は、神造地二千町といふ廣い地域内に存したものと解すべきではあるまいか。かく考へて來ると、神明の地と現鎮座

地とが、その二院に相當し、前者は三嶋神社の社地であつたが、平安の或時期に北豆へ勸請せられ、専ら彼地に於て繁榮するに至つたので、社地は何時しか衰替を來し、遂に社殿も退轉し、又は伊古奈比咩命神社へ合祀の姿となり、神明の地は全く舊社地と傳へらるゝことゝなつたものではあるまいか。後述する末社の條を見ると、古來同地には多數の小祠が存在したが、その神々の内容が、現官幣大社三嶋神社の末社と同一であることの如きも、一傍證とせられるであらう。なほ延喜神名式の記載方法も、兩社が數町を隔てゝ存在してゐたとすれば、他の例に比して甚しい不合理を感ぜしめない。

爾後一千餘年の今日に到るまで鎮座地には動きがなかつた。江戸時代の末裏山から嘉祿元年在銘の御正體が出現しましたことや、社後に續く火達山の麓から、古代祭器の残片が多數に發掘せられる點等は何れも現鎮座地の不動を傍證するに足るものであらう。又江戸時代を通じて變ることなかつたことは今更贅言を要しない所である。たゞ附記しなければならぬことは、江戸時代の俗稱に鎮座地を「古宮山」と稱したこ

とてあつて、その名を社號に冠し「古宮山大明神」の稱も存した。是は由緒の條に於て詳述する如く、本社と並び坐しました三嶋神が、田方郡三嶋の地に勸請せられ、その社が大いに榮えたので、これを本社からの遷祀と考へ、三嶋神の故宮の意の下に古宮山と稱したのであつた。この考へは江戸時代以來今日に至るまで一部に信じられてゐて、本社の由緒を物語る上に極めて重要な一問題となつてゐるが、詳細は由緒の項に述べることにする。

鎮座地の古名 更に附けて記さなければならぬことは、本社鎮座地の古名に就いてである。今は白濱村大字長田と稱せられ、長田の名が御祭神の事代主命説に縁故ある如く説かれてゐる。又白濱の名は室町時代末の文書に存するのを初見とするが、官幣大社三嶋神社藏異本二十一社記には「豆州白浦」とあり、吉野時代末頃に迄遡り得る。然し本社が最も繁榮した平安時代に於ては、何と呼ばれてゐたであらうか。之に關聯して想起せられるのは和名抄に記載せらるゝ賀茂郡の古郷名である。當時同書には五郷を記してゐる。即ち加茂・月間・川津・三嶋・大社であつて、その中間問題とな

るものは「三嶋」と「大社」の二郷である。「三嶋郷」は藤井伊豫の稻生澤郷を之に充つる説も存するけれども、それは自説に迎合すべく考へられた推定であつて、公平な立場からすれば伊豆諸島の總稱であること勿論である。豆州志稿の著者秋山章を始め、日本地理志料の村岡良弼、近くは吉田東伍及び足立鍬太郎の諸氏等、何れもこれを主張してゐる。即ち延喜式に多數の神社が鎮座せらるゝ伊豆諸島を通じて、一郷を建てたもので、その名は諸島鎮座神の筆頭たる三嶋神に負ふことは言ふ迄もない。次に「大社郷」は前記諸先學が説く通り、本社の鎮座地白濱村を中心とする附近一帯に充てられてゐる。蓋しその基く所は、當時大社と呼ばれるべき著名の神社が鎮座しました個所は、賀茂郡中此處を除いて他に求めることは出来ないからである。大社の名は後に田方郡の三嶋神社に傳へられてゐるが、本社の舊祠官藤井伊豫は、本社に對しても冠すべきを主張してゐる。一應の理由ある所といふべきであらう。

上述の如く本社鎮座地は平安時代賀茂郡大社郷に屬し、その郷名は本社の存在に據つて成立したことが明であるから、以て本社の威勢が如何に顯著であつたかは想像す

るに足り得るであらう。爾來星霜一千載、消長變轉うた、感慨深きものあるを禁じ得ない。

〔註〕(1) 静岡縣史卷一第二篇上先史時代中(二)賀茂郡に於ける遺蹟の項と、同書原史時代中(一四)賀茂郡の遺蹟の兩項とを参照されたい。右によると白濱神社附近には、石器時代以降住民の聚落や古墳等の存在が認定せられる。

(2) 伊豆半島の地質は、その基礎が第三紀の終り頃海底より噴出した火山灰砂の凝固して出来たものであり、爲に往々海生動物の化石等を包蔵してゐる。平田翁の本社縁起にこの現象を「今の白濱神社の地これなり。斯の如く御神徳を以て土佐國の田苑を海底より引たまひて、築出し給へる地なるにより、今も現にこの社地の巖石に、種々の貝殻など石と化りて交りあること、人の普く見る所なり」と記してゐる。又同所に存する三釜は恐らく海蝕作用による自然現象であらうが、それ等の地質地貌が、上代人に奇異の念を附與したことは認められるであらう。

(3) 延喜式神名帳の記載に就いて、一定の順があつたか否かは明瞭ではないが、現在その鎮座地を見ると、本國の如きは半島と海島とが混合して記載せられて居り、必ずしも地理的な順序によつて記されたとは考へられない。又數町を隔て、式内社の鎮座を見ることは決して尠くないことで、現に賀茂郡中三宅島の如きは一島中に十三社が鎮座せられ、その神着村に於ては四社の存在が認められる。

四 社格及社號

社格 王朝時代律令の制定に伴ふ社格制度の確立は、延喜式に記載せらるゝものが最初であるが、それ以前より朝廷の御待遇に伴ふ等差は、おのづから之に準ずる制度の存在を認め得るのである。即ち神位神階の叙列や、名神祭に預るもの等がその主なものであつた。本社も亦夙く天長九年三嶋神と共に名神に預り、文徳天皇嘉祥三年十一月には官社に列せられ、神位も亦同年十月從五位上を授けられてから、累進して正五位上に昇られてゐる。故に延喜の制には伊豆國賀茂郡四十六座中、名神大四社の一に列せられ給ひ、國幣の大社とせられたのは當然の事に屬するが、後本國神階帳には「一品當きさきの宮」とせられ、三嶋神に槽次いだ高位を占めて居られるのである。

後明治六年九月縣社に列せられて現在に至つてゐる。

社號 古くは延喜式神名帳に見る通り、御祭神の御名をそのままに伊古奈比咩命神社と稱へ奉つた。又伊豆國神階帳には「一品當きさきの宮」と申上げてゐる。御祭神

が三嶋神の後后にましますといふ御由緒に基いたものである。爾後記録に徴すべき資料を缺くが、降つて慶長十二年大久保長安の奉納鰐口銘に「伊古奈比咩命大神」とあり（口繪第六圖）、萬延元年後藤義連奉納の神號額にも同號が明記せられる（第三圖）。



第三圖 後藤義連奉納神號額

一面御鎮座の地名を冠して「白濱大明神」と呼び奉ることも、近世に至り自然に發生したものであらうと考へられるが、それが記録に見えるのは江戸時代に入つてからで、この時代を通じて一般

に同社號が使用せられてゐた。即ち「白濱大明神」（延寶・寛政の棟札や寛保の記録等）、「白濱神社」、「白濱大社」（文化九年平田翁縁起・文政年間藤井伊豫の書上・安政七年記録）等がそれであるが、この外に御祭神五柱を奉祀するによつて、「白濱五社大明神」とも稱へられ（文政十三年縁起）、更に一時社僧側の主張する所により三嶋神を除いて「四社大明神」とも稱した（寶曆九年書上）。更に前記の如く三嶋神が田方郡へ遷祀せられたので、その古宮なるの故を以て「古宮山」の名を冠し、「古宮山大明神」とも「古宮山五社大明神」とも稱した（文政元年藤井伊豫記録・元文五年勸進帳）。然しながら以上の諸稱は、何れも俗稱として一部に使用せられたもので、正式に申上げる場合は何れも伊古奈比咩命神社としたのであつて、文化八年齋藤彦麿の縁起や、延寶三年棟札、其他公邊への書上にはかく記してゐる。なほ前記の如く舊祠官藤井伊豫は、本社を「伊豆大社」又は「白濱大社」と呼び、更に本社を「伊豆一宮」と記してゐる（文政三年祝詞・同十三年縁起等）。右はもとより伊豫の私稱ともいふべきであつて、當時の通稱ではない。しかしその基く所は一應の理由があつて、本社の繁榮した平安時代に復舊せんとする意圖より出たものであつた。

明治に入り古來の正稱たる伊古奈比咩命神社と定め、縣社に列せられた。但し里人

は今でも一般に白濱神社と呼び習つてゐる。

四〇

〔附記〕 白濱の地名が同所海岸の白砂皓然たる状から附せられたことは當然であらうが、何時頃から起つたか不明である。現存最古の文獻は天正十一年後北條氏の古文書を以て第一とする。但し紀伊・安房兩國の突端に何れも同名の地が存し、安房國の分は和名抄にも登載せられてゐるので、同名の地が相當に古くから存し、且つその間何等かの交渉がありはせぬかとも推定せられる。

五 由 緒

既に幾度か觸れ來つた如く、本社祭神の御稜威は、嶄然他社に超え給うたのであるが、それは古へに遡る程輝きを増し、平安時代に於てはその名天下に聞え給うた顯著な靈神として、吾人の認識を新たに深くせしむるのである。故に以下由緒の内容に就いて記述の歩を進めようとするに際し、一言特記しなければならぬことは、上代に於ける本社地位が、伊豆一國に冠たるものであり、その神威は同國を闔ふ廣大なものであるが爲に、勢ひ伊豆全國の問題にも關聯して記述しなければならぬこと、祭神の問題として今相殿に座す三嶋神が、伊古奈比咩命と共に、極めて密接且つ鮮明に

示現せられてゐるので、同時に兩神を含めて説く場合が屢々存することゝである。豫めこの二點を擧げて、以下内容を各項目に分ち漸次に説くことゝする。

(イ) 國史に見ゆる伊豆神の顯現

伊豆神と三嶋神・伊古奈比咩神の顯現 伊豆國の神祇が、何時頃から顯現せられたかは、到底知ることの出来ない問題であつて、恐らくは未だ伊豆の國名の發生しない悠久な先史時代に、根基を培はれたであらうことも亦推定に難からぬ所である。今考古學等の補助學科を藉りて、その起源につき考察することも決して出来ないではないであらうが、餘りにも本題と懸隔してゐるので、暫くこれを問はぬことゝする。然るに文獻に現れた本國の神々は、遙か後代の天武天皇白鳳年間に入つてゝあるが、これはやがて本社の創立と深い關係を有してゐるから、先づこれを第一の關門として進むことゝしよう。

日本書紀天武天皇十三年十月十四日壬辰の條に、次の如き記事が見える。

四一

逮_レ于_レ人定、大地震、擧_レ國男女叫唱不知東西、則山崩河涌、諸國郡官舍、及百姓倉屋、寺塔神社、破壞之類不可勝數、由_レ是人民及六畜多死傷之、時伊豫湯泉沒而不_レ出、土佐國田苑五十餘萬頃、沒_レ爲_レ海、古老曰、若_レ是地動未曾有_レ也、是夕、有_レ鳴聲、如_レ鼓聞_レ于_レ東方、有_レ人曰、伊豆嶋西北二面、自然增_レ益三百餘丈、更爲_レ一嶋、則如_レ鼓音_レ者、神造_レ是嶋_レ響也

是は説明する迄もなく大地震の突發を叙したもので、四國と伊豆に於ける地變の有様が記されたものである。即ち霧島火山帯と富士火山帯の同時の活動を意味するもの以外ならないが、注意すべきは最後の「如_レ鼓音_レ者、神造_レ是嶋_レ響也」とある一齣で、伊豆國內の地異を神の所爲とした所に、吾人の語るべき多くを含んでゐる。なほ本文を讀んだ後、同九年二月十八日の條に遡ると、「如_レ鼓音聞_レ于_レ東方」とある一條に想到するから、同神の活動は既にこの頃に萌してゐたことが知り得られるし、強ひて推測するならば、同年七月駿河國內の二郡を別ちて伊豆國と爲すといふ扶桑略記の記事にも、一脈の關聯があるらしく考へられるのである。更に再び十三年の前文に立戻つて

同時に起つた地異の中、伊豆島のみが神造と記してあるのは、何等かの意義が含まれてゐるものと考へなければならぬ。かゝる地異が伊豆に於ては當時神業であると考へられてゐたことは、明かに認められるのである。因みにこの時の噴火・造島を、平田篤胤翁は白濱の社地であるとし、藤井伊豫は新島の脇なる地内島であると説き、地震學の泰斗大森理學博士は大島内三原山の噴火に伴ふ新島村・野増村の地變であらうとしてゐる。

然らばかゝる威靈を示し給うた大神は、如何なる御名を以て呼ばれたであらうか、不幸にして當時の記録には見ることが出来ない。然しながらそれよりやゝ降つた日本後紀逸文天長九年五月十九日（庚戌）の條に

令_レ卜_レ筮亢旱於内裏、伊豆國神爲_レ祟

とあつて、始めて伊豆國神の名が見えるのである。蓋しこの伊豆國神は、既に白鳳年間に活動を示されたと同神と見てよいであらう。更に同書の同年同月二十二日（癸丑）條には

伊豆國言上、三嶋神伊古奈比咩神、二前預名神、此神塞深谷、摧高巖、平造之地、二千町許、作神宮二院池三處、神異之事不可勝計。

と記され、茲に至つて三嶋神と伊古奈比咩神の二神が史乘に見えて來るのである。この二神と前記の伊豆國神とが同一神にましますや否やは不明であるが、二神が示現せらるゝに至つたのは、かゝる前提の下に、伊豆國神の代表として、神威を示し給うたのである。なほこの文中名神に預るとあるは全國的に著明な靈神の列に加はつて、神祇官に定むる名神祭に預るに至つたことであり、一躍して地方神が朝廷に認めらるゝに至つた非常の優遇である。而してその神功といへば、深谷を塞ぎ高巖を摧いて、神造地二千町許を作られたことが主であるとせられる。即ちその事實は噴火現象による地變を示したものであるが、かゝる地異を二神の威靈に基くとしたのは、既に述べた如く上代人の素樸な神觀から起つた當然の歸結であつて、伊豆國を大人佩き給ふ同神の神格中にすべてを包攝するとしたことは言ふまでもない。

なほ同文中に見える「作神宮二院池三處、神異之事不可勝計」とある一句も、極

めて重大な意義を有するもので、當時三嶋神と伊古奈比咩神とは、各一院宛の社殿を有し給ひしことが知り得られ、所謂後世の二院制はこゝに起源を發するとせられるのである。この制は江戸時代享保の頃迄保持せられ、寛保造替の際に廢せられたので、藤井伊豫がその復舊を企圖したが、遂にその實現を見ずして今日に至つてゐる。なほ「池三處」は今明確に知り得ないが、今白濱村内にそれと傳へる個所が存在する。但しこゝにいふ神宮二院とあるのも、後世の如き輪奐の美を極めた社殿の建立を意味するものではなく、恐らく土工の一區を劃した程度の自然的なものであつたらうと考へられる。次に「神異之事不可勝計」とあるのは二神の威靈顯著にましますことを言外に含めたもので、次に起る神位の加叙はこれを證明する所以に外ならない。

阿波神と物忌奈神 天長九年より七年後、仁明天皇の承和五年、又伊豆神は威靈を示し給ひ、阿波神と物忌奈神との二神が顯現せられてゐる。記録によれば二神は又三嶋神の族神として、伊古奈比咩命と相並ぶ地位を占め給ふので、同神の出現は本社と重要な意義を有してゐる。故にその經緯を略述すると次の通である。續日本後紀卷九

承和七年九月二十三日（乙未）の條に

四六

伊豆國言、賀茂郡有造作嶋、本名上津嶋、此嶋坐阿波神、是三嶋大社本后也、又坐物忌奈乃命、即前社御子神也、新作神宮四院、石室二間、屋二間、閻室十三基云云、去承和五年七月五日夜出火、上津嶋左右海中、燒炎如野火、十二童子相接取炬、下海附火、諸童子履潮如地、入地如水、震上大石、以火燒摧、炎燭達天、其狀朦朧、所々燄飛、其間經旬、雨灰滿部、仍召集諸祝刀禰等、卜求其崇云、阿波神者、三嶋大社本后、五子相生、而後后授賜冠位、我本后未預其色、因茲我殊示惟異、將預冠位、若禰宜祝等不申此崇者、出龜火將亡禰宜等、國郡司不勞者、將亡國郡司、勞成我所欲者、天下國郡平安、令產業豐登、今年七月十二日、眇望彼雲嶋、烟覆四面、都不見狀、漸比戻近、雲霧霽朝、神作院岳等之類、露見其貌、斯乃神明之所感也

此に記する所は上津嶋（今神津嶋）に於ける噴火の激烈なる狀を中心とし、その現象を阿波神とその御子物忌奈乃命等の崇とし、且つ神託の猛烈なるに畏れ、地貌の變化に驚いた伊豆國在廳の官人等が、この解狀を奉つたものであるが、この文中注意すべきは、阿波神を三嶋神の本后とし、その後後に先づ冠位を授けて本後に及ばなかつたことが、崇の原因であると説かれた點であつて、文の前後から推察すれば、茲にいふ後后とは言ふまでもなく曩に三嶋神と共に名神に預られた伊古奈比咩命を指し奉ること勿論である。何が故に先に顯現された伊古奈比咩命を後后とし、後に出現された阿波神を本后としたかについては、その理由を説明するに苦しむが「召集諸祝刀禰等」て卜占による神託であるから、強ひて言へば上津島の地異が嘗て見ない大規模なものであつた爲め、畏れを爲した結果、かゝる神託を生むに至らしたものであらうかとも想像せられる。何れにしても茲に於て伊豆神には伊古奈比咩命の外に、阿波神・物忌奈乃命の二神が加へらるゝに至つたのであつて、更にこの文中にいふ「十二童子」といひ「五子相生」とある如く、阿波神にはその眷族が多數にましましたことを知り得るので、伊豆神の組織が次第に形成せられ行く過程を窺ふことが出来るのである。やがてこの神異が因を成し、承和七年冬十月十四日（丙辰）條に

四七

奉授無位阿波神、物忌奈乃命、並從五位下、以伊豆國造嶋靈驗也

の結果を生むに至つたのである。故にこの事實から間接に伊古奈比咩命に於ても、天長九年頃無位から從五位下を授けられ給うたことを類推し得らるゝのであるが、次に述べる神位加列の順位も亦よく之と一致を示してゐるのである。

神階の昇叙と伊豆神の漸加 伊豆神が漸次に具現化されて、今や三嶋神・伊古奈比咩神・阿波神・物忌奈神の四神が顯現されるに至つたが、爾後この四神は屢々その威靈を示されたと見え、次々に神階の加叙が見られるのである。即ち仁明天皇嘉祥三年十月七日（辛亥）には三嶋神に從五位上、その翌日には伊古奈比咩命・阿波神・物忌奈乃神に從五位上、同十一月甲戌朔には詔を以て伊古奈比女・安房・物忌奈三神を官社に列し、文德天皇仁壽二年冬十二月十五日（丙子）には三嶋大神に從四位下、阿波命・物忌寸奈命神・伊古奈比咩神に正五位下、同齊衡元年夏六月廿六日（巳卯）には三嶋神に從四位下、阿波咩命神・物忌奈命神・伊古奈比咩神並正五位下を授くとある。但し最後の分が仁壽二年の叙位と同階であるのは誤謬で、各位上を授けられたと見る

べきであらう。それは後に三嶋神のみが清和天皇貞觀元年正月廿七日、同六年二月五日の二回に累進して、同十年七月廿七日に從三位を授けられてゐる點から見ても、その推測は肯定し得られると思ふ。因みに爾後神位の昇叙は醍醐天皇寛平九年十二月を始め、後土御門天皇文龜元年十二月に至る十二回の諸神同叙の結果、三嶋神と伊古奈比咩命とは各正一位に昇り給うたと推定せられ、爾餘の神亦これに雁行して累進せられたことは申す迄もない。後にいふ伊豆國神階帳に三嶋神を正一位、伊古奈比咩命と阿波命とを一品と録してゐるのはこれが爲である。

更に當代、嘉祥三年より仁和二年に至る間に、是等四神の外に阿米都和氣命・伊太豆和氣命・阿豆佐和氣命・佐伎多摩比咩命・波布比咩命・多祁美加賀命の六神が、叙位の列に加へられてゐるのであつて、以上六神は何れも海嶋に鎮ります神々であるから、言ふ迄もなく三嶋神の一族と考へられ、廣義にいふ伊豆神の一團中に含められるものであつて、その顯現には前述の如き神異を記してゐないけれども、各々その島々に於ける噴火造島の異變が然らしめた結果であらうと考へられる。又扶桑略記卷二十

二字多天皇仁和三年十一月二日條に

伊豆國獻_レ新生島圖一張。見_レ其畫中。神明放_レ火。以_レ潮所_レ燒。則如_レ銀岳。其頂有_レ綠雲之氣。細事在_レ圖中。不_レ更記_レ之。

とあるのも、同じく伊豆神の靈驗を意味する事實であつて、これは新嶋の事と傳へられてゐる。

かくして今や伊豆諸神の顯現は三嶋神を筆頭に、伊古奈比咩命・阿波神を双翼として、總計十柱に到達するに至つた。これは次で延喜式神名帳に於て一層の増加を見、その内容が複雑となるのである。今参考の爲め國史所載に係る伊豆諸神の顯現を表示すると次の通である。

年次	神名	所在	事項	書名
白鳳十三・十	伊豆神	伊豆嶋	神造一嶋	日本書紀
天長九・五	伊豆神	賀茂郡	亢旱爲祟	日本後紀逸文
	三嶋神(1)	賀茂郡	神造地二千町許作神宮二院池三處	

同	伊古奈比咩神(2)	大社郷	預名神	同
(同?)	(三嶋神) (伊古奈比咩神)	同	(並授從五位下)	承和七年續日本後紀の 記事より推定
承和五・七	阿波神(3) 阿波神(4)	賀茂郡 上津嶋	噴火・造社	續日本後紀
承和七・十	阿波神 阿波神	同	並授從五位下	同
嘉祥三・六	阿米都氣命(5) 阿豆和氣命(6) 伊佐摩比咩命(7) 佐伎多摩比咩命(8)	賀茂郡御藏嶋 同利藏嶋 同三宅嶋	並授從五位下	文德實錄
同三・十	三嶋神 伊古奈比咩命 阿波神		授從五位上 並授從五位上	同
同三・十一	伊古奈比咩神 安房奈神 物忌奈神		列官社 授從四位下	同

仁壽二・十二	阿波命 伊弉諾命 阿古奈比咩命 伊古奈比咩命 阿古奈比咩命 伊古奈比咩命 波布比咩命	賀茂郡 大嶋	並授正五位下 並授從五位上	同	五二
齊衡元・六	阿波命 伊弉諾命 阿古奈比咩命 伊古奈比咩命 阿古奈比咩命 伊古奈比咩命 波布比咩命		授從四位下 並授正五位下 並授從五位上	同	
貞觀元・正	三嶋神		授從四位上	三代實錄	
同 六・二	三嶋神		授正四位下	同	
同 十・七	三嶋神		授從三位	同	
仁和二・十一	多祿美加賀命神(10)	賀茂郡 新嶋	授從五位下	同	

(ロ) 三宅記に示現された伊豆開拓神

三宅記は「白濱大明神縁起」とも稱せられ、又は單に「三宅嶋の神記」ともいはれて、その正確な題名を知らないが、異本數種を存し、古くから伊豆國諸家の間に傳へられ、本社にも亦一本を藏してゐる。題名を記さず、奥書に「壬生御館末流宮司原圖書長男原藤藏與之」とある。勿論江戸時代の寫本であるが、本文は片假名漢字交りの書下しとなつてゐる。内容は鎌倉時代末期頃に完成したと思はれる本地物の一で、伊豆三嶋大明神が三宅嶋を中心として豆南諸嶋を開拓經營し給うた經過を、古傳説と佛説とを織り交せて記述したもので、固よりその全部を信ずることは出来ないとはいへ中に記述せらるゝ傳説中には、國史の記事と一致するものも發見され、又荒唐無稽な中にも貴重な資料の存在が認められるので、無碍に拒否し得べきものでなく、殊に伊豆三嶋神の開拓譚を、具體的に傳へたものはこれ以外に存しないから、伊豆神の活動を見る時には、重要な資料とすべきであつて、もしその古傳説中に何等かの事實が反

映してゐるとすれば、一應の考察を必要とすべきことは言ふまでもない。故に吾人は今同書の記事中、開拓譚の骨子をとつて伊豆諸神活動の側面觀としようと思ふ。今便宜上本書より必要な部分のみの梗概を抜萃して検討の對象に充てることとする。

昔天竺に一王子があり、繼母の爲に纒構せられて流寓し、支那より高麗を経て我が國に渡來せられた。時に孝安天皇元年である。富士山頂にて神明に見え、安住の地を請ふに、神明嶽南の池中に突出せる地を與へ給ふ。王子同地に至り巨樟の下に憩ひ地勢を検すると、狹隘なるにより神明之を憐み、更に海中を與へて新に島地を噴出すべきを命じ給ふ。王子一旦歸國して再び渡來し、又丹波の地にて一翁媪に遭ひ、伊豆の海中に嶋を噴出して住むべきを勧められ、且つ三嶋大明神と名乗るべしとて、翁媪の二男若宮・劔宮、一女見目を隨行せしめた。故に大明神は三人と共に上陸せられ、神明に再會し海中に島焼して國の守護神ならむことを誓ひ、見目・若宮・劔宮に仰せて、許多の龍神・雷神等を使役し、愈々孝安天皇二十一年より島焼が行はれたのである。その有様は龍神が先づ海上に三大石を浮ぶれば、火雷之を焼き、水雷之に洒ぎ、一日

一夜にして一嶋が成つた。又白濱に住む龍神が石を上げ、諸神之を積み集め、火雷之を焼いて一嶋を現じ、かく工事を進めること七晝夜にして十嶋が成つた。明神は乃ち第一を初嶋、第二を神集嶋、第三は大きければ大嶋、第四は潮の泡を集めて築き立て其色白ければ新嶋、第五は家三つ並びたる如しとて三宅嶋、第六は明神の御藏とすべしとて御藏嶋、七八九は沖ノ嶋・小嶋・ヲウゴ嶋、最後のを十嶋と號け給ふた。後自らは三宅嶋に宮作りして大明神と申され、又大島・新島・神集島・三宅島・沖ノ島の五島に各后を置き給ひ、各后には多くの御子達が設けられ、一族繁榮するに至つた。三宅島の后は「天地今宮の后」と申上げる。なほ大明神は島の狹隘となるにつれ、又龍神・雷神を使役して島焼を行はれて地面を増益し給うた。

さて以上の一段は、三宅記の冒頭から三嶋大明神の島焼に至る迄の梗概であるが、宛然これ伊豆諸島の開闢譚に外ならない。島焼の事實とその内容は、既に記した續日本後記承和五年上津島噴火の記事や、扶桑略記仁和三年の記事とも一致して居り、素樸な上代人の眼に映じた噴火現象を、神業とするの内容に適合してゐるものである。

恐らく三宅記の鳥焼の記事も、國史に記された所説と同一の傳説より作られたことは言ふ迄もあるまい。更に王子を設けたとすることも、前記承和七年をはじめ國史の記事に、先后・後后・御子等の存することに一致してゐる。又度々鳥焼を行ひつゝその鎮座地を増益し給うたことも亦同様である。かくの如くこの一條の骨子たる伊豆國諸島の開拓は、當時の國史に記述せられたものと大體に於て一致するのであつて、それが全然無稽の傳説でなかつたことを自ら推知せしむる。

たゞ吾人が注意を要しなければならぬ問題は、三嶋神の出現について、國史に於ては天長九年突然に現はれ給ふのであるが、三宅記にあつては海上より渡來された神靈となつてゐることである（天竺の王子云々は別として）。即ち三嶋神が伊豆國に本來土着せられた神ではなく、他國より渡來された神とする所に、一應の考慮を拂ふべきではあるまいか。もとより垂迹譚の常として、印度渡來とするのは一般に行はれた假託であるから、直にこれを信ずることは出來ないが、或は又當時三嶋神の渡來説が一部に傳へられてゐたので、これを潤色した結果であらうか。これについては後

述する伊豫三嶋神の遷祀問題とも關聯して、本社の出緒上にも重要な意義を齎らすものであるが、右については後項に觸れることとする。又三嶋大明神が富士神明の教示によりて鳥焼を行はれたといふ傳へも興味深い。なほ伊古奈比咩命が本書では三宅島に坐す「天地今宮の後」に該當することは言ふ迄もない。

再び三宅記の後段を見ると、次に大明神は箱根の湖邊に住む老夫婦の三女を蛇害より救つて后となし給ひ、又壬生御館實秀といふ人物の三宅島來訪を説き、次で伊豫國三島郡の橘清政といふ者の同じく三嶋大明神と號して來訪することを述べ、推古天皇正月八日明神は實秀に後事を託して自ら垂迹となられ、後文武天皇より大寶元年迄の間に、神人交融の方法として實正に龜卜の法を教へ、又奉齋の心得・罰法・忌明の制等を授けて、最後に自らは此の島を廣げむ爲に常に鳥焼を行ふべきを以て、末世の衆生恐るゝこと勿れ、鳥焼の折は我も所役の神々もその苦多ければ、日に三度の供御を進むべし、我は常に白濱に在るべしと宣うて飛び去り給うた。

以上の内容を見るに、後段は各種の古傳説や民俗的事項を綜合點綴した感がある。

その中伊豫大三島の大明神が、伊豫から來訪せらるゝの條は、神道集にいふ記事と相應するもので、注意すべき傳へと考へられる。又龜卜の事や神明奉齋の心得等は、當時三宅島に傳へられた神事風俗の一端を示すものとして興味深く見るべきであらう。なほ最後に我は常に鳥焼を行ふ故末世の衆生恐るゝ勿れとの神託は、伊豆諸島が屢噴火造島の事實を示してゐること、相俟つて、味ふべき言葉であるのみならず、その神威の骨子が、終始噴火造島にあつたことをよく物語つてゐる。更に我は常に白濱にあるべしとあるので、三嶋大明神の御靈は、三宅島から白濱に移り給ひ、こゝを幽宮として永久に鎮り坐されたことを意味してゐるので、これを信ずるならば、三嶋神は恐らく伊古奈比咩命と共に白濱を第二の宮居として、古代から未來永劫に齋かれ給うてゐるわけである。

(ハ) 延喜式に見る本社と南豆の諸神社

平安時代に於ける本社並に南豆諸神の活躍は、前記國史に見ゆる所によつてその一

般を推察するに足るが、更にその情勢を具體的に窺ふことの出来るものは、延喜式第九神名式の内容に他ならない。同書には伊豆國九十二座を擧げ、大五座小八十七座とあるが、賀茂郡には全體の半數四十六座の多きに達してゐる。而してその筆頭を

伊豆三嶋神社 〔名神大・月次・新嘗〕

とし、次で四番目に本社

伊古奈比咩命神社 〔名神大〕

が記され、更に物忌奈命神社と阿波神社の二座が共に名神大社として相伍してゐる。これは前記國史に見れた神階叙位の順序をそのままに示すものとして當然の事實に屬するが、かくの如く賀茂郡のみに名神大社の大半を存するのは、注意すべき點であり、その中の二座が白濱(舊大社郷)に鎮座、他の二座が海洋中の神津島に鎮座せらるゝのも、亦特筆せられなければならない點であらう。なほ以上の四座が何れも臨時祭たる名神祭に預つたことは勿論で、同じく卷三臨時祭の條下にも明記せられてゐる。當時名神祭に列せられた大社は、全國で二百八十五座であつた。

さて以上の記載が、式の制定當時それ／＼朝廷より受けた待遇如何を示してゐることは言ふ迄もないが、更にこれに附帶して一二の重要な事實を物語つてゐるのである。その第一は本社並に三嶋神社の所在地が、賀茂郡と明記せられてゐる點である。前述日本後紀逸文天長九年五月の條に據れば、三嶋神・伊古奈比咩神は、神宮二院を造つて共に鎮座せられたことを推察し得られ、伊古奈比咩命神社は既述の如く古來賀茂郡白濱の地（和名抄大社郷）に鎮りましたこと明かであるから、三嶋神も亦附近に坐したのは當然である。これが二神相並んで名神に預り、伊古奈比咩命を三嶋神の後とするに至つた（續日本後紀承和七年條）理由であらねばならぬ。即ち奈良時代から平安時代初期頃迄伊古奈比咩命神社と三嶋神社は、近くに並祀せられたことが上述の記事によつて推定し得られる。和名抄にいふ賀茂郡中の大社郷と三嶋郷との所在も亦これと相應するものである（前章鎮座の條參照）。この點に關しては官幣大社三嶋神社の問題が云々せられるが、それは後章に觸れることとする。

第二に賀茂郡所在の神社が伊豆國全體の二分の一を占め、且つ名神大社の存在は全

體の五分の四を有するといふ點である。更に注意すると、賀茂郡四十六座中の半數二十三座が海島の鎮座であり、その中に二社の名神大社を含むことが認められ、就中三宅島の如きは十三座の多きに達し、他國に於ける一郡中の總數としても尠からぬ現象を呈してゐる。もし海島を「三島郷」一郷とすると、一郷中にかくも多數の式内社を存すること、當時全國第一と言はなければならぬ。なほ三嶋神と伊古奈比咩神とは、傳説によれば三宅島に最初鎮座しましたといふから、賀茂郡延いては南豆の諸神が海島（特に三宅島）を中心とせられたことを認めざるを得ないであらう。故に三宅記の記す如き諸傳説も、亦決して單なる架空的説話でないことを知り得られるが、かかる状態を生むに至つたのは、古代伊豆諸島に於ける噴火造島の自然現象に基づいたことと、黒潮の去來によつて夙くから海洋交通の開かれてゐた爲めとであらうと推察せられるのみならず、以上の諸神が何れも原始的な神格をそのまま、御名に示し給ひ、それが直ちに社名となつてゐるといふことも、本國神祇界の一特質である。今これを國史所載の諸神に比べると、既述の如く天長年間から仁和二年迄に顯現せられた十柱に

對し、式所載の分は二倍以上となり、且つ或程度迄の組織が行はれるに至つたことも注目せられるであらう。即ちそれ等の諸神は大體奈良時代から平安初期の間に於て、漸次に顯現され又組織化されたものと見るべく、所謂三嶋神一族の集團が式に至つてほぼ完成せられたと言つても差支あるまい。この組織化の様子は文獻に於ては僅かに承和七年の上津島に坐す阿波神に關する記事によつて、一斑を窺知せらるゝに過ぎないが、後の三宅記には具體的な縁故關係が記されて居る。故にその基礎は既に延喜式所載の當時に成つてゐたものと推定することが出来る。伊古奈比咩命が如上の諸神中で、特に三嶋神の後后とせられ、或は名神大社の一に列せられたのも、夙く顯れ給うたこの地の靈神として、朝廷からの篤い待遇を得られたので、所謂三嶋神一族中で高い位置が定まつたからに外ならない。

第三に延喜神名式全體から比較して見ても、本郡の所載社は嶄然他を擡出てゐる點である。即ち一郡で四十座以上を有する所は、出雲國出雲郡と伊勢國度會郡の五十八座を筆頭とし、次に大和國高市郡の五十四座、伊勢國多氣郡の五十二座となり、更に出

雲國意宇郡の四十八座があり、近江國伊香郡の四十六座が本郡と同一數で越前國敦賀郡の四十三座がこの次に位する。即ち全國で第五位を占むるのである。然しながらこれを當時の郷數によつて配當すると、賀茂郡は五郷を存するから、一郷平均九・二社の多數となり、出雲郡の七・二五、度會郡の四・四六、高市郡の七・七、多氣郡の七・四三、意宇郡の六・〇、伊香郡の五・七五、敦賀郡の七・〇を凌駕して、全國第一位を占めるのである。なほ更に伊豆國全體の式社數を全國と比べて見ても、その絕對數に於ては第十一位となり、所管の郡數に配すると、一郡平均三〇・七六となり、同じく和名抄の郷數によれば、四・三八の率となつて全國第一となるのである。次に大社の存在を見ても、官幣の大社一と國幣の大社四社とて、その數決して尠くなく、全國に於ける屈指の神國と言ふを憚らない。

かゝる現象を呈するに至つたのは、言ふ迄もなく本國に多數の靈神が鎮まりましたことが原因となつてゐるが、又一面に於ては古來一部の人々から、當時中央神祇官に本國內の神祇が、特に聞知せらるゝに至つた特殊な事情のあつた爲めであらうとの推

定が下されることも無理からぬ次第である。即ち秋山章がその著豆州志稿に

本州祠典に所載の神社、他州に方ぶればただ過多也とす。蓋當時伊豆の奉幣使、彼の中臣氏に阿諛し、州中所在の社を盡して猶且足らず、祀山望石以て其數を増せしと思はる

と説いてゐるのはその一例であつて、同説は三嶋通良氏や足立鉄太郎氏にも支持せられてゐる。⁽¹⁾ その所論には些か穿ち過ぎた觀が存するとはいへ、これと關聯して本國出身の卜部が、神祇官に於て相當の威勢を有してゐたと考へられる點を、一應考慮せずにはゐられない。卜部は王朝時代卜占の技を以て仕へた神祇官の職員であるが、令集解や延喜式によると、當時は壹岐・對馬と本國の三ヶ國から採用せらるゝ規定であつて、式に伊豆五人・壹岐五人・對馬十人と記されてゐる。又三代實錄元慶五年十二月條には、本國出身の卜部平麻呂がその術に長じ、承和の初年遣唐使に隨行して入唐し、歸國後神祇大史となり、天安二年には權大祐兼宮主に迄昇つたとある。又これより少前文德實錄天安二年四月の條を見ると、同じく卜部宿禰雄貞なる者、龜策之倫也と記

されてゐる。かくの如く本國出身の卜部が、中央神祇官に活躍しつゝあつた平安時代初期は、一面に於て本國の諸神（特に海島出現の）が、順々に史上に顯はれ給うた時で、天長九年の三嶋・伊古奈比咩の二神を始め、承和七年の阿波・物忌奈の二神出現等より、漸次に神階の昇叙を見るに至つた期間に相當するのである。殊に天長・承和兩度の記事を見るに、何れも卜占によつて神の崇なるを窺知し奉つたことは、既述の通であるから、その間に於ける卜部との關係を無視することは出来ない。故に前述豆州志稿その他の所説にも、或程度の蓋然性を認めてよいかと考へられるが、何れにしても架空の神靈を顯現し奉る如きは、絶対に有り得ないと信ぜられるから、本來伊豆國內に多數の靈神がましましたのを、更に卜部の卜形によつて整備顯現せられた程度であつたとすべきであらう。⁽²⁾

〔註〕(1) 足立鉄太郎氏著「南豆神祇誌」第五章參照

(2) この點に關し三嶋通良博士は、「伊豆國史蹟研究第二報告書」中に於て卜部家の捏造とし、國史の記事に對しても疑問を挿入されてゐるのは稍と失當であらう。なほ前記南豆神祇誌及び靜岡縣史第三卷は、何れも式社過多の理由を卜部家の活躍としてゐる

(3) 前述の伊豆神一族の組織化が、平安時代に行はれたとするならば、その整備に對して卜部家が關係する處多かつたとの推定も亦全然排すべきではあるまい。即ち前述承和七年上津島の異變に際して、阿波神を三嶋神の本后伊古奈比咩神を後后とし、又物忌奈乃命を阿波神の御子神とし、更に本后に冠位を授賜せられむことを説いてゐるのは、卜占による結果なることが明記されてゐる。これは後の三宅記の基礎をなすものであるが、かゝる三嶋神族の組織化は、伊豆の諸神に精通してゐた卜部家によつて成し得らるゝものと言ふべきであり、彼等が出身地の諸神をして最も合理的に説明し、以て中央に紹介するの勞を採つたとも見るべきではあるまいか

(三) 三嶋神社の國府奉祀

文献の教ふる所に據るに、奈良時代から平安時代中期頃迄、本社並に三嶋神社が、二院を造つて鎮座しましたことは、前述日本後紀天長二年五月の條や、延喜式神名帳所載の記事その他によつて確認することが出来る。然るに何時の頃か三嶋神のみは、北豆田方郡三嶋の地に奉齋せられ給ひ、國司の崇敬も篤く、引續き鎌倉幕府よりも重んぜられ、爲に神威大いに上り、爾後三嶋神社は田方郡所在の方を主とする有様

となり、本社の歴史上にも相當大きい變化を與ふることゝなつた。從來多くの人々はこれを三嶋神社の北遷又は遷祀と考へ、もともと本社と同域に坐した三嶋神社が、田方郡に遷り給うたとする。仍つて本社鎮座地は、三嶋神社の故地又は古宮であるとの觀念を生ずるに至つた。勿論本社には毫も動搖を生ぜしめないから、その御由緒に直接の變化を認めないとはいへ、一面に於て影響する所尠くないから、以下些かこの問題について考察を加へることゝしよう。

現在の官幣大社三嶋神社が、田方郡内舊伊豆國府の附近にあつて、武門武將の尊崇を受けられたことは、東關紀行や關東往還記等にも見え、更に遡つては吾妻鏡治承四年八月十七日の條に及ぶことが出来る。大體平安末期以降、現在の地に鎮座しましたことを確認し得られるのである。それより以前の狀態に至つては、文献上何等徴すべき資料がなく、國內神名帳には田方郡内に三島大明神を掲記してゐるが、これが作製年代に就いては不明である（現存するものは康永二年の奥書を有する。なほ後章参照）。然しながら一二の記録には本社の遷祀を聖武天皇の天平年間と傳へてゐる。即ち宴

豊崎の宮の古は興津島根に跡を垂れ、文武の賢き御代には幼稚の童男に託して、暫く賀茂の郡に鎮坐す。それよりこのかた終に聖武の御宇には、天平聖暦の事かとよ、祠を府中に遷され、粉楡の影を仰いしより、神徳年々に威光をそへ、感應益々盛なりとある。同書は正安三年八月沙彌明空の記録する所といふから、鎌倉中期以後にかゝる傳への存してゐたこととなる。なほ一二の書物に引用せられてゐる舊神官矢田部氏系圖にも、ほゞ同様の所説があつて、伊豆國司矢田部金築が天平七年神告によつて大島から府中の地に遷祠したと記されてゐるといふが、現在の矢田部家には該當すべき記事がなく、その原據については不明であるから暫く除外することとする。然し注意すべき一説として挙げなければならぬものは、前述官幣大社三嶋神社に藏する異本二十一社記の古寫本であつて、是は應永卅五年良海等四人の者の手に成る日本書紀と共に筆寫奉納せられたもので、勿論同時の筆寫に屬する。卷子本一卷で表題に「日本國大社二十一社爲本紀守護」とあり、その内容は既述の二十一社記と些か異なる所がある。就中本社と關係深い賀茂社の條に次の如き一節が記されてゐる。即ち

賀茂明神葛城鴨山城賀茂各別也云、葛城ハ地神山城天神此賀茂伊豆國賀茂郡三嶋大明神是同神本豆州白浦賀志本之神也(中略)天平中造營初伊與三嶋同體

とあつて、伊豆三嶋神はもと本國白浦賀志本之神也としてゐる。この傳へは江戸時代初期にも存してゐたと見え、寛文二年本社棟札の銘文中に「本朝孝安天皇二十一年己卯曆借下天安着云々」と見える「借下」は同じであらうと思ふ。所て白浦とは恐らく白濱を指してゐるであらうが、賀志本に就いては明瞭な解釋がない。古典に巖櫃を神の憑代とした記事があつて、例へば垂仁天皇紀に、天照大神を磯城の巖櫃の本に鎮め坐すと見え、古事記雄略天皇の御歌に「みもろのいつかしがもと、かしがもと云々」と見える通り、此處でも同様な意義を示すものと見るべきであらうか、それに付けて思ひ起されるのは、三宅記に大明神が嶽南の地に到りし時、巨樟の下に憩ひ給うたとあることは、何等かの關係を示すものではあるまいか。なほ現在白濱の地に「かしもと」と稱する字名を存してゐる。古くは慶長年間水帳の寫にも見え、その地點は本社の北

方數町、高根山麓の舊社地附近に存するといふ。今は何等の傳へを遺してゐないが、或はそこが最初の鎮座地であつて、かし下の字名も亦右に由つて附せられたものであるかも知れない。

何れにしても應永年間當時、三嶋神社が古く白濱の地に鎮座せられたとの傳が存したので、この所傳を信ずれば、必然的に同地からの遷祀又は奉齋を意味することとなる。更に天平中造營とあるのも亦前記宴曲三嶋詣の所傳と一致するのである。もとより天平説に對する正確な根據は無いので、遽かに信ずることは出来ないとしても、右の所傳が相當に古くから存在したことは認めなければなるまい。なほこの問題については次に再述する。

繰つて右の問題解決に對し、最も重要と思はれることは、本國の國衙所在地とこれに伴ふ政治的施設の發達とについてである。本國々府は和名抄に「伊豆國府在田方郡」と明記せらるゝ如く、平安時代以降は現在の三嶋市附近に存したこと疑を挿入すべき點なく、吾妻鏡を始め鎌倉時代以降の文獻を見ても、爾後變替せられなかつた

ことは勿論である。更に考古學上の示す事實に徴すれば、國分寺と國分尼寺との舊址も亦同所附近に嚴存して居り、同市附近が既に奈良時代以降、本國の首府として發達し來つたことは想定に難くないのである。而してかゝる結果を生ぜしめた一大原因は、同地が東海道の要衝とせられたといふ、人文地理上の事由に係けられるべきであらうと思ふ。王朝時代の東海道は、駿河から愛鷹山麓を経て足柄山を越えるのと、更に東南へ寄つて今の三島市を通過し、箱根山中を突破するのとの兩道があつて、鎌倉時代以降は専ら後者が榮えた様であるが、何れにしても三島市は東海道に接する箱根山麓の一聚落として、夙くから人馬の往來繁く、隨つて國衙の所在地として適當であつたことは言ふ迄もない。然らば何が故に三嶋神社の奉祀を必要としたかといふ點であるが、この解答とすべきは、王朝時代國府廳に接近して一國內名神の新宮が、往々に設けられたことを考慮に加へなければならぬ。當時國司の任務としては先づ管内の諸社に巡拜し、又毎年所定の頒幣を行ふを例としたが、何時の頃よりか一便法として國衙の近くに國內の神々を勸請し、又はこれを合祭するの風が一部に生じた。かくして

新宮の設立が見られるに至つたのである。伊豆國府に於ても同様の経緯により、先づ國內第一の名神たる三嶋神社を國府の鎮守として奉齋したことはあり得べきことに屬する。殊に同社が當時國府の地を去る甚だ遠い大社郷（白濱）に鎮座ましましたことも亦その一因であつたらう。なほ本國一宮が三嶋神社とせられるに至つたのも亦この頃からである。次に同じく平安時代に於ける神祇制度の現れとして、國內惣社の設立とも關聯する所が多い。即ち平安中期以後、全國國衙の近くに國司崇敬の神々を勸請して、奉幣參詣の便を圖つたが、伊豆國に於ては新宮たる三嶋神社が、その位置から見て惣社たるにふさはしいため、同社内に國中の主な諸社を合祭し、惣社たる性格を有するに至らしめたのであつた。

かくの如き経緯を以て顯れ給うた神社は、決して本社のみではなく、當時他にも同じ現象の存したことは、一二の類例を以て裏書することが出来る。即ちその一は隣國駿河國府中（今静岡市）に鎮座まします國幣小社淺間神社であつて、本社は平安時代末、富士淺間に對する信仰の熾烈なるに隨ひ、國府の近くに勸請せられた新宮であつ

て、本國の一宮とせられ、鎌倉時代の記録には「富士新宮」とも呼ばれてゐた。又甲斐國の一宮國幣中社淺間神社も、同じく國衙に奉齋せられたものであつた。又弘仁十四年初めて加賀國が建てられた時、國應の南方に府南社を設け、越前・加賀・能登三國の一宮を鎮め奉つたが、白山記に記す所によれば同社は同國の惣社とせられてゐる。かくの如く平安時代の一時期に國府へ國中の名神を勸請し、又はこれを惣社としたことは各國に行はれた神祇制度上の一現象とすべきであつて、三嶋神社の如きもその風潮に棹された一例とすべきであらうと考へる。爾後三嶋神社に對する崇敬は、源賴朝が伊豆に舉兵した際、御稜威を蒙つた緣故により、尊崇極めて篤かつたので、鎌倉時代を通じ嶄然他社を越えて顯れ、今日の繁榮を見るに至つたのである。

然らば三嶋神社の奉齋は何時頃であつたらうか、この問題を解決する適當な史料を存してゐないが、國造本紀によれば、伊豆國は神功皇后の御世に國造を置かれ、孝徳天皇の御世に駿河國に隸屬せしめられたが、後天武天皇の御宇再び分置せられたと記し、扶桑略記卷五に「天武天皇九年別駿河國二郡、爲伊豆國」とある記事とも一致

して居るので、天武天皇の御宇に、再度の建置が行はれたことを知り得られるのである。その折二郡を別てとあるのは、田方・賀茂の二郡なることは明かである。建置の理由に就いては、何等記す所が無いので、推定の外を出ないけれども、前記の如く天武天皇の白鳳年間、伊豆島に起つた地異によつて、伊豆國神の顯現せらるゝに至つた経緯を考へ合せると、南豆の諸島が相嗣いで噴火造島の自然開拓を始めたので、國司の事務漸々繁忙を告ぐるに至つたことが、その一因を成してゐるのではあるまいか。又造島現象の最初に現はれた年次と、建置の年次が共に天武天皇の九年とあるのも、單なる偶合のみとすべきであらうか。何れにしても天武朝の建置以後、平安時代に互り、伊豆國が國務の一部として重大な關心を傾けざるを得なかつたものは、南豆の造島とこれに伴ふ諸神の敬祭とであつた。故に建置後間もなく、伊豆國神の筆頭たる三嶋神を、國廳の近くに勧請し奉り、尊崇の誠意を示さうとしたことは、當然有り得べき事實として想定するに難くない。茲に於て前述の宴曲三嶋詣や三嶋本二十一社記に謂ふ、天平年中白濱より勧請したとする所傳が、大體首肯し得られるのである。人或

は延喜式神名帳に、三嶋神社が賀茂郡に記載せらるゝ點を力説して、當時迄賀茂郡に在つたとし、足立氏の如きは竹麻村修福寺藏大治五年の大般若經を傍證として、大治より治承年間の間に、三嶋神社が北豆に遷祀されたと推定するに至つたのは、三嶋神社の北遷と延喜式の記載とに拘泥した結果といふべきであつて、延喜式所載の三嶋神社は、當初より移動を見ることなく、勿論神名式作製の當時も、賀茂郡に坐したのであつて、國司が勧請し奉つたのはその新宮であると解すれば、何等の疑惑も生じ得ない筈である。

因みに一言添記して置きたいことは、三嶋神の勧請は古來の傳承の如く、奈良時代天平頃と推定し得られるが、爾後國內の名神を合祭して、惣社の性質を具有するに至つたのは、更に後世平安時代の末頃と推定される。即ち隣國駿河國の惣社が、平安時代末の久安二年に存在してゐたことが知り得られ、それが惣社の存在を記した現存最古の史料ともされてゐるので、本國に於てもほゞ同時期に成つたと類推しても甚しき誤謬ではあるまいと思ふ。

上述の如く田方郡の三嶋神社が、王朝時代の一時期に賀茂郡より奉齋し奉つたとすることは、古く萩原正夫氏を始め、吉田東伍博士・足立鍬太郎氏・近くは静岡縣史第三卷及び蘆田伊人氏の所説も同様である。その中でも吉田・蘆田兩氏は、極めて明快に新宮説を主張されてゐる。然るに一部に於ては右に對し異説を稱する人も無い。無。参考の爲めその一二に就いて記述しよう。その第一は三嶋神社非遷座説である。即ち國史・延喜式所載の神社も、吾妻鏡その他に見ゆるものも全く同一鎮座地に坐したもので、現在の三嶋市なる神域は千古不動であるとするのである。本説の代表は故三嶋通良氏で、同氏は考古學的資料から、伊豆の古代文化は北伊豆が中心であつて、その開拓は頗る夙く、漸次に南下したといふ見地に立脚したもので、延喜式に賀茂郡とあるのは、神領なるが爲め飛地としてかく記されたとするのである。又これにほゞ類した説に三嶋敦雄氏の説が存する。然しながら本説は北豆の三嶋神社を中心として考察せられたもので、それが新宮なる由緒を否定して、古文獻を曲解したものとすべきであり、飛地説の如きも亦一種の彌縫策たるに過ぎない。第二説としては三嶋神社の遷

祀は認めるのが、白濱から直ちに三嶋市へ遷られたものでなく、先づ白濱から田方郡田中村田京の地に遷祀せられ、再轉して三嶋市に遷り給ふたとするのである。それは田京附近に嘗て國府が設置せられたとするのが根據で、同地の廣瀬神社々傳及び古老の口碑により、又考古學的資料の豊富であるといふのが主な理由となつて居る。本説は萩原正夫氏の伊豆國府考を始め、近世の諸學者にも賛する人が多い。然しこれも亦前説の如く、傳承と考古學上の傍證資料からのみの考證であつて、文獻的證左に於ては之が決定を見る程有力な資料は發見されてゐない。故に以上の二説共、今後の攷究に若干の期待を係けられるとはいへ、恐らく文獻的資料の發見は認め難かるべく、従つて大勢を覆す程な力強い新説は出現しないであらうと考へられる。

かくして本社の由緒に重大な影響を附與した三嶋神社の國府奉祀も、從來一部の人士が考ふる如く、北遷ではなくして勸請であり、國府側には新宮が設けられ、古來の本社は依然賀茂郡白濱の地に鎮座ましますとすべきである。この見解は事新しく主張するものでなく、既に本社の舊祠官藤井伊豫によつて提出せられてゐた。氏は江戸時

代の末、渾身の熱と力とを傾注し、伊古奈比咩命神社の復古顯彰に盡したが、その作製に係る縁起に次の如く記してゐる。

右大將頼朝卿深く御信有て、終に征夷大將軍に任ぜられて、相模國鎌倉に住給ふ。依之當處は遠路なれば、今の三嶋宿へ新に分靈を御勸請被成、度々御社參又は御代參等有之し由なり

即ち氏の意見によれば、源頼朝公の勸請とせられるのである。なほ更に同説を支持する理由として舊社殿の二院相對制を擧げてゐる。即ち江戸時代の寛保造營以前に於ては、往古の風をそのままに二院が鎮座しましたことが立證し得られるので、伊豫はその復舊に力めると共に、本社の主神を三嶋神と伊古奈比咩神との二神とし、更に伊豆國一宮白濱大社の稱を堂々と揚言したのであつた。本説の内容に就いては些か我田引水の嫌が含まれるとはいへ、一面に於て聽くべき點をも有してゐる。なほ三嶋市の大社に於て元朝年始の儀式に、七島を遙拜する舊儀が存してゐたことも、⁽¹¹⁾本宮を遙拜するの意を含むものとして興味深く考へられ、又本社に於て往時行はれた御幣流とい

ふ特殊神事も亦考慮せらるべきものと言へよう（後章参照）。

最後に一瞥しておきたいことは、三嶋神を以て伊豫大山祇神社を遷すとする説である。これが文獻として夙く見えるものは東關紀行や源平盛衰記等で、鎌倉時代以降廣く信ぜられ來つたものであり、江戸時代は勿論現代に於ても亦同説を支持する者が少くない。而してその理由としては社名の同一な點は勿論、伊豫と伊豆との國造が同じ物部氏から出自する點等を擧げ、更に前記二十一社記の説く所も亦有力とせられてゐる。然しながら右はその根本問題に遡つて、慎重な考慮を行はなければ、容易に決し難い大問題で、今遽かに可否を云々すべきではない。たゞ三嶋神社を名のる古社は、式にも數社を存し、それらが果して全部同一系統に屬し、次々に遷祀されたと見るべきか、或は上代各地に同名の異神が出現されたか、何れかの決定が重要な標點となるであらう。吾人は本國の分が特に「伊豆三嶋神社」と、伊豆の二字を冠してゐる點から、本國固有の意義を認めるべきであり、その内容から見ても亦同様に思考せられる様に信じてゐる。唯平安時代國府に奉齋せられ、引續き武人の棟梁たる源頼朝の崇敬を受

けて以來、武門武將の崇敬を専らとするに至り、三嶋神本來の御神威に更に武神としての要素が多分に加味せらるゝに至つたのであるが、恰も伊豫國大山祇神社は、古來武神として赫々たる靈威を輝かして居られたから、⁽¹⁾鎮座地名の三嶋と同一なことも關聯して、伊豆三嶋神社を直ちにそれへ結び付けるに至つたものではあるまいかとも考へられるのである。

〔註〕

- (1) 吾妻鏡治承四年八月十七日條に「今日三嶋神事也。群參之輩下向之間。定滿衝賊」とある
- (2) 現在の矢田部家に就いて聞いた所に據れば、同氏の系圖は「伊豆國造伊豆宿禰系譜」一卷を存するのみで、同書には右の記事なく、他に右に該當する系圖は存しないといふ
- (3) 天保八年霜月の寫に係る慶長年間水帳中に「かし下」の名が記されて居る
- (4) 伊豆國の惣社は、其社名を傳へるものがない。しかし三嶋神社が惣社の性質を有してゐたことは、舊儀中正月元旦の大祭等に、在廳と稱する役員の出張を請ひ、本社及び七島の諸神に奉幣するの式を有してゐる點、又境外攝社に六所神社の存すること等からほど窺知することが出来る
- (5) 賀茂郡竹間村修福寺藏大般若經は、奥書に大治五年伊豆國司大江通國等が書寫奉納したと記されてゐる。當時諸國に亢旱が続いたので、朝廷に於て大社巨利に祈雨を命ぜしめられた。三嶋神と伊古奈比咩命とは、天長年間既に祈雨の神として顯れ給うたから、伊豆國司がその神威を仰ぐべく奉獻したもので

間接に當時三嶋神が賀茂郡に所在せられた證とするのである。詳細は足立氏「大治五年所寫大般若經考」(道守所載)を参照

- (6) 遠江國相良町般若寺藏舊駿河國久能寺大般若經の奥書に「久安二年願主惣社宮司散位村主資能云々」とあるに據る。之に關しては宮地博士「總社に關する一考察」(史學雜誌三十八編九號)を参照されたい
- (7) 地名辭書田方郡三嶋神社の條に「今三嶋町にあり。三嶋大社と云ひ、中世以降東海道の名祠たり。蓋賀茂郡の三嶋大神を府中に奉齎したる新宮にして、諸州の例に惣社といふ者と相同じ。故に延喜式之を載することなし。後世賀茂郡の大祠衰頽し、府中の惣社顯れて、遂に國の一宮に推さる。明治維新の初め官幣大社に列せらる。異數に屬するに似たり」又同書三嶋の條に「蓋府中の三嶋明神は、式内所載の舊祠にあらず、後世國司勸請の新宮にして、謂ゆる惣社なり、遙拜所なり」と記してゐる。又蘆田氏の考説は「官幣大社伊豆三嶋神社鎮座考」(歴史地理第八十卷第六號)に詳しい
- (8) 三嶋通良氏「伊豆國史蹟研究第一報告書摘要」
- (9) 三嶋敦雄氏「天孫人種六千年史の研究」第四段第四章
- (10) 賀茂郡飛地説は、平田翁の白濱神社略縁起を始め、海若子の伊豆日記・史徵墨寶考證・増訂豆州志稿等、何れも同様に記し、近くは三嶋通良氏も亦これに左袒してゐる。これに對して吉田東伍氏は、地名辭書田方郡三嶋條に「按に三嶋の神領は古文書に郡宅郷とあり、且其伊豆府中たること諸書に歴見すれば、田方郡内なること論なし。延喜式の三嶋神社、和名抄の三嶋郷は、共に賀茂郡に屬するを以て、近世無識の徒説を爲して、神領の地のみ賀茂郡なりと云ふも、固より根柢あるに非ず云々」。又同書賀茂郡

伊豆三嶋大社址の條には「此に怪むべきは、田方郡の國府々中の神域を賀茂郡と稱する事と、其新宮は天平七年賀茂郡より府中へ移祀すと傳ふることは是なり。古典の義理より推せば、府中の神域は決して賀茂郡にあらず、已に新宮といへば天平七年の遷座にあらず、是れ恐らくは、近世府中の新宮を以て延喜式の古大社に牽合せむが爲に、かゝる妄説を生ぜる者ならん云々」とある。なほ足立氏の著書を始め静岡縣史第三卷等は何れも飛地説を採らない

(11) 三嶋宮御神事式に「元朝年始之御慶賀於神宮神主、惣社家以下役人一同社參拜禮畢而拜殿之詰所に着座暫時而御社中末社不殘拜參惣門之外ニ於テ七島ヲ遙拜畢而各歸家」とある

(12) 國幣大社大山祇神社は、古來海上守護の靈神たると共に、武神として武家の尊崇極めて篤いものがあり、特に地元の河野一族を始め、源平兩氏からその實を示し、祈願奉養として奉納せられた武器武具は夥しい數を示し、全國神社中でも稀有とせられてゐる。なほ本社で中世以前御靈代の如く考へられてゐたものに御鉾があつて、それが爲に古くは大山積御鉾大明神又は御鉾神とも呼び奉つたことは、武神としての一面を雄辯に物語つてゐる

(ホ) 伊豆國神階帳と本社

國內神名帳は今存するもの十七ヶ國、その内容名稱等は必ずしも一致して居らず、

作製年代も亦區々であるが、大體に於て平安時代以降各國の總神籍として編述せられたことには疑なく、國毎に作製せられてその國應に備へてゐたものであるが、中でも本國の神名帳は、傳來と由緒の比較的正しいものと言はれてゐる。即ち伊豆國內神名帳は「伊豆國神階帳」と呼ばれ、今群書類從神祇部に收められて、夙に知られてゐるが、その奥書を見ると

康永二年 辛亥 十月廿五日 在應判

右伊豆國神階帳一卷以當國在應伊達某藏本書寫一校畢

とあるので、吉野時代の康永二年（興國四年）に、在應伊達某の藏本から寫したものであることが認められる。即ちその原本は伊豆國應に傳へられたものであつて、最初の製作年代に就いては遽かに推定することが出来ない。然し種々な點から見て興味深い事實を窺ふことが出来るので、以下少しくその内容に就いて考察を施すこと、しよう。

先づ冒頭には「伊豆國三ヶ郡内神明帳事」と記し、直ちに正一位三嶋大明神を筆頭

とし、以下三十三所の神名が記載せられ、次に那賀郡貳拾四所、賀茂郡三十七所と標題して、その神々が順々に掲記せられてゐる。總數九十五所、惣體を通じて直ちに注目せられるのは、それ等の神名が普通に容易な眞字を除く外は、大方平假名書となり且つこれを延喜式所載の分と對比すると、頗る平易に音讀そのまゝを記し、又は一部を省略してゐる點であらう。即ち式の楊原を「やきわら」とし、仲大歳を「なかお」とし」とし、又は杉梓別命を「ほこわけ」多祁富許都久和氣命を「たけふこわけ」等とする如きがその一例である。これは他の國帳の記載形式と著しく異なるもので、最初からかく記載せられたか否かは考慮すべき餘地があり、強ひて考へるならば、原籍の亡失に際して記憶のまゝを記したのか、或は讀誦の便宜上かゝる筆寫を行つたものが、偶然に残存したとも推定し得られよう。次に延喜式の神名と比較するに、その數や順序に於て相當の出入が見られるのである。先づ賀茂郡にあつては丸所を減じて三十七所となり、殊に神名を掲げたのは國內所在の神々のみで、海島の諸神は一柱も掲げず、僅か最後に「大島並島々十五所各五位上」と擧げてゐるのみである。前述の

如く式で海島の諸神は二十三座の多數を見たのである。次に那賀郡は貳拾四所となり式外神二所が加へられてゐる。田方郡に於ては國帳にその數を明記してないが、最初に掲げた正一位三嶋大明神以下從五位下ひたの王子迄が、田方郡に屬するとすれば、三十四所となつて式の廿四座より十所を増すことゝなる。即ち惣體に於て式所載の神名より三所を増してゐるが、内容に於ては田方郡が最も多くを増加し、那賀郡はほゞ舊態維持、賀茂郡に至つては却つて減じてゐるのである。かゝる現象も他の國帳には見る事の出来ないもので、式の時から國帳に至る迄の間に伊豆國內の神祇界に一變動があつたことを物語るものといはなければならない。更に注意すると、式の記載は賀茂・那賀・田方の順で三郡を擧げてゐるが、國帳にあつては反對に田方・那賀・賀茂の順となつてゐる。これも決して偶然の變化とは考へられない。かく考へると最初に「田方郡何所」と明記しないことも、單なる遺漏誤脱とは解し去れなくなつて來るのである。

以上の事實に加へて一層吾人に不審の念を懷かしめるものは、本社即ち伊古奈比咩

命神社の記載に就いてある。即ち本社が賀茂郡中に記載せらるべきは當然と考へられるが、國帳に於ては同郡中右に該當すべき明神を記してゐない。なほ本社とほゞ同格の待遇を受けられた阿波神社と物忌奈命神社の二社も亦同じく記載せられない。しかし本國中での名神大社であつた右の三神が、國帳に於て除去される筈はないので、仔細に觀察すると、本帳の最初に正一位三嶋大明神以下十所の一團が注意に上つて來るのである。即ちこれを掲げると左の如くである。

正一位三嶋大明神

一品きさきの宮

一品當きさきの宮

正五位上第三皇子并十八所御子達

正一位千眼大井

從五位上六所王子

從一位やきわらの明神

從一位廣瀬明神

正五位上角の明神

正一位天滿天神

右を通觀すると、第一にその名稱が他の部分に比して不統一である。即ち全部が明神號を稱する中に、宮とか王子とか井の如き稱號を記して居り、又位階の順序が不揃であつて、正一位の次に正五位上が記され、更にその後再び正一位が記載せらるゝ等、極めて不統一を示してゐる。なほこの十所を除く他の二十四所は、その點整然たる統一があり、那賀・賀茂二郡の神名も亦整つてゐることは一見了知せられるであらう。この不整理状態は何故に生じた現象であらうか。今試に以上一團の神々を檢討すると、冒頭の三嶋大明神は贅言を要しないが、次の一品きさきの宮は、三嶋明神の本后とせられた名神大阿波命神に相違ない。次の一品きさきの宮が、これに對して後后とせられた本社伊古奈比咩命神社にましますことは當然である。かく考へると次の正五位上第三皇子并十八所御子達とあるのは、三宅記に利島に坐す大后の御子を第三皇子と申上

げたとある故、延喜式に於ては多祁美加加命神社が之に相當し、十八所御子達とあるのは、諸島に坐す御子神達を總括した名稱とすれば理解し得られる。次に正一位千眼大井は、鎌倉初期から特に著名となつた伊豆山神社の本地名であり、從一位やきわらの明神は式の名神大楊原神社、同廣瀬明神は北豆の一中心地とせられ、嘗ての國府所在地に擬せられた田京の惣鎮守である。又從五位上六所王子と正五位上角の明神は、現に三嶋神社の境外攝社となつてゐる六所王子神社と日隅神社で、同社々傳によれば、六所王子神社は三嶋神の御子神六柱を齋くとし、日隅神社は大己貴命を奉祀し日栖宮から轉じたと説いてゐる。最後に正一位天滿天神は、同じく三嶋神社の境外攝社天神社がそれ、祭神は社傳に少彦名命とも、或は阿豆佐和氣命とも稱してゐる。然しこの點は足立鍛太郎氏の推定した物忌奈之命説が肯綮に當つてゐるやうに思はれる。

以上のやうに考察を施すと、この一團の神々は三嶋明神と縁故深い一族神か、伊豆國中に於ける名神であることが認められる。即ち前述の如く三嶋神が國府の近くに勸請せられて新宮が出来、更にこれが總社としての内容を有するに至つた時、先づその

縁故深い一族神を招齋し、次で國中の名神を合せて冒頭の一團としたものと解すべきであり、かゝる記載の方法が國內神名帳に屢々見られた手段であることは、他國の分を比較すれば推察し得られると思ふ。即ち國廳に於て第一に奉齋すべき國中の代表神がこの一團であつて、その中には當時賀茂郡内に鎮座まします神々が相當に含まれてゐるので、「田方郡何所」の標題を明記し得なかつた理由が、此處に存したものであらうと推定し得られるのである。

因みにこの惣社招祭の神々は、現在も三嶋神社の相殿又は境内攝末社・境外攝社に奉齋せられてゐるが、江戸時代の祭儀を見ると、年中の大祭には必ずこれ等の諸神に奉幣を行つたことが一社の特殊な儀式となつて居り、又同社古來の特殊神事たる御田祭の歌詞にも、同じ神々が現はれてゐるのである。

さて如上の諸事實から推定すると、國帳の成つた時期は、三嶋神が國府へ奉齋せられ、次で總社としての内容を有するに至つた平安時代末期又は鎌倉時代初期とすべきであつて、延喜式制定當時からこの頃迄の間に、伊豆國內の神祇は、賀茂郡中心時代

を去り、田方郡中心時代となり、殊に總社招祭神がその中心となつたと見るべきであらう。本社も亦三嶋神の後神としてその中に加へられ、國司の崇敬を受けたことは、當然の事實といふべきであるが、一面に於て白濱所在の本社は、地理的關係から漸次に社運の沈滞を生ずるに至つたことは、止むを得ない成行とは云へ遺憾に堪へない次第であつた。

〔註〕(1) 足立氏「南豆神祇誌」第八章参照

(2) 例へば上野國神名帳に於ては、五百七十九座中の最初に、鎮守十二社として各郡内の著名社を掲記し、又三河國內神名帳にあつては、その首座に「八幡三所大菩薩・若宮兩所天滿天神・正一位砥鹿大菩薩」の三所を擧げ、以下國內の諸神を列記してゐる

(ハ) 鎌倉時代に於ける本社の一側面觀

鎌倉時代に於ける本社の御由緒に就いては、現存する史料極めて乏しく、特に文獻上からは全く徵證を缺いてゐるが、幸にもその缺を補ふに足る一二の遺品が存在するので、之によつて些か之が考察を試みて一側面觀としたい。

その一は文化九年本社奥山から發掘された神鏡五面である。發見の顛末については平田篤胤翁の略縁起中追記の中に

また同(文化九年)九月中に、五社の御正躰の御鏡、御社の奥山に是有るよし、神託によりて尋ね入りし處、果して老松の下に靈芝を生じて雨露を防ぎ、其下より神鏡五面を掘出した。是は昔年兵亂の節、亡失せむことを恐れて、社家の隠し埋置たると見えたり

とあるので大體を知り得られると思ふ。即ち右の五面は御本社裏山の土中から、偶然發掘せられたもので、當時これを神託の奇瑞と感銘し、益々御神威の尊さを認めたのは當然のことであつた。爾後これを五社の御正躰と奉齋し、今もなほ御靈代に次ぐ尊貴な神寶として、内陣の奥深く祕め奉つてゐる。

さてその五面の御鏡とは如何なる御品であらうか。先づ一應その内容に就いて拜すると次の通である。

(イ) 嘉祿元年在銘若宮御正躰一面(口繪第三圖)

圓形青銅板に双耳の吊環を附けた式で（一耳缺）、徑五寸・厚三厘。表面には鍍金を施し、裏面に針書で次の銘が記される。

施主忌部能次

大 嘉祿元年 十二月 日

乙 酉

若宮御正躰

文字は鐫鏤浅く書體亦拙ながら、當年の刻記なること疑なく、銅板の形式亦これと合致してゐる。即ち記銘に存する如く、本社相殿の神に坐す若宮の御正躰として懸奉り、恐らく最初はその表面に墨書その他で神影が示されてゐたものであらう。因みに嘉祿元年は鎌倉時代の初期、後堀河天皇の御宇、今年より七百十餘年の古へに遡る。又施主の忌部能次に就いては知る由がないが、後述する如く忌部氏の存在は注目すべき事實を物語つてゐる。

(ロ) 水草飛禽鏡 一面 (第四圖)

圓形青銅製、薄手で外傾式薄縁、振菊座鈕、圖様は内外兩區に互り上下に水草を配

し、その間に一條の流水が緩かに繞り、鈕の左右には双禽が飛翔してゐる。面徑三寸

五分五厘・縁高二分二厘・身厚六厘。

傳世の手澤と土中古の錆色とが相合し

て、古色掬すべきものである。製作年

代は藤原時代末期、銘文その他は認め

られない。

(ハ) 山吹蝶雀鏡 一面 (第五圖)

同じく圓形青銅製で、やゝ厚手とな

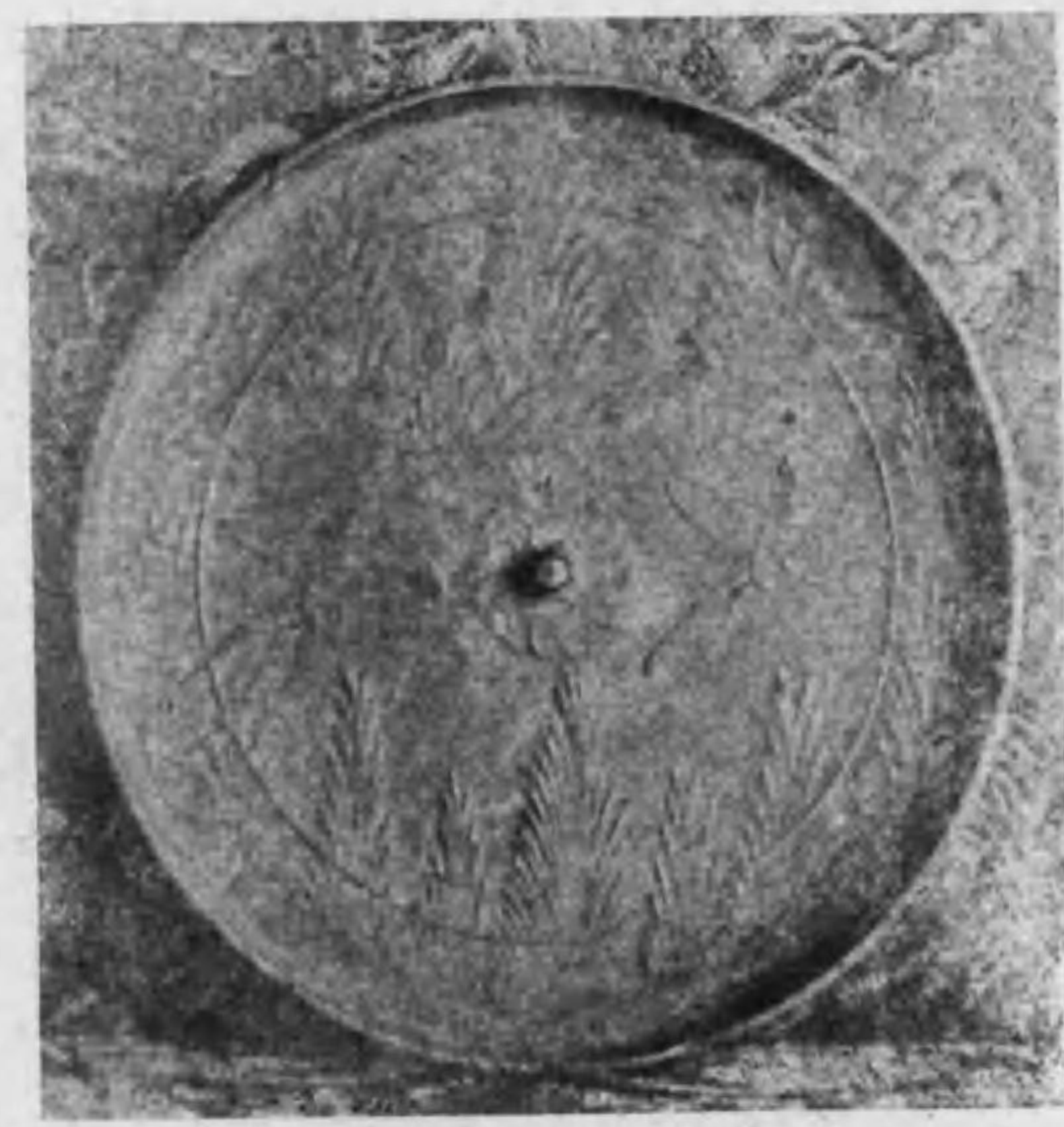
り、縁も亦直角厚縁である。花座鈕、

圖様は内外兩區全體に滿開する山吹の

小枝を散し、その間を縫つて双雀と蝶

とを配してゐる。面徑三寸七分六厘・

縁高二分二厘・身厚六厘、製作年代は鎌倉時代初期に置くべきで、同じく土中古の色



鏡 禽 飛 草 水 圖 四 第



鏡雀蝶吹山 圖五第

澤見るべきものがある。

九四

(三) 龜甲地双雀鏡 一面 (第六圖)
 圓形青銅製、稍厚手で直角縁、龜座鈕
 圖様は龜甲地に双雀を配する式である
 が、龜や双雀の形態から見て鎌倉時代
 中期の製作と見ることが出来よう。面
 徑三寸七分六厘・縁高二分三厘・身厚
 七厘、なほ本鏡と(ロ)の水草飛禽鏡
 とは、表を合せて埋没されてゐたこと
 が痕跡の存在から推知される。

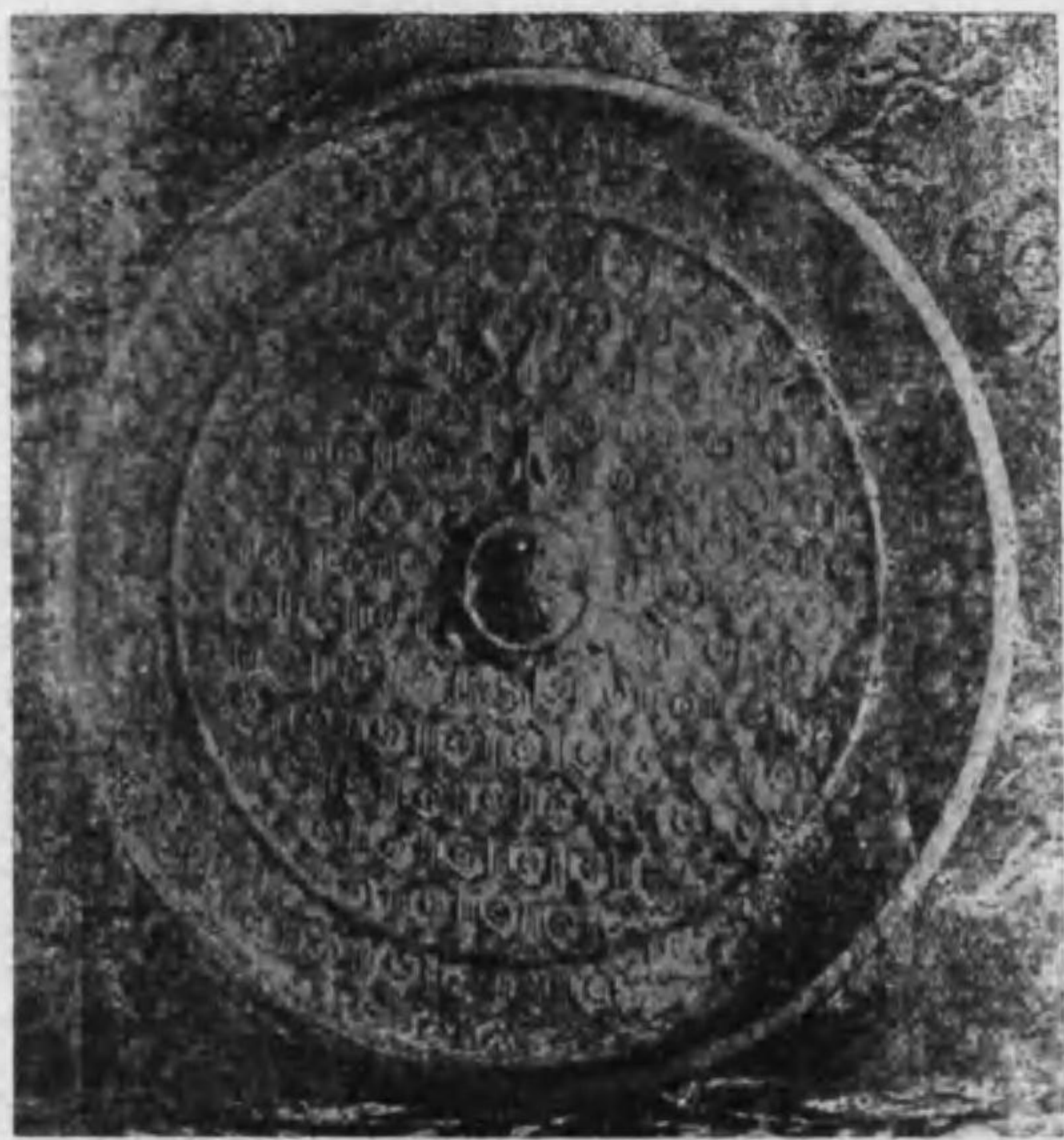
(ホ) 柳樹双雀鏡 一面 (第七圖)

同形同質の小形鏡で、比較的厚手の直角縁、花座鈕、圖様は内區下方に土坡と流水
 とを配し、右方に柳樹とその枝とを全面に垂らし、左方に相對する双雀が飛び交ふ。

外區には柴垣の變形と考へられる組物文様を數ヶ所に繞らしてゐる。面徑一寸二分五
 厘・縁高一分六厘・身厚四厘、製作年代は鎌倉時代末期。

以上の五面は、何れも若干の差こそ
 あれ、鎌倉時代を降るべきでなく、當
 代の本社由緒上に一縷の光明を投ずべ
 きものであることは言ふ迄もない。故
 に吾人は更にこれ等を通じて一二の考
 察を繞らして見たいのである。第一は
 本品の埋納状態及びその意義に就いて
 である。埋納状態は詳細な記録を存せ
 ず、又その地點に就て今日より尋ねべ
 くもないので、漠然と本社裏山の地中
 からとするより外に知るべきよすがを

九五



鏡雀双地甲龜 圖六第



第七圖 柳樹雙雀鏡

不明であり、又若宮御正躰の存在がやゝ一般の經塚遺物と異なる如く見受けられるので、これは暫らく保留することゝして、他に推察の的を轉ずると、特殊な理由から御

正躰と御鏡とを埋納した場合をも考へ得るが、極めて簡単な解釋に従へば、何時の世にかそれ等の御鏡を藏めてゐた祠宇が退轉し、そのまゝに土中へ幽りましたと見ることも出来よう。

次には(イ)の御正躰によつて、當時に於ける若宮の存在が立證せられることは言ふ迄もない。若宮は今も相殿四座の一にましまし、三宅記によれば三嶋大明神の隨神として勳功を樹て給うた神となつてゐるが、一面に於ては阿波神の御子物忌奈乃命ともせられてゐる。現在の官幣大社三嶋神社の境内攝社たる若宮神社を始め、三宅島その他の海島に鎮座まします若宮神社は、何れも同神を奉齋してゐるので、南豆に於ては古くから物忌奈乃命を若宮と稱したことが知り得られる。何れにせよその神名が鎌倉時代初期に認められることは、興味深い事實とすべきであらうと思ふ。更に吾人をして注目せしめるものは、施主忌部氏の存在である。忌部氏は言ふ迄もなく神代以來中臣氏と共に神事を管掌し來つた忌部(齋部)の一族であつて、伊豆に於ける同氏の存在は該史料を唯一とするものである。忌部氏が往古その部民を率ゐて各地に移住

したことは、古語拾遺に見る所であるが、東國に於ては同書神武天皇の條に、天富命が阿波の忌部を分けて東國に赴き、穀・麻を播殖させて總國と謂ひ、又その一族の占居する所を安房郡と名づけ、其處に太玉命を奉齋して安房神社（今官幣大社）を建つとある記事により、恐らくは海上を航行して東國へと移住した一族の存在を認め得るのであるが、その中間たる南豆に同氏所在の事實を物語る史料が介在すれば、一層その間の情況も窺はれて興味深い。殊に神津島に顯現しました阿波神は、その神名が阿波・安房何れにも共通し、單なる偶合とするよりも、その中に何等かの意味が含まれてゐるのではあるまいかと推定され、強ひて臆測を逞うするならば、同島に移住した忌部氏が奉齋した神ではあるまいかと考へられ、又前記の若宮が阿波神の御子物忌奈乃命を申上げるとすれば、一層その間の關係は微妙な連繫を見せて來るのである。

その二は本社境内の北方に接續してゐる火達山^{ひたつ}から發掘せられた祭器類である（第八圖）。同所は古來本社と關係深い地とされ、舊儀に毎年九月二十日の夜焚火を行ひ、

諸島と火合を行つた所である。今同所の地下から多數の祭器類が發見せられる。一例を示すと、大部分は赤色素焼粗製の盃又は高坏類で、中には糸切の痕の歴然たるものや、篋跡の存するもの等があつて、製作手法の内容を物語つてゐるのである。又これと共に若干ではあるが大形須惠器の破片も存在して居り、共にその製作年代は平安末期より鎌倉時代頃と推定せられるのである。故に如上の祭器は當時本社所用の品で、恐らく祭典終了後埋納せられたものと見るべく、間接に本社の繁榮を物語る資料とするに足るであらう。

以上説くが如く、鎌倉時代を通じては、僅かに出土遺品の若干から本社の存在を物語る程度に止まり、その積極的活動の跡を史乘に求むることが出來ないのは、甚だ遺憾に堪へない。然しながら前後の事情より推して、本社が地方の鎮守神とせられ、渝らざる崇敬を有し來つたことは想定するに難くない。

〔註〕(1) 大場磐雄「古語拾遺の考古學的考察」國學院雜誌四十七卷四號



錢古及石經見發内境・類器祭見發山達火 圖八第

(ト) 本地垂跡の完成

前項に説いた如く、本社若宮の御正躰が、青銅圓板形の懸佛式で、記銘の文字にも施主とか御正躰とあることは、言ふ迄もなく佛教的色彩の立派な現れとすべきであつて、當代既に本社にもその影響の波及してゐたことを認められるが、勿論本國に於ける神佛の接觸融合は、それより以前から起つてゐたのである。⁽¹⁾それが鎌倉時代頃から更に密接な因果關係を結合し、所謂本地垂跡の思想が全國の神祇界に行互り、やがては各社それぞれに具體化するに至つた状態は、多くの實例によつても知ることが出来るのである。本社に於ける本地垂跡思想も、恐らく當代に於て大體の完了を見るに至つたと推定せられるが、それが明瞭に且つ具體的に示されたのは、室町時代に出來たと考へられる前記三宅記の内容である。その所説は當時の僧侶によつて成されたものであらうから、往々荒誕無稽な節々が多分に認められるとはいへ、内に含む傳承や口碑又は民俗的資料の中には、拾ふべき珠玉の數々を藏してゐるので、無下に拒否すべ

きものではない。そのみならず本社の由緒上に一脈の複雑味を加へて、その信仰上に重大な變化を附與したことは忘却することが出来ない。以下三宅記に示されたその内容を中心とし、些かこの問題について述べることにしよう。

三宅記は前記の如く一名「三宅島薬師縁起」とも稱せられ、その内容は天竺某王の王子たる一大薬師（三嶋大明神）の靈德を讃仰したもので、これを中心とする一族や隨臣等、何れも各々その本地を有し、垂跡の意義が語られてゐる。即ち主要なものを列擧すれば、先づ三嶋大明神は本地を薬師如来とし、その御影を石に寫して垂跡となり給ふと見え、次で三宅島を始め諸島に坐す大明神の妃等も亦次の如くに現れ給ふとある。

三宅島

- 天地今宮の後（伊古奈比咩命）——聖観音
- ゑがいの后（伊賀牟比賣命）——女躰
- 二の宮御前又坪田の後（伊波乃比咩命）——女躰

八王子の母御前（佐伎多麻比咩命）——十一面観音

神集島

七濱御前（阿波命）——如意輪観音

新島

みとのくちの太后（波布比賣命）——千手観音

沖島（八丈島）

いなばいの后（優婆夷命）——聖観音

以上の外諸王子は何れも薬師と現ぜられ、又隨臣中最も功績を樹てられた三神も

若宮——普賢菩薩

劔宮——不動明王

見目——辨財天

となつてゐる。如上の垂迹説に關する成立の事由に就いての詳細を知ることには出来ないが、恐らく東海に碁布する伊豆諸島を、薬師如来の淨瑠璃世界と觀じ、その造地開

拓なる神威を示し給ふた三嶋神を以て薬師如來の垂迹としたものであらう。我が國に於ける薬師信仰は、佛教渡來の初期から行はれ、平安時代を通じて廣く流布したものであるから、神佛混淆が熟し、本地佛の設定が見られる頃、國內の靈神にして薬師如來の垂迹と説かるゝに至つたものは一二に止まらない。殊に三嶋神御稜威の最とする鳥焼が、薬師如來の靈力と考へたことは、相當に古い頃からの思想であつたらしく、平安時代の初期承和五年上津島噴火の記事中に、「十二童子相接取」炬、下海附「火」とある一齣がそれで、恐らく熔岸が海中に流入する形容を、薬師十二神將に象つた十二童子と觀じたらしく考へられる點からも推定し得られるのである。強ひて臆測を回らすならば、薬師十二本願中の一項目たる、その光明熾然として無量の世界を照曜するとあるものに該當するとも言ひ得られよう。次に觀音に對する信仰も、我國の古代より通じて行はれた現象に屬し、慈悲を具象する形像が女性的なるが爲めに、女神の垂迹とせられたことは多數の例によつて窺ひ得られるが、殊に此の場合に於ては、薬師如來の眷屬中、八大菩薩の一に聖觀音が加へられてゐる所からしても、伊古奈比

咩命の本地を以てそれとするに應しいと感じたのであらう。

次に本書成立の年代を考へると、先づ内容から検討して第一に注目されるのは、既に述べた宴曲三嶋詣であらう。本書は三嶋市所在の同明神及び附屬諸神の功德を、佛説を交へて説いたもので、三宅記の如き各種の物語類は存しないが、三嶋明神を薬師とし、他の諸神にもそれぞれ本地を定めて功德を述べてゐる。又その内容は後出の伊豫三嶋縁起や豫章記等と類似してゐるので、本書が一の根據となつた——或は他に本書の根據となるべきものがあつたかも知れないが——ことは想定に難くない。又併せて考慮せられるものは神道集である。同書中に「三嶋之大明神之事」と題して記載せられてゐる伊豫三嶋の縁起は、三宅記の一齣に存する同神の伊豆來訪中、太郎王子に物語る縁起と全く同じであるから、恐らくは同書の内容を知つてゐたか、或は同じ傳へを聞いてゐたことが知り得られる。その他本書中隨所に見られる各種の物語は、當時行はれてゐた垂迹譚と共通的なものがあり、又は伊豆國に特有な民俗傳承等が認められるので、それ等が種々織り込まれて本書の成立を見たものであらうが、大體の成立



第九圖 本地佛藥師如來座像

年代は恐らくかゝる垂迹譚が完成流行した室町時代の一時期であつたらうと推定せらるゝのである。

なほ以上の推定を間接ながら裏書すると思はれるものは、本社に所藏されてゐる本地佛の御像である(第九圖)。即ち木彫の藥師如來座像一軀で、檜材内列の寄木造、手と膝の一部とを缺き、臺座と光背とを存せず、更に藥壺をも失つてゐる。その法量は御丈二尺八寸五分、膝幅二尺二寸五分を有つほゞ等身大の御像である。而して御顔

の峻厳なこと、姿態の均整宜しく且つ衣文の彫法にも見るべきものがあつて、室町時代初期頃の製作と推定せられるのである。申す迄もなく本像は三嶋大明神の本地佛として造顯せられたもので、當時はその御正體として内陣に安置せられたものであらう。又社傳に言ふ所の春日作と稱せられたものに該當し、後世藤井伊豫から排斥の厄を蒙られた御像であらう。何れにしても江戸時代中期迄、本像が本殿内に安置せられたことは、寛文・延寶・寛保・享和等の棟札銘によつても祭するに難くない。なほ之に對して伊古奈比咩命の本地佛と推定されるものは、遙かに小形で且つ後世の製作に係る木彫聖觀音立像一軀が、現に本社に藏せられてゐる(第十圖左端)。蓋し佛徒の威勢盛な頃は、専ら藥師如來の信仰が本社を覆ふてゐたので、北豆に遷祀せられたとも考へられてゐた三嶋神の本地佛が、本社の主體を成してゐたことは頗る注意すべき點である。その因つて來る所は上述の三宅記に記された藥師如來の信仰が基調を成すものであり、従つて前記の藥師如來像が、本地垂迹説の完成盛行した當時に造立せられたものと見ることは過言ではあるまいと思ふのである。



像立音觀聖同・像立來如師藥佛地本 圖十第

なほ附言しておきたいことは、現在の拜殿に向つて左方の土中から、嘗て一字一石經が發掘せられたことで、今その一部が神社に所藏せられてゐる(第八圖)。又同時に古錢の大觀通寶・皇宋通寶各一枚づゝが伴出してゐる。境内に營まれた經塚の一で、室町時代末頃の製作かと推察せられるが、これも亦本社に對する佛教信仰の熾烈な状態を物語るべき一資料であつて、藥師の本願に依頼して願望成就を希求した行爲の結果であつた

かと思はれる。

〔註〕

- (1) 伊豆に於ける神佛習合の發生についてその詳細を知ることには出来ないが、平安朝末期に於ては各地に習合の事實が認められたらしく、遺品の存在から察知し得られる。例へば賀茂郡城東村志理太平宜神社の寶物に、平安時代末の阿彌陀佛毛彫の懸佛があり、又田方郡に於ては、伊豆山神社が平安時代修驗の徒によつて尊崇せられてゐたことは言ふ迄もない
- (2) 神道集は安居院の著とせられ、吉野時代頃の各社垂迹譚を集成したものであるが、同書卷六三十二に「三島之大明神之事」と題して伊豫國三嶋大明神の由來に就いて述べてゐる。それによれば同神の俗姓は伊豫國三島郡尾田莊の地頭橋清政といふ長者で、大和の長谷觀音に祈誓して出來た一子が、鷲に奪はれ、長者は流寓苦難の末再會し、死後神と現れて三嶋大明神となる。後明神は東征の爲に伊豆に來り、鷲は武藏國太田庄へ飛び鷲大明神となるといふ。三宅記に於ては伊豫三嶋明神は伊豆三嶋明神と別神で、役行者を訪ねて大島に來り、如上の物語を述べて太郎王子から一峯を請ひ受けることゝなつてゐる
- (3) 藤井伊豫が本社を復古を企劃した折、努めて佛臭を排除したが、當時神體とせられた藥師佛に對してそれが春日作と傳ふことから、春日大神の神作と誤稱せられてゐる點を痛く駁してゐる(文政三年白濱神社祭禮祝詞)。後伊豫は實際にこれが改革を行つて本像を殿外に移したことが、社僧側より非難の的となり、訴訟問題となつて紛糾したので、後天保二年に新らしく木彫藥師立像を作つて一時和解することとなつた。今後作の像も現存してゐる(第十圖)

(壬) 後北條氏の崇敬

鎌倉時代以降、本社 of 威勢舊に渝る所なきは勿論であるが、既述の如く北豆に奉齋せられた三嶋神が、鎌倉幕府より篤く崇敬を受けたが爲めに、地理的に恵まれない本社が、何時しかその中心圏外に置かるゝに至つたことは、寔に遺憾の極といふべきである。随つて爾後の由緒を物語るべき資料は比較的尠く、殊に武門武將の崇敬を徴すべきものが、新宮の三嶋神社に比して遙かに少いのは是非もない次第といふべきであらう。

かゝる状態の中にあつて、些かなりとも意を強うするに足るのは、室町末期に於ける後北條氏の崇敬を物語る一古文書の存在である。本書は首端を缺き、又年號も單に癸未十二月十二日とあるのみで、やゝ不明瞭な點を存するとはいへ、先輩によつて大體の考證を經、由緒を闡明する上に重要な一點を加へるものとせられてゐる。先づその内容から見よう。それは現存部竪九寸六分・横一尺八寸五分、全文は資料篇に譲り、

今必要な部分を摘記すると左の通である(口繪第五圖)。

六貫二百文 神田爲修理錢指置

貳貫文 卯月霜月兩月祭錢申上候間指置

三貫文 鐘之下社壇爲建立指置

己 上

右當納之定如此申出候未進之所當年中を切而早々皆濟可申然者八拾貫餘之内五十貫文船を以小田原へ漕届越後采女に可渡候仍如件

癸未十二月十二日

白濱郷名主百姓中

即ち白濱郷に下した年貢の割付狀であるが、その中「六貫二百文神田爲修理錢指置」以下三項が、本社關係の分であつて、當時神田修理料と四月・十月兩度の祭錢及び鐘下社壇建立料として、合計十一貫二百文を附與せられてゐたことが知り得られる。これを當時糶一俵二百五十文の割で計算すると、四十四俵八分となり、米石數に



北條家朱印狀考證 圖一十第

換算すれば十七石九斗二升となつて、相當の額に達する。又鐘下社壇については不明であるが、三嶋町矢田部家文書中、天文十二年八月廿九日附北條氏康判物に、鐘之下神馬納物の記事が見えてゐる。次にこゝにいふ癸未の年は何時を指してゐるのであらうか。この問題については既に藤井伊豫が文化年間時の考證學者伴信友大人にこれを示し、その意見を叩いてゐるので、内容は信友大人の鑑定書に詳かである。今同書に裏張して保

存せられてゐる。即ち全文は次の通である(第十一圖)。

明應四年伊勢長氏小田原城ヲ掩取シ、伊豆國中盡ク長氏ニ服從シ、氏政天正十八年ニ亡ブ。コノ間癸未ノ年ハ大永三年・天正十一年ノミ也。此古文書小田原云々トアレバ、北條家ノ文書ナルコト疑ナシ。癸未ハ「天正十八年」大永三年「イツレナルニヤ詳ナラサレトモ、文中政事ノセハシキ狀ヲオモフニ、北條ノ末天正十八年ノニヤアルベキ。印文ハ普ク印刻家ニ見スルニ樓櫓ノ二字也ト云ヘリ。文義不可考。此文書ヲモテ見レバ白濱郷ト云ヒシコトモアリシ也

以 上

文化十一甲戌年十月

伴信友考稿

即ち信友大人の考證によれば、天正十一年説(十八年とするは誤記)が妥當とせられ、後北條氏の末期北條氏忠の時代となるのである。又是より先き延徳三年十月には、後北條氏の祖伊勢長氏(後の北條早雲)が當社に參詣したと傳へてゐる。蓋し長氏は當時南豆深根城(賀茂郡稻生澤村所在)の主たりし關戸播磨守吉信を平定した際であ

るので、武運の隆昌を當社へ祈つたものであらう。小田原北條氏と本社との関係は以上の史料以外に認められぬとはいへ、恐らくその歴代を通じて相當關係する所多く、本社に對する崇敬も亦決して些少でなかつたこと、推定せられる。唯々これを證すべき積極的史料の缺如してゐるのは遺憾に堪へない。

附記 本社縁起に據れば、北條早雲伊豆國を領知して始めて本社に參拜せられた時、神主生姜を進上したので拜殿に於て「草の名も所によりてかはりけり、伊勢のしやうがは伊豆のはじかみ」と詠せられた。本社は伊豆先端に御鎮座故、薑を端神の意と通はせたものである。又東浦の方も悉く手に入れて再び參宮の砌「神風や伊勢の濱萩あふぎきて、今ぞ手にとる伊豆のはじかみ」と詠まれたといふ。因みに生姜は本社の神草と稱せられてゐる。

(リ) 江戸時代に於ける武家の崇敬と社勢の衰微

その初、慶長十一年正月に當り、大久保石見守長安が伊豆代官兼務を命ぜられて繩地金山の管理に當つた。長安は嘗て奈良奉行であつた時、春日神社にも關係した爲めに、神祇を崇め且つこれが研究に興味を有してゐた。その結果であらう、翌十二年三

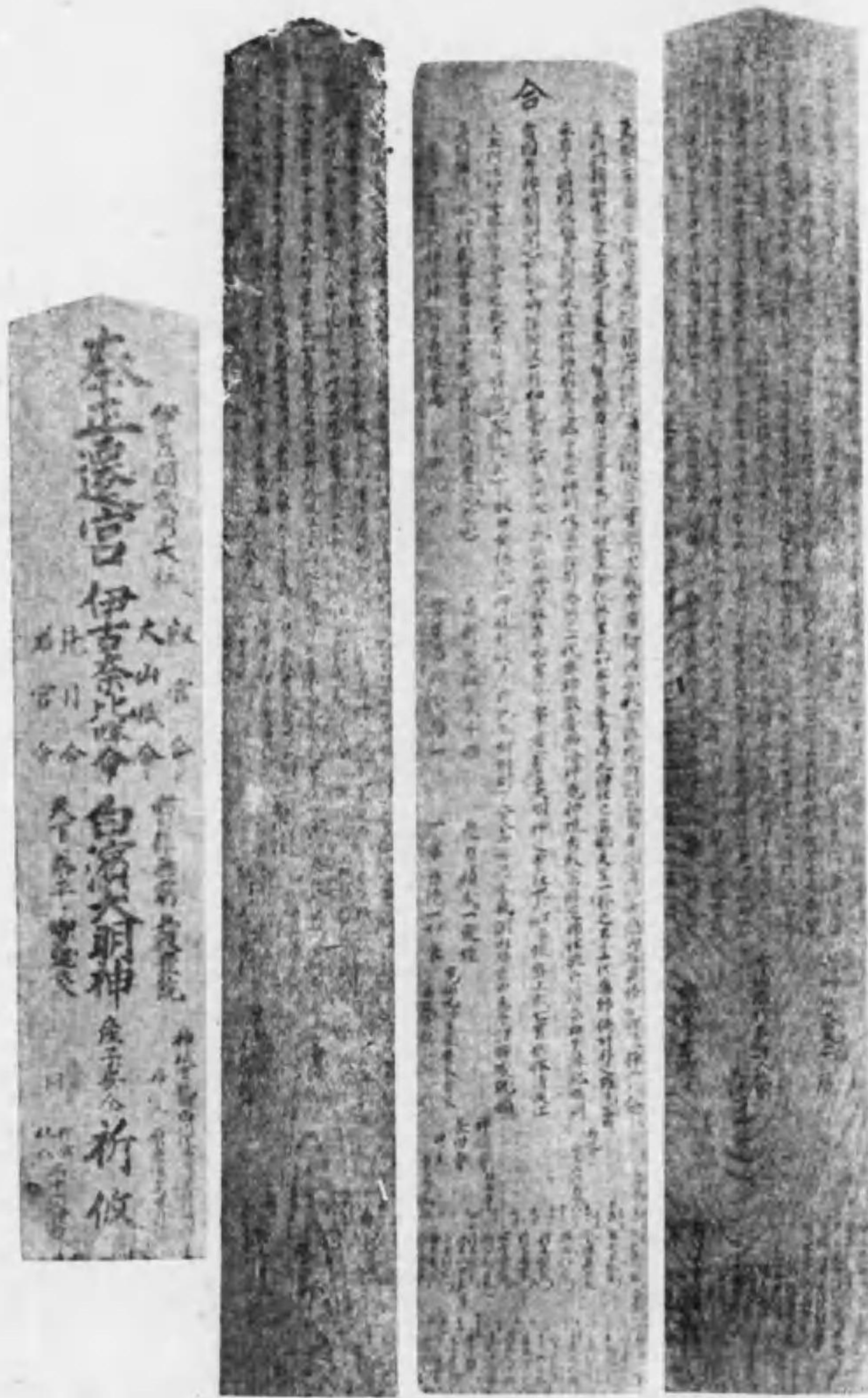
月、青銅製鰐口一口を奉獻して社頭の莊嚴を加へ、以てその所管にかゝる産鑛の豊富ならむことを祈請した。傳ふる所によれば本品には多量の黄金が混淆せられてゐるといふ。一面に於て氏の性格を物語ると共に、繩地金山の隆盛を希求した意義がよく示されてゐる。該品は口繪第六圖に示す如く比較的大形品で、面徑一尺三寸六分、撞座の蓮辨は徑三寸一分、表面に四重圈を繞らし、外圈内へ左右に分れて次の銘文が鑄出せられてゐる。

奉掛豆州賀茂郡白濱伊古奈比咩命大明神御寶前 奉寄進大久保石見守長安 慶長拾貳年丁三月吉日

記銘といひ書態といひ堂々たるもので、社寶中の逸品とするに足るが、殊に嬉しいのは社號を「伊古奈比咩命大明神」と記してゐることである。延喜式所載以後本社號を明瞭に記した資料は、實に本品が最古唯一であるといつてもよいであらう。この點に就いては、同じく長安が翌慶長十三年松崎町伊那上神社に奉獻した釣燈籠に、那賀神社と記銘して、式内仲神社に擬したこと、併せ考へ、式内社の顯彰に力を盡したこと

を窺ふことが出来る。因みに長安は同年繩地の山神社と子安神社にも同様な鰐口を、又同十四年には松崎村下之神社と宇久須神社に同一の釣燈籠を奉獻して、當時の南豆に於ける名社に同様な崇敬の誠意を披瀝した。かくの如く長安は本社を始め南豆の諸社にとつて忘却することの出来ない關係を有したが、慶長十八年病死するや、種々な政略的手段の爲めに、生前の非曲が發かるゝに至つたので、餘波はその崇敬社へも波及し、本社に於ても鰐口は取除かれて神職の倉庫中に藏めらるゝに至つた。

次で寛文二年三月社殿の造營に方り、時の社務原豊後守は、下田城代石野八兵衛・村井傳兵衛の助力を得、廣く郡中上下の喜捨によつて、これが建立を成就した。その詳細は當時の棟札に記されてゐる(第十二圖)。それより後十數年を経た延寶三年に至れば、更に本宮二社を始め、末社其他一切が舊式に準據して造營せられたが、その時は郡代伊奈兵衛門忠易と伊藤兵太夫易長及びその女子が本願となつてゐる。當時の二棟札はほゞ同一内容のもの二枚を存し、筆者は何れも社僧禪福寺骨州龍叟である。爾後社殿の再建は、寛保・寛政・享和・安政年間に行はれたが(同圖)、何れも官資を仰ぎ



第二十圖棟札(右より)寛文二年・寛保元年・享和元年・延寶三年

得なかつた爲めか、建築内容も小規模となり、寛保度の造營の際には濱松五社明神の建築を模倣して、遂に本殿一字の制とし、以來今に至る迄これを繼承してゐるのである。

以上の外江戸時代を通じて、公儀より年々八丈島に織物御用船二艘を發せられる毎に、海上安全の爲め本社に御初穂米や繪馬を奉納せらるゝを例とした。即ち本社が「諸島大明神之本后」(延寶三年の棟札に見える)として、海島渡航の守護神とせられたのであつて、御神徳の一端を能く物語つてゐるものであらう。又寛政五年三月十七日、時の老中松平定信(樂翁)が、南豆巡視の砌本社に參拜し、神域の森嚴幽邃なのを仰いで、畫師谷文晁をして拜寫せしめたこともあつた。かく江戸時代の初期から中期にかけては本社に對する武家の待遇も、或程度迄見るべきものが存して居る。

なほ附記すべきことは、江戸時代を通じ、附近氏子は勿論、廣く各地の有志から極めて篤い尊崇が捧げられてゐたことである。前記寛保度以來の造營が、常に氏子並に崇敬者によつて助成せられたことは既記の如くであるが、元文五年には造營勸化の砌、

板戸・長田・原田即ち白濱三村の惣氏子から、五拾三兩餘の據金を得、次で寛保四年の造營には、附近の氏子のみならず、下田町を始め江戸の有志より社殿並に調度の一部が寄進せられ、又大阪並に國々の船頭衆中に對し、御扉金具の寄進を依頼し、安政七年の造營に際しても同様諸方から助力を仰いだことは、何れも當時の記録に示されてゐる通である。

更に赫灼たる神徳を示し給うた奇瑞は一二に止まらない。その中顯著なものを挙げると、享和三年八月、牛飼の童等が當地に於て牛を放ち失ふたので、尋ね搜しつゝ、本社の裏山へわけ入つた所、暫くして顔色を變じ駆け戻つて言ふには、御林の中に美しき錦の衣召したる御姫神様のましまし、牛は彼方に居るとの御教へがあつたと物語つたとのことである。何等の邪心無き童の目に御姿が拜し得られたのは、御神意の程も推し量られて、今更ながら御稜威のかしこさを痛感し奉る次第である。又文化九年秋神祇伯白川資延王より、五座の御神號を揮毫せられたので、伊豆國須崎村の某船主に依頼し、之を積んで上つた所、船主は須崎へ着船人傳にこれを白濱の社家に届けて、

直ちに上方に向け出帆したが、伊勢國邊迄行つた頃、吹返されること三度に及んだので、始めて御神號を積み來つたことに氣付き、引返して一同本社へ參拜した。然るに偶々社人が彼の御神號を御内殿に納め奉らむとする所へ參合せたので、一入の感涙を催し、神酒を頂いて直ちに出帆したが、今度は順風にて何事もなく上方へ着船したのであつた。

江戸時代中期以後に於ける本社の内容は、誠に畏れ多いことながら衰萎の中に韜沈し給うたと申すべき御有様であつた。その理由は本社が地の利を得なかつた爲めに、當時の幕府及び郡代等の特別な崇敬に預り得なかつたこと、社人の退轉とその無力なに加へて社僧の跋扈となり、延いて社家との軋轢を生じ、一方村治宜しきを得なくて村内の紛糾した爲め、經濟上にも甚しい打撃を蒙り、暗雲一時天日を覆うて、御稜威の程も暫らくは陰翳に隠れ給ふに至つたので、餘儀ないこと、はいへ遺憾の極みといふべきである。今その實狀を示す一例として擧げたいものは、本社々司原家に藏する寛延二年御初尾米證書一通で、全文は資料篇二の(1)類を参照せられたい。右

に據れば上に記す如く、社領は天文年間北條氏より十七石九斗餘を安堵せられ、當代の初め慶長三年徳川氏の檢地に於ては貳拾石を存してゐたが、後漸くに減少せられて、寛文七年代官竹内助左衛門の檢地には、境内を除く外は悉く年貢地とせられた。なほ更に降つた文政年間には社有の田三十一所五反六畝三步、その年收米僅かに一石六升九合に過ぎない有様となつてゐるから、寛延二年に於ける衰微の狀も亦當然と言ふべきであらうが、その頃になつては古來通り祭務に奉仕してゐた祠官は原家のみであつたらしい。元來本社の祠官は三十七社家に及び、一年七十五度の祭祀を嚴修したと傳へられて居り、現に原氏藏慶長三年七月七日水帳寫に據つても、その坪屋敷持拔書と稱するもの、中に、神主一・社家十一・社持十六人を記してゐる。それ等が社勢の衰替と共に歸農し、遂に寛延當時に於ては原家のみが僅かに舊態を維持してゐたのであつたが、それも遂に社務の管掌を辭任せんと申出づるに至つたので、村民一同恐懼狼狽し、年々初穂米一石八斗五升を醸出して原氏に贈り、祭祀の存續を惻願して本書一札を提出したのであつた。

一方社僧の支配は、この頃から漸次に横暴となり、遷宮の際棟札に執筆するの特権を利用して、本社の由緒をも或程度迄改めるに至つた。當時の社僧は板戸の禪福寺が自らその任に當り、歴代の住職は遷宮に參與して上梁文を執筆し、三宅記の内容をそのまゝに本社の由緒とし、薬師を以て本體とし、或は本社々號をも恣に三嶋神を除外して四社大明神と唱へたのであつた。

かゝる情勢のまゝ暫らく推移し來つたが、偶々社人藤井昌繼の子昌幸の奮起を見るに至つた。昌幸は文化年間白川家の門下に投じて本社の復古運動の急先鋒となり、剛毅果敢な性格と、捲むことなき研鑽努力の結果、或は平田篤胤翁に師事し、又は伴信友大人の門を叩き、佛臭を離れ真相を傳へた理想的な本社の由緒を作製し、専ら古來の御稜威復興を念として、東奔西走すること十數年、事はその半ばに到達したが、僧側よりの壓迫甚しく、遂にこれと争つて獄に投ぜられ、天保七年牢疫の爲めに没するに至つた。しかしその死は決して徒勞ではなく、爾後所期の目的が大體實現せられ、昌幸に對しても白川家から「道守靈神」と諡せられた。

(又) 明治維新後の本社

維新の改革はすべての方面に及んでゐるが、本國の神祇界に於けるものも亦決して些少ではなかつた。廢佛毀釋の波及は勿論であつたが、本社に於ては既に藤井伊豫が極力これを提唱し、又實行しつゝあつたもので、その遺志が實現したともいふべきであらう。かくて明治六年縣社に列格せられ、社號も亦式に所載の伊古奈比咩命神社を以て公稱とした。たゞ一の問題とも言ふべきは、明治四年五月三島町に奉齋せられた三嶋神社が官幣大社に列せられ、次で翌五年同少宮司萩原正平は、師説を奉じて祭神を事代主命に変更せんことを稟請し、之が許可せられたことである。而してこの祭神の変更の考證に當り、前記伊豫の由緒書が、屢々舊記として引用せられたことは注意しなければならぬであらう。その結果本國所在の三嶋神社は、何れも之に應じて祭神の変更を行ふに至り、本社祭神中相殿神も亦既述の如くに事代主命と改められたのである。然しながら本社古來の神威が毫も變る所なきは言ふ迄もないのみならず、寧ろ神

佛の分離に伴ひ村内の紛擾は一掃され、多年の暗雲限なく晴れ渡つて、清々しさを仰ぎ奉ることとなり、御稜威も亦往昔の光を蘇らせ給ふかの如くに拜せらるゝに至つた。明治二十二年本村は一度須崎・柿崎を合して濱崎村と稱したが、二十九年八月分離して一自治區を成し、原田・板戸・長田の三組は一致して本社を中心に村治の遂行を圖り、加ふるに鎮座地附近の海中に産出する石花菜は、御靈のふゆのか、ふりいちじるく、村人の協力經營も亦宜しきを得たので、増産年毎に加はり、その利一村を潤し、天下稀に見る豊邑富郷を出現するに至つたのである。又明治三十七八年戦役の當時は、村内の壯丁にして征戰に従つたものに一人の死傷者無く、爲に同四十二年十月凱旋の兵士四十四人は相議して頌徳碑を建立し、永く神祐の冥助を後昆に傳へたのであつた。

最後に一言附記したいことは、最近昭和十五年度に於ける三宅島の噴火についてである。記録によるに同島の噴火は應徳二年度より明治七年度迄に十一回が數へられて居り、平均六十年に一回づゝ週期的な活動を行ひ來つたのであるが、最近に於てもそ



殿拜社神命咩比奈古伊 圖三十第

の活動は休止せず、去る十五年七月十二日夜から、同島の東端神着村と坪田村との境に大爆發が起り、附近赤場曉の海岸には溶岩が流出して一島を出現し、更に神着岬には約三十五米が突出して三十町歩程の新地が造成せられたのであつた。この際の報告書を一瞥すると、噴火の前兆として海岸に地鳴りが起り、恰も遠雷を聞く如き感があつたとのことであるから、吾人は今更ながら平安時代の古へに遡つて、伊豆國神の出現の記事を想起せざるを得なかつたと共に、千古變らぬ神意の存する所に對し、今更ながら恐懼の極みと拜祭した次第である。

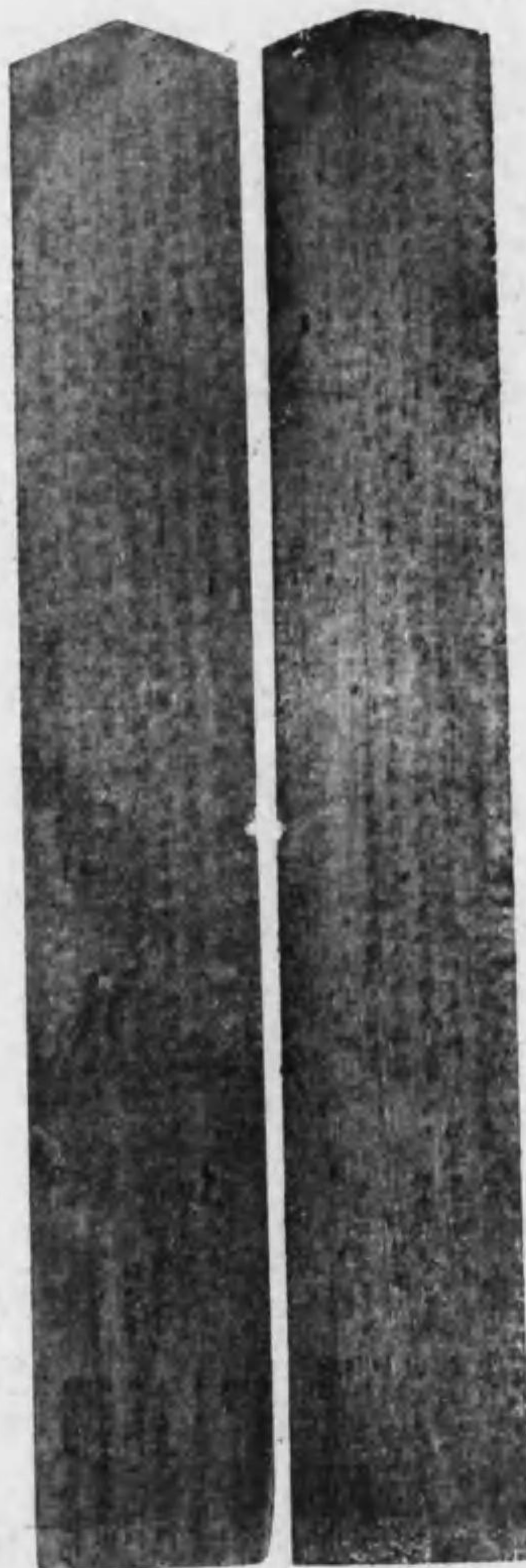
六 社殿及境内

二院制 本社現在の御社殿は昭和十一年の造営に係る。三社間流造向拜付總檜造銅葺の本殿と（口繪第二圖）萬延元年造営の入母屋造向拜唐破風附瓦葺の拜殿とを主體とする（第十三圖）。しかしこの本殿一殿制は往古からの式ではなく、もと二殿制であつて、これが本社の舊儀に基づく特性であると謂はれてゐるのである。即ちその準據を求めると、前回屢々引用した日本後紀逸文天長九年五月の條に、三島神と伊古奈比咩神との出現を説いて、次に

作神宮二院池三處

とある一節が擧げられ、これは天長の當時二神が同所に二院を營みて鎮座しましたと解するのである。唯遺憾ながら事は一千百餘年の古へに遡るので、今その遺蹟を明確に立證することは出来ない。後三嶋神は國衙附近に奉齋せられたが、それは既述の

如く勸請であつて遷座ではなく、白濱に於ては舊時そのまま、が繼承せられ來つたであらうと考へられる。爾來數百星霜、その間該問題を解明すべき何等の資料が存在しない。僅かに前記の如く三嶋神の本地たる藥師如來の古像が本社内に存するから、當時



第 四 十 圖 延 寶 三 年 棟 札

三嶋神も同所に奉齋せられたであらうとの推定が下されるに過ぎない。江戸時代に入ると、若干ながら社殿の造営に關する記録文書が存するので、或程度迄その状態を知ることが出来る。即ち延寶三年十二月郡代伊奈忠易・伊藤易長二人の奉行で、本殿以

下末社に至る一切の造營せられた砌は、往古の式に則した二院制を採つたと推定せられるもので、今同型同趣且つ同一年時の棟札二枚が存してゐる。全文は資料第三を見られたい。共に松材で頭部圭形を呈し、二枚共總長四尺一寸・同幅七寸を算する(第十四圖)。右は何れも白濱村惣鎮守といひ、本地薬師如來の功德を説いた佛者一流の美文で綴られてゐるので、その各々を二神中の何れにと該當させるべくもないが、これを以て當時二殿の存在したことがほゞ推察し得られるのである。更に此年より四十七年を経た享保六年十月の本村名主組頭百姓代連署寺社出家社人書上(三島代官河原清兵衛宛)に「大明神宮貳社」と明記されてゐるので、之を疑ふことは出來ない。更に同様の記録はそれより後年の延享二年の書上にも見え、又遡つては寛文二年造營の棟札ももと二枚を存したといふから(今亡)、記録に據る二院制の實證は、寛文年間より認められることゝなるのである。然らばこの制が何時頃から廢せらるゝに至つたかと言へば、寛保元年の造營以後であつて、その折遠州濱松の五社明神の制を模した結果であるといふ。今その間の消息を知るに最も好適の資料として、左に文化十五年藤井伊

豫がその師伴信友大人に宛て、提出した本社に對する疑義の控書を擧げることゝしよう。

日本後紀天長九年云々。この文に此神塞深谷摧高巖平造之地二十町許とあるは、神宮二院を作り給はむ爲にかなし給ふことゝ思ふ。池三處も其二十町計の内に可有之御座候や。御考被遊可被下候

又伊古奈比咩命の社は、神の作り給ふ事うづなかるべし。そは凡二十町許なる白砂濱の眞中に、海へ突出申し、社にて、其社の下は一ノ釜・二ノ釜・三ノ釜と申して岩窟に御座候て、其邊の岩に貝類又は海鼠など其儘岩と化り申候。是全く神の作り給ふ社に可有御座奉存候。又俗人も各々神の作り給ふ社なる由は常に申候。又俗人常に三嶋神と白濱神様とは姉妹のよし申候。然るに延喜式に至り申候ては、三嶋神と伊古奈比咩神一二座距りて記し御座候へば、疑はしく、同所に鎮座の様にも不奉存候へども、予おもふに、延喜年中のは朝廷より詔によりて國々より神御名を書上げ候事にて、其帳に御しるし遊ばす時、聊かづゝの違ひ出來たる事と奉存候。抑二

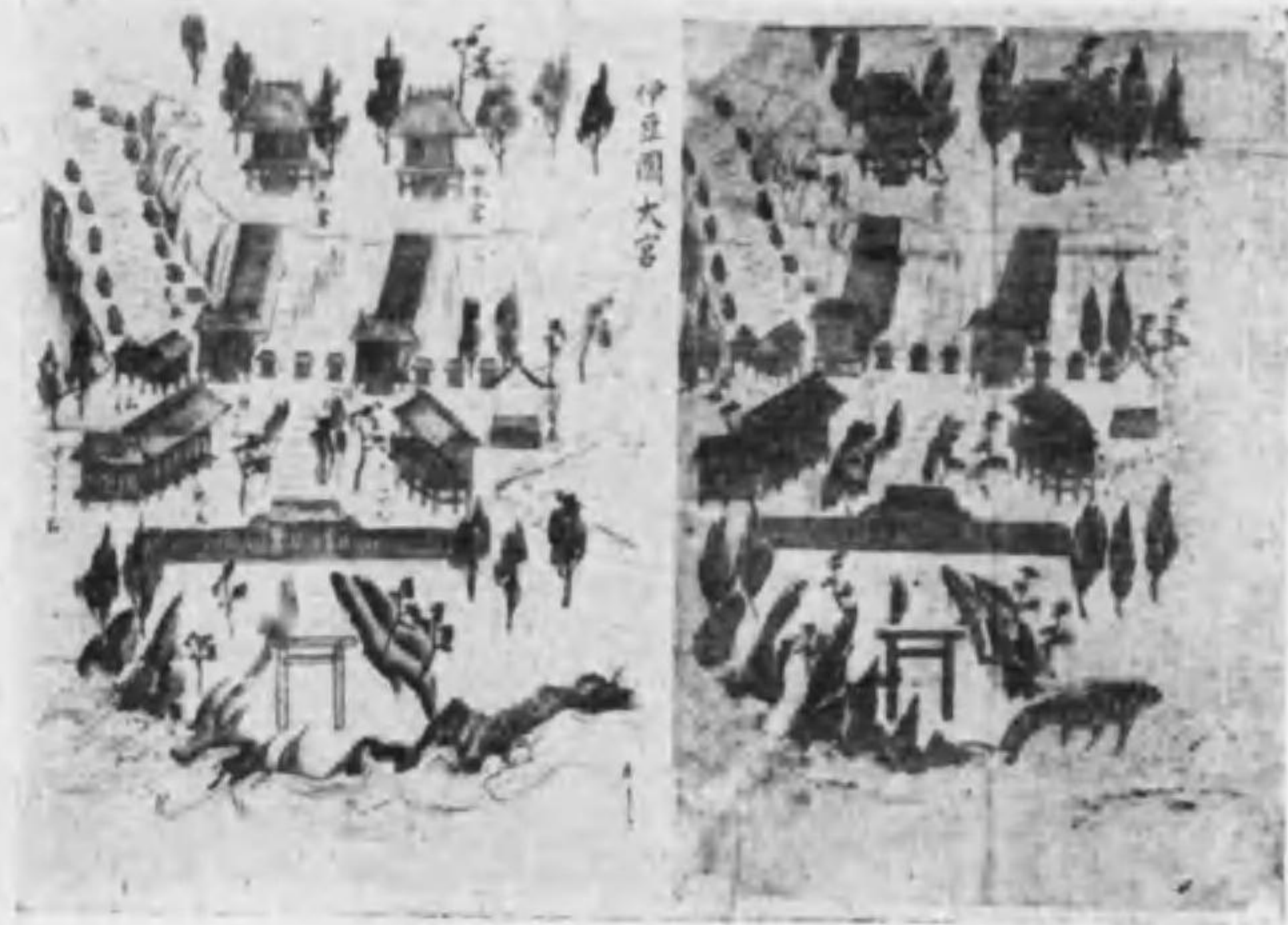
神相殿にまします事に御座候はゞ、三嶋神社二座とか、伊古奈比咩命神社二座とか可有之奉存候へども、右天長中に神の神宮二院作り給ふ事に御座候へば、極めて云々二座とは有之間敷事と奉存候。先年平田（篤胤）に此事申候へば、平田氏の答に延喜式に云々二座となければ、同處に鎮り給ふとは申し難しと被申候へども、こも深く考へられざる故と奉存候。このこと己も幾多年心がりに御座候故、一昨々年在所へ参り申し、時、老人等に承り申し候處、確と知れる人も無御座候、然るに予が親父七十八歳の時に御座候間、相尋申候處、答へて、左様に候へば常々神主原彌治右衛門、先年の通に宮を二社に致度由被申候との喩に御座候。然らば其社何の年より一社に致し候事と奉存候に、寛保元年辛酉年の遷宮よりに御座候。然るに其後延享二年丑正月、豆州賀茂郡白濱村指出帳の下書を見候へば

一大明神宮二社 是は九月廿日に祭禮御座候

右之通に御座候。此時は既に一社に相成申候へども、先年の例を以て右之通御公儀へ書上仕候事と奉存候。是につけて予今日偶と思ひつけるに、寛文二年三月の棟札、

延寶三年の棟札共に同様之棟札二枚づゝ御座候。是も數年いかゞなる事にやと奉存候に、全く其頃は二社ありて、各棟札一枚づゝを納めしを、一社に相成申候て二社の棟札共に一所に納置申候故、同年の札二枚づゝ御座候事と奉存候。誠に是天長年中の例を不失候て、如此數年致し來り申候事と奉存候。然るに寛保年中に如何なるさかしら人の出て如此致し申候や、五座共に一社の相殿に宮作致申候事と奉存候。夫故何れの神何れの宮云々なる事も相分り不申、残念に奉存候。五柱の神に候へば、之は三柱と二柱と相殿に坐し、候へども予小兒の時おほほ聞傳へ申候に、其節遠州濱松に五社作りの社有之由、夫をわざわざ大工共見に行き、夫を手本と致し五座相殿に作り申候由、七八歳の頃聞き申候事御座候

かくの如く本社の二院制は、江戸時代中期迄存したのであるが、果してそれが如何なる形式の建築物であつたかに就いては詳細を知ることが出来ない。然しながら本社の復古に一生を投じた藤井伊豫は、二院制の舊式を再現せんと念じ、その考案に成る理想圖が作製せらるゝに至つた。即ち第十五圖に示したもので、向つて左方はその原畫



第 五 十 二 院 相 對 圖

同右方はその板行圖（恐らく文政十三年頃の版）である。即ち伊豫の理想案によれば、現在御本殿の位置に同一構造の本殿二棟が竝立し、その下方に二行の石階を隔て、別々の拜殿を設けたものであつた。これが果して往古の制を忠實に模し得たか否かに就いては、もとより再應の考慮を要するとはいへ、その意圖する所は頗る壯とすべく、一面又大いに啓發せらるゝ點を有してゐる。

二院制の検討 纏つて惟ふに江戸時代本社が二殿制であつたことは、如上の資料によつてほゞ首肯し得られるが、その原據となつた、天長九年の記事は、果して眞に社殿二所の竝

立を意味したか否かは、なほ攷究の餘地が存する様である。例へば續日本後紀承和七年九月の條、上津島に於ける阿波神と御子物忌奈乃命出現の記事中に、「新作宮四院、石室二間、間室十三基」とあるが、これ等の建物は恐らく噴火によつて生じた自然物を、その形状の類似からかく呼んだものと考へられ、同様の記事は富士山にも認められたことは、三代實錄貞觀七年十二月の條に「仰而見之、正中最頂飾造社宮、垣有四隅、以丹青石、立其四面、石高一丈八尺許、廣三尺、厚一尺餘、立石之門、相去一尺、中有二重高閣、以石構營、彩色美麗、不可勝言」と見えるのも、噴火によつて生じた一現象をかくの如く形容してゐるのである。故に天長九年の二院も、これを以て直ちに二神の宮殿が一所に竝存したと解するのは、些か早計なるかの感を有する。何れにせよ天長年間當時の社殿は極めて原始的なものであつて、後世にいふ二社竝存の如きものではなかつたであらうと考へられる。加之に藤井伊豫も疑つてゐる如く、延喜神名式の順位が、三嶋神社の次に直ちに伊古奈比咩命神社を以てせず、その間に二社を隔てゝゐることは、兩社を同一境内鎮座となすには些か無理な感を懷かし

めるものである。然しながら天長の記事によつて、二社が甚しく遠からぬ所に鎮座せられ、共にその神異を示し給うたと見ることは首肯出来よう。故に當時の神宮二院は神造地二千町内に存したと、解するのが妥當であつて、既に鎮座の條に一言した如く、本社の西北數町大字長田字神明カミヤの地こそ、三嶋神社の舊鎮座地ではあるまいか。後世同地の社殿が退轉して、本社境内に合祭せられたので、一時二社が並存したものであつて、その點から見れば藤井伊豫が復古と稱して想定した二院相對圖は、眞の復古とは言ひ得ないものである。なほ記録によれば江戸時代には二宮の本殿以外に、相殿・神樂殿・寶藏・御供所・廳屋等を始め、末社七十祠合せて八十五所の建物が存したといふ。

境内 最後に境内地に就いて一瞥しよう。本社境内は西方相模灘に直面し、南北は文字通り白濱が連りその中間に突出した一小丘陵がそれであつて（口繪第一圖）、天長九年の記事によれば、三嶋神と伊古奈比咩神の二神が、深谷を塞ぎ高巖を摧いて作られた神造地で、その廣さ約二千町許と記されてゐるが、もとより當時と現在との間に相

當の變化が認められるのは言ふ迄もあるまい。江戸時代に於ては、大體現在と同様な地域が境内地とせられてゐたらしく、前記伊豫の二院相對圖によつて推察し得られる。現在はその面積四千五百八十八坪、東方は縣道に接して御手洗の清流神界を境し、此處に架する石橋を渡れば鬱蒼たる巨樹天日を覆うて清爽の氣自ら迫る。數階の石磴を登り一ノ鳥居を過れば、間もなく正面拜殿前に到着、乃ち御前に額づいて頭上を仰げば、數十の石階を隔て、本殿の一部が拜せられるが、更に拜殿前より左方の小徑を迂迴して少しく登れば、その丘陵頂上に達し、親しく本殿の大前に跪くことが出来る。本殿の奥は神聖な社叢の一部で、往古そのまゝの神奈備として濫に歩を印し難い。又その東方丘端に立てば、白砂の海岸を眼下に俯瞰して、脚下に三釜の深潭が千古渝らぬ妙音を奏で、眼を轉じて大洋を見遙かせば、大小の諸島參差棋布して、恰も本社に朝獻する貢船の如くに横はつてゐる。三宅記に言ふが如く、これ等の島々が三嶋神の鳥焼によつて造成せられたと考へられた往古にあつては、目に見ゆる島々の全てを罩めた大洋の一部をも大社の境内と見做してゐたであらうと考へられる。再び立戻り拜

殿に向つて左手には廿六社を奉齋する境内末社が建ち、更に向つて右方即ち汀に近く社務所と齋館とが存在する。今もし社務所の一室に坐せば、廣濶たる太平洋の波浪を庭とし、神慮のまにまに寄り集ふといふ白砂は、時ならぬ雪景色を現じて、神韻漂渺恰も仙寰に居る思あらしむるのである。

七 末社及境内社

古來の末社 古くから本社に隸屬して、本末の關係を有してゐた神社は、本社境内を始め各地に鎮座せられ、その數は七十所の多きに達してゐた。今これを年代順に述べると、現存古記録中最古のものは、原家に藏する慶長年中の水帳（天保年中の寫）である。即ち同書の末尾に附載せられた當時白濱在住の社人中、社字を有する分がそれ、今社名の知り得らるゝものを抜記すると、

若宮八幡宮、御嶽大權現社、春日大明神社、雨宮社、天照皇大神宮、風宮社、毘沙

門社・淺間社・藥王殿・王子權現社・住吉大明神社・津嶋神社・見目大明神社・八
大龍王社・八幡宮神社・松尾大明神社（以上十六社）
名稱不明社（十一社）

右合計二十七社を存してゐる。これ等の末社は一見窺知し得られる如く、白濱神社との關係に就いては、特に密接なものと言ひ難く、白濱神社を中心とする社家各自が奉齋した社であつて、後明治時代に入り、一括本社境内に遷祀せられ、現在明細帳に登載せられてゐる。

右に對して本社と古來特殊な關係を有したと思はれる末社が、主に舊社地を中心として鎮座せられてゐた。文化十五年藤井伊豫が伴信友翁に提出した本社縁起の内には左の通り記されてゐる。

又末社は大楠社・小楠社、是は本社より四五町脇の神樂と申處の脇に、森と申候楠森の内に祭る。みよとくの神・かんのふ神・第二社・第三社・飯神・酒神・船寄神社

共に神明（カミアケ）といふ處に祭る。本社より十二三町山の手其神樂の六七町上に御手洗と、いぎや神社。是は十二社を祝ふ申して清水出て神社も御座候。其所にもビヤクシン御座候て毎年伊豆山の山伏札を納め申候。

とありちうの神・あたのみ子神康水中神階帳にひたの王子といふあり やたけの神・みたなきの神社是も十二神を祝ふと御座候
 又王子大地大宮社といふあり、御獄神社といふあり、山宮神といふあり、海神あり、
 此末社どもは、本社より七八町、十町又は十四五町も距り御座候。又本社の中の内に
 十五座ほど小祠御座候へども、一向に神名わかり不申、其外社家共各々祠を住居
 の近所に建て候へども、一圓神名相分り不申候

右に據れば、社名の知り得るもの十八社、不明のもの約十五社となり、前記社家持の
 社を加へれば大體前記の七十祠に近い數が得られる。その中で神樂・森・神明・御手
 洗等の地に奉祀せられてゐるものは、既述の如く本社の舊鎮座地と稱する地域であつ
 て、最も密接な關係を有してゐるものと考へられ、その神社名も亦極めて特殊なもの
 があり、その中の或ものは三宅記に見える三嶋神の一族神で、現に三島市に鎮座する
 官大三嶋神社の攝末社の一部とも合致してゐる。即ち見目・第二・第三・飯・酒・船
 寄・大楠・小楠等の各社がそれである。この點から見て同地が三嶋神社の舊社地たる
 ことを示すものともなる。又本社にあつてはそれ等の末社が、廣い範圍に散在的に存

在してゐるけれども、三嶋神社に於ては何れも集中的に鎮座してゐること、その間
 に注意すべき事實が潜んでゐるか考へられる。即ち本社にあつては、御鎮座當時の
 原始の姿相が、若干ながらその痕を残して居り、三嶋神社に於ては新宮として又惣社
 たる性質を附與せられた爲めに、統一的な傾向を執つたものであらうと推定されるの
 である。

何れにしても明治以前に於ける本社の末社は、白濱全體の神社を含んで居り、文字
 通り本社が一郷の總社たる狀況を示してゐたのであつて、同地方に於ける有勢の大社
 であつたことを雄辯に物語つてゐるものと言へよう。

現在の境内社 本社境内社は最近大正十年御遷宮の際整理せられ、左の廿六社を總
 括し、神明造の一般に奉齋することゝなつた（第十六圖）。その廿六社は左の通である。

一 少彦名命神社

祭神 少彦名命

由緒 萬治年間金指六左衛門創建

二 御子神社

祭神 不詳 (御子神と傳ふ)

一四〇



殿々社内境 圖六十第

五 天兒屋根命神社
祭神 天兒屋根命

由緒 不詳
三 應神天皇社
祭神 應神天皇
由緒 元和年間原庄太郎創建
四 須佐之男命神社
祭神 須佐之男命
由緒 正徳年間進士太兵衛門創建

六 天水分命神社
祭神 天水分命

由緒 寛文年間佐々木五衛門創建
由緒 寛文年間佐々木仁兵衛創建

七 天照皇大神社
祭神 天照皇大神

由緒 永正年間佐々木市衛門創建

八 級長戸邊神社
祭神 級長戸邊神

由緒 寶曆年間大沼吉五郎創建

九 木花開耶姬命神社

祭神 木花咲耶姬命
由緒 寛保年間原七左衛門創建

一〇 瀬織津姬命神社

祭神 瀬織津姬神

由緒 元祿年間土屋勘左衛門創建

一一 倉稻魂命神社

祭神 倉稻魂命

由緒 元祿年間金指安左衛門創建

一二 豐字氣姬命神社

祭神 豐字氣比賣命

由緒 承徳年間藤井平兵衛創建

一三 經津主神社

祭神 經津主神

由緒 慶長年間佐々木六衛門創建

一四 熊野神社

祭神 熊野大神

由緒 天正年間寺川善五郎創建

一五 海津見神社

祭神 海津見神

由緒 慶長年間原勘七創建

一六 海津豐玉彦神社

祭神 海津豐玉彦神

由緒 永祿年間正田傳左衛門創建

一七 大年神社

祭神 大年神

由緒 元龜年間山木藤次郎創建

一八 石長比賣命神社

祭神 石長比賣命

由緒 應永年間藤井與三郎創建
一九 若宮八幡宮

祭神 不詳

由緒 慶長年間金指七衛門創建

二〇 亥神 社

祭神 不詳

由緒 寶永年間金指忠左衛門創建

二一 大雷神 社

祭神 大雷神

由緒 元文年間土屋善左衛門創建

二二 高皇產靈神社

祭神 高皇產靈神

由緒 明應年間森小兵衛創建

二三 金山毘古命神社

祭神 金山毘古命

由緒 正保年間金指利兵衛創建

二四 金山毘賣命神社

祭神 金山毘賣命

由緒 正保年間金指善衛門創建

二五 大山祇神社

祭神 大山祇命

由緒 年月不詳藤井小兵衛創建

二六 豐受大神宮

祭神 豐受比賣命

由緒 年月不詳長與衛門創建

以上を前述の慶長年中水帳寫に存する社家と、その奉祀神社とに對比すると、約三

分の一は合致する。その他の分も白濱在住の社人によつて奉齋せられてゐた神々で、最初は各社人の私邸内社として、各家に奉祀せられてゐたのを、明治時代に入り本社



社神明二十 圖七十第

吾人が以上の諸社を通観して、不審の念を懐かしめられるものは、現在の境内社殆んど全部が、本社御祭神と何等特別な關係を有し給ふものゝないこととて、境内社の性質

境内に遷祀し、更に現在の如く統一せられたのである。又古老の言によると、古くは本社境内の松一株づゝを、各社家が各自の奉祀神と假定してゐたといふ。後述する朔日祭と共に、往古から本社と社家との密接な關係を、よく物語つてゐるものと

言ふべきであらう。然しながらとして、是些か物足らぬ感が起るのである。それにつけても想起されるのは、舊社地神明附近に古來鎮りました神々の現状である。同所には今公認神社の存在を見ないが、字産山に十二明神社が鎮座しましたし（第十七圖）、御祭神は左の十二神である。

大楠命・小楠命・御代徳命・感農八甕命・横池命・伊迦命・知宇命・尾健御子命・尾健比命・見多諾命神社・伊豆奈比咩命・穗便感應命

即ち前記伊豫の記事に見える末社の中、森及び神明の地に奉祀せられてゐた末社を合祭したものであつて、個々の御神格に就いては詳ならざるものもましますけれど、その一部は三宅記所載の一族神であることは既記の如くであり、他の諸神も亦同族神であらうと推定せられる。更に上述の如く、此地が三嶋神社の舊社地と推定されるならば、一層の縁故が認められる。故にもし本社と特に關係ある神社を擧げるならば、第一に本社を指摘すべきであり、寧ろ末社として資格を有するものであらうと考へられる。

八 祭儀及信仰

名に負ふ本國の大社として、古來祭儀の嚴重且つ鄭重に執行せられ來つたことは言ふ迄もあるまい。三宅記に據れば、往古は神事に際して極めて嚴しい齋戒と、特別な風習や服制とが守られて來たと考へられるが、それは恐らく海島に鎮座しました頃の原始的な習俗であつたらしく、現在に於てはその片鱗すらも残存されてゐない。中世以降は大體三島市鎮座の三嶋神社と同様、卯月と霜月の酉日を大祭とし、その外數十度の祭祀が行はれた。稍々年代は降るが前述後北條氏の割付書に

貳貫文 卯月霜月祭錢申上候間指置

とある如く、既に當時から年中二度の大祭に、多額の費を投じて嚴重に執行せられ來つたことを推知し得られる。江戸時代に於ては年中の祭儀七十五度と稱せられてゐた。即ち文政十三年の縁起書に

依之古へより朝夕於御神前御武運長久御船海上安全之御祈願無怠慢神勤仕來、猶年々七十五度づゝ御武運長久五穀成就之御神事祭禮舊例仕來申候。大祭は卯月初酉日

霜月初酉日

當國の嶋々又東海道君澤郡三島驛明神之儀は御本宮を仰りて四月霜月とも中の酉の日を御祭禮の日とす

其外正月十一日月々朔日九月廿日

廿一日、右之外は宮司神主禰宜四人、祝部一人、社人共凡て三十七人之者共、廳屋

と申へ打寄、先例仕來御神事祭禮之貌のみいたし候

とある。即ち當時は年中七十五度の祭儀中、大祭その他十數度の主な祭禮を除く外は型ばかり行はるゝに至つたらしい。然るに江戸中期以降、社勢の衰微に隨ひ、祭祀も亦粗略となつたことは、前記寛延二年の御初尾米證書によつて知ることが出来るが、又前掲の縁起書にも

猶貧家之社人ども故、寶曆九年之困窮より七十五度之御神事出來兼、相減申候、殊に社家等も斷絶いたし、又は貧家も有之候に付、唯今人數相減申候と記されてゐる。

明治維新後は、僅かに例祭及び四月と十一月の初酉祭・朔日祭の外は殆んど古儀を

傳へてゐない。しかし現原社司は専らその復興に努力せられつゝあるから、追々に往時の佛を遺す祭儀と、現行祭儀との整備も行はれることゝ信ずる。故に茲では主として古儀を傳へてゐる祭祀の二三に就いて具體的に記載することゝしよう。

例祭附火達祭と御幣流神事

現在には毎年十月廿九日を例祭とする。維新前に於ける九月廿日・廿一日の大祭を、太陽曆に改めた結果である。その由來に就いては殆んど傳へるものがない。しかし古來の重儀であつたことは、本祭に火達祭と御幣流神事が附屬してゐる點から大體を推察し得られよう。即ち現行の状態を述べると、當日は早朝神前に三番叟を奉奏するのが例となつて居り、毎年村内の若者が勤仕する。これを「神の三番叟」と稱する。次で午前十時頃から例祭が執行せられ、その内容に就ては規定の大祭式に準據するの外格別特殊な點は認められない。然るにその前後兩日に火達祭と御幣流神事が行はれる。即ち火達祭は前日二十八日の夜、本殿裏に於て焚火を行ひ、諸島を遙拜する祭儀で、既述の如く本社境内に接續する火達山上で行はれた所であり、今同所から往時の祭器具と考へられる土器類が発見せられてゐること

も亦記述して置いた。なほ前記縁起書にも

されば御神事の夜、火達野と申野にてかゞり火を焚き、又島々にてもかゞり火を焚合せし例なりしを云々

とある如く、古くは諸島に於ても同時に焚火を行つたものらしい。藤井伊豫はこの祭儀を以て本宮と諸島とが、古來密接な關係にあつたことを推定する一事とし、往古は諸島から本宮に對して貢物を奉つたので、その本末の關係を示すものであらうと述べてゐる。又足立猷太郎氏は、古く火達山上に烽火臺の設備があり、焚火して海上航通の人々や諸島人への合圖を行つたことが、祭儀の中へと織り込まれたものであらうとも説かれてゐる。吾人はその起源に就いて、決定的な斷定を下し得ぬが、古來祭儀の一行事として繼承せられ來つたのは、必ずや本社と諸島との間に何物かの存在を認めなければならぬであらう。原社司の談によれば、伊豆の海岸には各所に火立所があり、海上の漁船に合圖の火を焚く風習を存するので、白濱に於ても亦火達山以外の個所がこれに選定せられてゐるといふから、單に合圖の烽火からとのみ解すべきではな

いであらう。殊に興味深く考へられるのは、本儀と類似した神事が、他にも存する點である。即ち國幣中社大物忌神社と、海上數里を隔て、存する青島内の小物忌神社との間に、毎年陰曆六月十五日兩社共神靈が附近の海岸に渡御せられ、相互に火を焚き合せて祭事を行ふのである。これを大物忌神社に於ては濱出祭、小物忌神社では拍手祭と稱してゐる。これは兩社が古來特別な關係を有する由緒上から發生した祭儀であると傳へてゐる。本社と海島とが古來密接な關係にあつたことは更めて説く迄もない所であるから、兩者相互の親密を何等かの形式で永く傳へる方法として、一年一度の例祭に火を焚き合せたと解することも出来よう。又海島諸神の源頭たる本社の例祭を、遠く諸島へ知らしめ、諸島から本社へ遙祭の機を與へたとする解釋も可能である。なほ後述する御幣流神事とも合せ考ふべき點があらう。

次に御幣流神事に就いて見る。現在は例祭の終つた翌日即ち十月卅日午後五時頃に行はれる。先づ豫め本社へその由を奏上し、次で神社裏の海岸に齋場を設け、幣串一本を立て、神饌を供し、諸島へ對して遙拜を行ひ、之を終れば幣串と神饌とを一括し、

附近の大明神岩と稱する巖頭から海中に投入するのである。この時毎年必ず西風が吹いて御幣を海島へ送ると信ぜられ、今でもこれを御幣西かへたしと稱してゐる。明治二年の書上にも「古より里人の云傳に九月廿一日には必ず西風の吹くといふ事申來り候、これは御子等嶋々にましますゆゑに白濱明神より神酒流されし由云々、俗にランベ流しと申候」と述べてゐる。なほ右に關しては異傳のもあつて、先づ例祭の當夜東風吹き三宅島より御幣三本が流れ來り、神社後方の御釜に入り、祭禮終れば西風吹き、御幣は島へ還るとも傳へてゐる。

この御神事は島と本社との密接な關係を示すものとして注目すべき内容を有してゐると思ふが、第一に考へられることは、御幣を御靈代とするならば、本宮から緣故の深い神等の鎮ります諸島へと渡御せらるゝ意味とも考へられ、又三宅島から流れ來るとすれば、海島諸神の源頭たる本社の例祭に、諸島から來會して祭儀を執行した儀式の殘存とも推考せられる。第二には御幣を幣帛の一種と見ること、本宮たる本社から海島の諸神への頒幣が儀式化せられたものとの考察である。足立歙太郎氏は専ら後

説を主張⁽³⁾し、中古國司が海上の往復に悩み、諸島の神社へ奉るべき幣帛を、本社に供して例祭の終了後に頒送せしめた遺儀であつて、本社が古來伊豆國の總社たる性質を有してゐた一證ともなるとしてゐる。何れにしても本社例祭前後に行はれる火達祭と御幣流神事とは、例祭の意義を最もよく示現する神事として、共に本社と海島諸神との關係を物語るものであらうと思ふ。なほ本祭儀を古く俗に生姜祭と稱したことが縁起書に見えてゐるが、今はその稱呼を見ない。

酉祭 古來の神事である。今も従前通り四月と十一月初酉日に行はれる。前記北條氏忠の白濱割付に、本祭の爲め貳貫文が宛てられてゐた通り、本祭は往古からの重儀であつた。又文政の縁起にも「大祭は卯月初酉日霜月初酉日」と記し、割註に三鳥驛の三嶋神社に於ては本社を憚つて四月・十一月の中酉日に同祭を行ふ旨を附記してゐる。現在は同日中祭式に則り祭儀が行はれ、村長・區長・氏子惣代を始め村民が參拜する程度で、特別な行事を伴つてゐない。但し明治以前には濁酒を製造してこれを供し、又鶏類を神饌に加へない慣習を有してゐたといふ。

本祭の由來に就いては詳細を傳へたものがない。たゞ古來雞は御祭神の神使であると言はれ、神の好まれる所とし、祭儀の當日生鶏を奉獻する風習があり、又神主原家では古來鶏を食べない例であつたとも傳へてゐる。かゝる民俗慣習から推定して、鶏と御祭神との關係が並々ならぬものを有してゐたことを知るのである。鶏を神使とすることは、伊勢皇大神宮を始め各社に存する所で、本社と若干の關係を有する伊豫國大山祇神社に於ては、白鳥（鷺）を以て神使とする。神道集によれば、三嶋大明神の一子が鷺に攫はれながら生命を完うした爲め、後にこれを鷺大明神と崇め、武藏國太田庄鷺宮に鎮まりましたと傳へてゐる。蓋し江戸時代以降隆盛となつた「酉の待」は、同社に因む祭禮行事の一であるが、それと本社の酉祭とは全然別種の祭儀とすべきであらうか。更に鶏を食べないといふ習俗も亦廣く行はれてゐる所であるが、就中その最も著名なものは國幣中社美保神社に於ける鶏禁忌であつて、同地の氏子は一切之を食べず、勿論鶏卵の如きをも同様に避けてゐる。それは御祭神が鶏を憎み給ふが故であるとの説明を附してゐる。又官幣中社長田神社に於ても同様の風習が存する。各

地に存する同種の禁忌も、大方は同様な理由に據つてゐるものが多い、これは神使の意義と相異なるやうであるが、一面に於ては神使なるが故にこれを禁忌とする風習が生ずる場合を考慮すれば、兩者の習俗は必ずしも相反したものである。又現在の如く三嶋神社の祭神を事代主命とすれば、美保神社や長田神社の御祭神と同一であつて、この間に何等かの脈絡を存するが如くにも推考せられるのであるが、遽かに斷言することは出来ない。なほ前述の如く官幣大社三嶋神社に於ても、古來酉祭が存し、古くは境内に多數の鶏が棲息してゐた。恐らくその起原は本社の酉祭と同一であらうと推定される。

朔日祭 毎年六回（一月・五月・九月・十月十七・十月三十・十一月）各月の定日に行はれる祭儀で、明治初年の制定に係る（資料篇二の3類参照）起原は本社の三十七社家が、順次に歸農して祭儀に専念し得ない状態となつたが、古來本社と特別な關係を有してゐた家柄として、その縁故を絶さないやうにする爲に、毎年數回一同が神前に集合して、普通り祭祀を執行しようとの申合をなした結果である。現在も懈怠なく行

はれてゐる。その内容は各社家が輪番で主役となり、當日一同社務所に集合し、各自持參の神酒・神饌を本社竝に末社へ供し、主役が祭儀を執行し、祭儀終つて一同樂しく直會を行ふのである。

本祭は上述の如く社家側の中合から起つた祭儀であるが、古來本社に於ても毎月朔日には祭儀を執行して來たので、所謂年中七十五度の祭祀中に加へられてゐたことは、前記の縁起書にも見ゆるのである。故に近世古來の祭儀が萎靡し、毎月朔日の祭儀も何時しか行はれ難き状態となつた時、社家達の申合によつて之に替ふる祭儀が制定せられ、連綿現在に至つたと見るべきであらう。

浦始祭・浦終祭・感謝祭 現在本村を維持し且つ村民を潤はしめる唯一の資源が、専ら附近の海中に産出する石花菜に存することは改めて説く迄もない。同草が何故同所のみ繁殖するかについては、正しく一種の驚異であり、神慮の致す所と考へざるを得ない。更にその結果本村をして天下の富邑たらしめ、その名が宇内に喧傳せらるるに至つたのも、亦歸する所は神徳の恩頼であると考へるのが當然である。故にこれ

に對する祈願奉賽感謝の祭儀が行はれるのは當然である。然し本祭の起原は極めて新しく、石花菜の恩恵に裕すること多きを加へ來つた近年より始められた。

祭儀は三回に分れ、何れも小祭で行はれる。第一は「浦始祭」である。五月一日即ち石花菜採取の解禁日に當り、その豊饒を祈願する。關係者一同參拜、蜃女の社參が特記される。次は十月中旬から廿日頃の間に行はれる「浦終祭」である。即ち同草採取の最後であつて、多量の獲物に對する奉賽の意義の下に行はれる。その模様は浦始祭と同一である。次に十月末日頃にその感謝祭が行はれ、製作された同草の初穂を神前に奉獻して感謝の意を示すもの、同じく關係者や蜃女の參拜がある。

信仰 本社が古來顯著な稜威に輝き給ひ、上下の尊信極めて篤かつたのは、既に由緒の項に於て述べた所であるが、更に今も地元に残存する數々の民俗信仰は、極めて卑近な事例の中に、廣大な神威の反映が窺はれ、忽諸に附し難いものを存してゐる。故に今その二三を附記して参考に供し、神徳欽仰の一助としよう。

(イ) 漁人の信仰

白濱村民は大體に於て半漁半農である。故に彼等平生の生業に就いて神徳の冥助を希求することは言ふ迄もない。即ち本社が第一に海上安全及び豊漁祈願等、漁人側からの對象とせらるゝのは當然であらう。海上安全に對しては古來屢々その靈驗を示し給うたのであつた。故に文政五年縁起書に

又船人共闇夜海中にて難風に逢方角を失ひし時は、身を清め祈願いたせば火をあらはし玉ひて、其方角をしらしめ給ふこと嚴重なるよし、其時は船頭水主共にみなく髪をきりて神前へ奉納るなり

と見え、その風は今に傳はつてゐる。

更に敬虔なる信仰の見られるのは「掛けの魚」と稱する民俗である。それは漁船が海上に於て漁獲のあつた時、先づ最初の獲物を船尾に存する「ヨコガミ」(鳥居形の木)に取り掛け、拍手して本社を拜することであつて、豊漁奉賽の爲め、初穂を奉獻するの意である。なほ掛けの魚は歸村の際神主家へ持參するを例としてゐる。

(ロ) 雨乞

雨乞に對する靈驗の顯著なことは、由緒の條に述べた如く極めて古代からの信仰であつた。爾來引續き今に至る迄持續せられてゐる。その方法は先づ神社に於て三番叟を奉納し、村中三部落の人々が裸體となり、海中に入り水垢離を行つて社參すること屢々に及ぶ。これを「千垢離」と稱する。因みに境内の裏海岸に垢離取場と呼ぶ所があり、同所で禊するのである。なほ例祭の際にも同所で修祓を行ひ、又平生でも心願のある人は其處で禊齋した後に參拜する慣習となつてゐる。

(ハ) 御田植關係

一面に於て本社の信仰は農耕關係にも頗る密接である。即ち春季種子下しの砌、神札を「カツノ木」の先端に挟み、苗代田の畔に立て、豊饒を祈願する風がある。同様の民俗信仰は各地にも行はれて居る。

(ニ) 御砂信仰

本社を中心とする海邊の白砂は、神の御砂として他へ一粒も散亂することなく古來神祕的な存在とせられ來つた。即ち文政五年縁起書に

白濱の濱の砂と新島の濱の砂は雪のごとし。あやしきかな此砂大風には海へ吹込て、海邊うまるほどなるに、白濱の大宮の際の古根が濱と大濱の二處にのみありて外の濱へは聊もよることなし。又風止めばいつとなく古根ヶ濱と大濱に自らあがるなり。如此が故にか昔より神のおしませ給ふ故に他所へ持行かば色かはると云りと述べてゐる。かくの如き奇瑞を示す御砂なるが爲め、村民はこれを頂いて身に帶び武運長久の護符とし、又これを水中に入れて飲めば水當りしないと信じられてゐる。

〔註〕(1) 三宅記に「汝能々可聞、明神ノ御代官トシテ可有様ハ、先能々垢離ヲ取、清キ山へ入テ、水ヲ汲テ頭ヨリ掛リテ、扱テ髪ヲ三ツニ分テ、左ノ髪ヲバ八處結ビ、右ノ髪ヲバ七處結ビ、背ノ髪ハ六處結ビ、左ノ髪ニハ水ヲ八度灑ギ、右ノ髪ニハ七度洒ギ、背ノ髪ニハ六度カケ、扱テ下冠ヲ着テ、上ニハ桑ノ木ノ根ノ直グ成ルヲ切テ皮ヲムキ、角ニツ立テ額ニ付テ、薛ノ葛葉ノシゲキヲタスキニ掛テ、凡夫ノ火ヲ不食シテ、上十五日ハ大明神后々王子ノニ仕フベシ。下十五日ハ此ノ裝束ヲ替ヘテ凡夫ニ成ルベシ。毎月此裝束ヲ替フベキナリ」と見えてゐる。即ち神明に奉仕する作法として、古くかくの如き習俗が行はれてゐたことを窺ひ知るのである。因みに原社司の談として、現在に於ても本社の祭儀や諸人の信仰風俗の中に、海水で垢離を取ることが屢々行はれてゐるといふ。或は如上の風の一端が傳へられたとも見ることが出来る。

- (2) 民族藝術一ノ一〇號「諸國祭祀曆」
 (3) 足立鐵太郎氏「神潭」及「南豆神祇誌」第七章
 (4) 西の待は江戸時代大鳥神社に於ける祭禮(十一月酉日)を稱し、主に東都の一行事として著名であり、今もなほ餘風を存してゐる。その起源は不明であるが、老鷄を神前へ奉納した行事から發達したと説かれてゐる

九 祀 職

古來の社家 文政十三年の縁起を始め、江戸時代の書上類には、何れも三十七社家の存在を記載して居り、更にその中に宮司・神主・禰宜・社家等の階級と名稱とを存してゐたことが知り得られる。今右の内容を資料中から摘出すると、先づ原氏藏の慶長年間御水帳寫によれば、末尾に附載する「坪屋敷持書拔」の中に、社を有する家二十八が擧げられてゐる。それは原田に十四家・長田に十一家・板戸に三家で、その中原田の原豊後一家のみ「御宮神主」と記されてゐる。即ち本社専任の神主家である。

次で寛文二年の棟札には「神主 原豊後守影義」と「禰宜十八人」とが記され、延寶三年の棟札に於ても同一に記載せられてゐる。然るにや、降つて寛保元年の棟札では「神主 原藤藏家次」一人が記されてゐるのみである。これは恐らく前記寛延六年正月の御初尾米證書に見える通り、社領の退轉に従ひ、禰宜社家の多くが歸農して、實際の社務に預らなかつた爲めであらう。故に享和元年の棟札にも同じく「神主 原彌次右衛門」一人を擧げてゐる。次で藤井伊豫が禰宜として活躍した文化年間から天保の初年迄は、専ら伊豫の宰領に委任せられた觀があるが、伊豫が文化十三年平田篤胤大人に請うて本社縁起を作製した時には「神主 原土佐壬生實」「禰宜四人」「社家二十二人」と記してゐる。恐らくは舊來の社家全部を列擧したものであらうが、事實それ等が社務に當つてゐたかは疑問である。それがやがて文政十三年の伊豫の縁起には「白濱大社宮司大方伊豫」一人のみを堂々と記して居り、天保五年の同縁起にも「伊豆國大社宮司藤井伊豫」の名のみを掲げてゐる。是は蓋し伊豫一人の手に成つた縁起であるから、他の社家を省いたものであらうと思はれるが、事實に於て當時本社を代表す

る社人は伊豫一人を擧げるより外に人が無かつたのであり、且つ伊豫が今迄使用しなかつた宮司の稱を附してゐるのも、彼の越稱ではあらうが、その意圖や極めて壯とすべきである。當時の状態に就いては、彼の縁起中に

右之外は宮司神主・禰宜四人・祝部一人・社人共凡て三十七人之者共、廳屋と申へ打寄、先例仕來候神事祭禮之貌のみいたし候。猶貧家之社人ども故、寶曆九年之困窮より七十五度之御神事出來兼、相減申候。殊に社家等も斷絶いたし、又は貧家も有之候に付、唯今人數相減申候

とあるので、大體を推知することが出來ようと思ふ。なほ明治三年三月本社より葦山縣に提出した「社家數書上帳」によれば、禰宜原彌治右衛門の外に社家二十七家を擧げてゐる。即ち明治初年に於ても、右二十八家が全體舊來の制を遺存してゐたのである。現在でもほゞ同様な状態を呈し、神主原家を除く廿七社家は、皆歸農し、平生祭祀には預らないが、遷宮及び大祭の砌は、古來の慣習により、或は俗人となり、又は白丁に任じ、祭務の雜役を奉仕する規定となつて居り、且つ朔日祭には全部の社家

が本社へ集合して祭儀を行ひ、往古以來の關係を持続してゐるのは、他に類例の少い稱揚すべき事例に屬するであらう。今參考として左に古來の二十八社家を、慶長・天保・明治の各時代に比較配列して表示することゝしよう。

1 奉祀神社	2 慶長年間	3 天保年間	4 明治初年
若宮八幡社	新治郎	原田おかた	社家佐々木 六郎右衛門
御嶽大權現社	越後	板戸長谷川 治郎三郎	社家森 小兵衛
社	又六	原田中井 又六	社家金 指安左衛門
社	下ノ彌三郎	原田寺川 善五郎	社家寺 川善五郎
春日大明神社	五郎左衛門	原田いづみ 權右衛門	社家佐々木 五右衛門
雨宮社	治郎兵衛	原田同 仁兵衛	社家佐々木 仁平
天照皇大神宮社	市右衛門	原田佐々木 市右衛門	社家佐々木 市右衛門
風宮社	彦右衛門	長田沼た 吉五郎	社家大 沼國右衛門
毘沙門社	奎助	原田つゝ井 甚七	社家原 忠吉
淺間社	雅樂助	原田大木 七左衛門	社家金 指善右衛門